

鮮國在留帝國臣民取締法、戶籍法、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法、外國領海水産組合法、郵便法、電信法及電信線電話線建設條例中各省大臣の管掌に屬する事項是れなり。其の他法律又は命令の規定に依り統監の職權に屬せしめられたる事項尙多しと雖も今一々之を列擧するの煩を避けたり。

統監府の職員は初め總務長官(勅任)、農商工務總長、警務總長(勅任又は奏任)、祕書官(專任一人奏任)、書記官(專任七人奏任)、警視(專任一人奏任)、技師(專任五人奏任)、通譯官(專任十人奏任)、屬、警部、技手、通譯生(專任四十五人判任)を定員としたるが、明治四十年三月勅令第十五號を以て官制を改正し外務總長(勅任又は奏任)を置き同時に書記官專任七人を六人に減じ、次いで同年三月勅令第六十五號を以て技師定員五人を十人、内一人を勅任と爲すことを得となし判任官四十五人を五十九人に増加せり。又外に明治三十九年勅令第十五號を以て統監附陸海軍武官々制を定め陸海軍武官各一名を置き陸海軍少將又は佐官を以て之に補し統監の命を受けて事務に服せしめたり。

明治四十年七月日韓新協約の改訂あり、韓國に對する帝國の地位更に一新したるを以て乃ち之に應じて統監府及理事廳の組織を改め、同年九月勅令第二百九十五號を以て官制を改正せらる、其の要領左の如し。

(一)統監の職權を擴張し其の第三條に於て、統監は韓國に於て帝國政府を代表し條約及法令に基き諸般の政務を統轄すと規定す。

右改正の結果舊官制第五條及第六條を削除す。

(二)新に統監府に副統監を置く。副統監は親任とし、統監を補佐し統監事故あるとき其の職務を代理するものとす。

(三)統監及副統監の外統監府の職員は總務長官(勅任)、參與官(專任二人勅任)、祕書官(專任一人奏任)、書記官(專任六人奏任)、技師(專任四人奏任)、通譯官(專任九人奏任)、屬、技手、通譯生(專任四十三人判任)とし、尙韓國宮

内府及各部の次官たる者は之を統監府參與官とす。乃ち是を舊官制に比すれば外務、農商工務、警務三總長は廢官と爲り、新に參與官二人を置き、祕書官は一人を増し、書記官には増減無く、技師は六人、通譯官は一人、判任官は十六人を減じ、警視及警部は總て是を廢官とせり。

同時に所屬官廳官制の改廢亦少からず。

明治三十八年十二月侯爵伊藤博文統監に任ぜられ、次いで總務長官鶴原定吉以下夫々任命せらる。乃ち翌三十九年二月一日統監府及理事廳の事務を開始せり。統監府の事務は官制の改定に伴ひ且つ處務の便宜上時に多少の變更を経たるも明治四十年九月官制改正當時に至るまで遵據したる規定に依れば、府に總務部、外務部、農商工務部及警務部を置き總務長官並に各總長之を掌理し、部は之を課に分ち、課長を置きて事務を分掌せしめたり。即ち總務部には祕書課、人事課、文書課、會計課、地方課の五課を、外務部には韓國課、外國課の二課を、農商工務部には商工課、農林課、水産課、鑛務課の四課を、警務部には警務課、保安課、衛生課の三課を置き、別に法制審査會を設け、府の高等官より命ぜられたる委員長及委員若干名を以て之を組織せり。

明治四十年九月官制改正の結果、同十月府訓令第十號を以て統監府事務分掌規程を改正し、府に統監官房、外務部、監査部及地方部を置き、統監官房長は總務長官、各部長は總務長官又は參與官を以て之に充て各其の事務を常理せしむ。而して統監官房は之を文書課、人事課及會計課に分ち課長を置きて其の事務を分掌せしめ、外務部に於ては領事館及外國人に關する事項、韓國移民に關する事項、條約及取極書に關する事項、儀式並に敍勳に關する事項を掌り、監査部に於ては法令及處分の審査に關する事項を掌り、地方部に於ては地方行政に關する事項、殖産及金融に關する事項、宗教及教育に關する事項、司法及警察に關する事項を掌る。

統監は定期及臨時に參與官會議を召集し、總務長官及參與官をして重要事項を審議せしめ又韓國内閣總理大臣及各部大臣を定時及臨時に召集して施政改善に關する協議會を開くを例とせり。

韓國顧問制度 統監府設置以前より參與官として韓國政府に傭聘せられたる帝國官吏若くは官吏に非ざる帝國臣民も亦甚だ少からず。其の主なるものは財政顧問、警務顧問、軍部顧問、官内府顧問、學政參與官等にして、或は協約の結果帝國政府の推薦に依りたるものあり、或は韓國政府の發意に基き帝國政府が好意上推薦の勞を採りたるものあり、各就職の事情を異にすと雖も、統監府設置と同時に擧げて統監に歸したるに至りては則ち一なり。此等の顧問若くは參與官は概ね補佐官、教官其の他の名義を擔へる多數の帝國官吏若くは邦人を部屬とし、特に財務、警務兩顧問部は其の所轄事務の繁多なるに比例し、最多數の邦人を傭聘して部務を分掌せしめたり。

統監府設置以後に於ても韓國庶政の改革上大に邦人の助力に俟つの必要あるを認め、從來の制度を變更せざりしのみならず益々之を擴張し同時に議政府及從來日本人を傭聘せざりし各部にも、多數の日本人をして處務に參與せしむるに至れり。今統監府設置後に於ける韓國政府傭聘日本人の主なる配置を擧ぐれば、官内府には顧問及補佐官ありて宮中の議に參與し、軍部に顧問及教官ありて軍政の諮問並に軍隊訓練の事に與り、度支部に於ては財政顧問及多數の邦人ありて顧問本部並に同地方支部に分屬し、政府全般の財政、徵稅及金融の事務を監督し、又別に水道局を設けて仁川、平壤及釜山の水道事業を指揮監督せしむ。其の他稅關、航路標識等の事業に従事する邦人も亦尠からず、學部には參與官及事務官ありて學政に參與し並に教科書編纂の業に従ひ、内部には參與官及囑託ありて内務行政及地方行政の議に參し、別に警務顧問及補佐官以下多數の帝國警察官をして警察機關の整備、皇宮の警衛並に一般治安の維持に當らしめ、外に道路開鑿の事務を掌らしむる爲め治道局の設けあり、日本人技師及事務官専ら其の局に當れり。法部には參與官及補佐官ありて司法の事を

指導せしむる外、尙各道裁判所に帝國裁判官を補佐官として配置し裁判の公正を保たしめ、農商工部には鑛務技監其の他の囑託員ありて鑛山、園藝及移民の事務に與る等、韓國政府の各部各局に互りて遍く傭聘日本人の參畫干與せざる所なく、而して統監府の指導方針を承け有效に其の成績を擧ぐるを得せしめられたり。

明治四十年七月日韓新協約を改訂し其の第四條に於て日本人の韓國官吏に任用せらるべきを規定するに至り、此等顧問若くは參與官制度を繼承するの必要なく、傭聘日本人は概ね引續きて韓國政府の官吏に任ぜられ、統監府の官制改正と相俟つて韓國に於ける施政改善の機關は此に一層の進境を見るに及べり。

臨時間島派出所 豆滿江流域に在る間島一帯の地方は、多年清韓兩國の係争地として境界明確ならず、然かも所在官民は清國移住民に比して多數なるに拘らず、近年清國政府は同地方に政廳を設けて韓民を征し加ふるに馬賊の跳梁、清人の抑壓を以てし韓民の窮狀甚だ憐むべきものあり、地方人民より狀を具して韓國政府に保護を求めたる結果、統監府は則ち其の依頼に應じ取敢へず所在韓民を保護して其の途に安んぜしむるの必要を認め豫め清國政府に知照して、明治四十年九月陸軍歩兵中佐齋藤季治郎をして少數の憲兵及警察官を率ゐて同地に前往し、六道講龍井村に駐留して地方撫綏の任に當らしめ又同十月一日より郵便局をも設置せり。清國地方官憲は之に對し數々撤退を求めたれども、我は當然之を拒絶し爾來二箇年間島に關する問題は日清兩國政府の懸案と爲り、其の間統監府は四十一年四月勅令を以て統監府臨時間島派出所官制を公布せしが、日清兩國政府折衝の結果は遂に四十二年九月四日間島協約を北京に調印し、間島が清國領たるを認むると同時に、同地在任の朝鮮人は國法上清國人と同一の待遇を受くることに締約せられたり。

理事廳 明治三十八年十二月勅令第二百六十七號統監府及理事廳官制に據り、韓國内樞要の地に理事廳を置き其の職員は理事官、副理事官(奏任)、屬、警部、通譯生(判任)とし、一理事廳に副理事官二人以上を置く場合に、其の一人は主

として法律事務を掌るものとす。尙統監は統監府技師、通譯官及技手をして理事廳に在勤せしめ、其の必要と認むる理事廳には警視を置くことを得べく、而して各理事廳には巡查を配置し、後必要に應じ併せて看守をも置くを得とせり。

明治四十年九月官制改正せられ、理事廳職員中警察官を全廢し同時に各理事廳に看守長及看守を置く。是れ韓國政府と警察事務の執行に關する取極を爲し、理事廳に警察官を特置するの必要なに至りたるに依る。理事官の職權は次の如きものなり。既記の如しと雖も便宜茲に再掲す。

(一)理事官は統監の指揮監督を受け、從來韓國在勤領事に屬したる事務並に條約及法令に基き理事官の執行すべき事務を管掌す。

(二)理事官は安寧秩序を保持する爲、緊急の必要ありと認むる場合に於て統監の命を請ふの違なきときは、當該地方駐在帝國軍隊の司令官に移牒して出兵を請ふことを得。

(三)理事官は韓國の施政事務にして條約に基く義務の履行の爲必要あるものにつき事緊急を要し統監の命を請ふの違なきと認むるときは、直に當該韓國地方官憲に移牒して之を執行せしめ後之を統監に報告すべし。

(四)理事官は理事廳令を發し、之に罰金十圓以内、拘留又は料料の罰則を附することを得。

尙理事廳は其の管轄區域内に於ける訴訟事件の始審及非訟事件に關する事務を行ふものとす。其の他法律又は命令に依り理事廳又は理事官の職權に屬せしめられたる事項ありと雖も省略す。

理事廳の位置及管轄區域 統監の定むる所にして明治三十九年二月一日、統監府開廳の際に於て釜山、馬山、木浦、仁川、京城、鎮南浦、平壤、元山及城津の十箇所に、同八月大邱に、同十一月新義州に、翌四十年十二月清津に各順次理事廳を設置せられ都合十三箇所となれり、其の管轄區域左の如し。

- 釜山理事廳 慶南々部一帯 慶北東部沿岸一帯
- 馬山理事廳 江原沿岸一部
- 慶南西南部一帯(釜山、大邱ノ管區ヲ除ク)
- 木浦理事廳 全南一帯
- 群山理事廳 全北一帯 忠南々部一帯
- 京城理事廳 京畿東部一帯 江原西部一帯 忠北東部一帯
- 仁川理事廳 忠南西北部一帯 黄海東部一帯
- 平壤理事廳 京畿西部一帯 黄海南部一帯
- 鎮南浦理事廳 平南東部一帯 黄海東部一帯
- 元山理事廳 黄海西北部一帯
- 咸南一帯 江原東北部一帯
- 城津理事廳 咸北西南部一帯
- 大邱理事廳 慶北沿岸ヲ除ク一帯 忠北東南部一帯
- 新義州理事廳 江原南部一帯
- 清津理事廳 平北一帯
- 咸北北部一帯

理事廳職員の定員は當初の官制に於て理事官、副理事官通じて三十人、警視通じて五人、屬、警部、通譯生通じて九十人、又統監府及理事廳巡查の定員は明治三十九年四月統監府令第九號に依り通じて五百人と定めらる。其の後時々多少の改正あり、同四十年末に於ける定員は理事官、副理事官通じて三十人、屬、看守長、通譯生通じて七十六人なり。而して理事廳警察官定員に關する規定は同四十年九月官制改正の結果全部削除せられたり。

理事廳支廳 韓國地方政治改善の急務たるや敢て言を俟たず。即ち一面に於て中央各部局に對する指導を怠らざると同時に、他の一面に於ては速に地方の弊政を刷新するの必要あり、明治三十九年九月地方制度の改正發表せられ、官守の系統範疇を正し、府郡の境界を改め、官吏の俸給を加へ、銓考の規定を設くる等漸次地方政務の進捗を期せりと雖も、漫然其の實行を韓國官吏に放任するは決して當初の目的を達する所以に非ず、茲に於て十三道觀察府所在地に日本官吏を駐在せしめ、以て該地方官憲の指揮監督に當らしむるを適當なりと認め同年九月二十六日統監府令第三十七號理事廳支廳分掌規程に依り理事廳管轄區域内に同支廳を置くこととせり。次いで同年十一月に至り、理事廳支廳執務規程韓國地方施政に關する理事官の執務規程を發布し、同時に理事廳支廳の名稱位置及管轄區域を定む。此等の規程に據りて理事官及理事廳支廳の副理事官は韓國の地方施政に關し當該地方官憲に對して其の意見を述べ其の事務の施行を幫助監視し、外國人に關する事務に就ては上官の命を受けて韓國地方官憲を指揮監督し且つ其の區域内に於ける韓國傭聘日本人職員の仕事を幫助監視するの職務に服したり。然るに明治四十年日韓新協約締結の結果日本人を韓國官吏に任用するの途啓け支廳在勤の副理事官は何れも道書記官に任せられ、直接施政の任に當ることゝなれるを以て爾後理事廳支廳の存在を必要とせず同年十二月三十一日限り各支廳とも凡て廢止せられたり。今理事廳支廳の名稱並に其の設置廢止年月を左に掲ぐ。

支廳名	管轄本廳	設置	廢止
水原	京城	三十九年十一月十八日	四十年十二月三十一日
忠州	京城	四十年六月八日	同
海州	仁川	三十九年十一月十八日	同
公州	群山	同	同
全州	群山	同	同
光州	木浦	同	同

所屬官廳	(一) 通信官署	(二) 勸業模範場	(三) 鐵道管理廳	(四) 法務院	(五) 財政監査廳	(六) 觀測所	(七) 營林廠
晉州	馬山	同	同	同	同	同	同
咸興	元山	同	同	同	同	同	同
鏡城	津津	同	同	同	同	同	同
清津	新津	同	同	同	同	同	同
新義州	新義州	同	同	同	同	同	同

等を數ふべし、以下順次説敍せむとす。

(一) 通信官署 韓國に於ける帝國通信事業は遠く明治九年に其の端を開き、同年十一月一日釜山郵便局の開設を以て在韓國通信官署の嚆矢とす。爾來日韓兩國の關係親密を加へ韓國に於ける邦人發展の歩を進むるに従ひ遞次郵便官署を増設し、明治三十八年三月末日に於ける在韓國郵便局所の數は郵便局十、同出張所六、郵便電信受取所一、郵便受取所四十四、電信取扱所十、合計七十一箇所の多きに上れり。同年四月一日韓國通信機關委託に關する日韓兩國政府の協定成立し、同五月十八日より七月一日に至る迄の間に韓國通信機關一切の引繼を了す。次いで統監府設置せらるゝに及び在韓國通信官署を擧げて統監の管理に屬せしむることゝなり、同十二月二十日勅令第二百六十八號を以て統監府通信官署官制を定めらる。其の要領を擧ぐれば統監府通信官署は統監の管理に屬し韓國内に於ける郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信及電話に關する事務を掌り、明治三十九年五月勅令第百五號を以て更に統監の指定に依り韓國々庫金の出納保管に關する事務を掌ることゝなれり。通信管理局は之を京城に置き郵便局及郵便所を全國に配置し其の職員は通信管理局長(勅任又は奏任)、同事務官(專任三人奏任)、通信事務官(專任七人奏任)、通信事務官補(專任十三人奏任)、通信技師(專任六人)、通信屬(專任二百八十人判任)、通信技手(專任三十二人)、通信手(專任三百二十二判任)、郵便局長及郵便所長より成り、

明治四十年末現在局所数は郵便局五十一、郵便電信取扱所二十五、郵便取扱所百十七、郵便所七十二、電信取扱所五十、郵便繼立所一、郵便所百六十六、郵便交換所七、郵便受渡所三、合計四百九十二箇所を算したり。

(二)勸業模範場 統監府勸業模範場官制は、明治三十九年四月勅令第九十一號を以て公布せらる。同場は統監の管理に屬し韓國産業の發達改良に資する模範及試験、韓國物産の調査並に産業上必要なる物料の分析及鑑定、種苗、蠶種、種禽、種豚等の配付、産業上の指導、通信及講話を掌り場長、技師(專任六人)、助手(專任八人)、書記(專任四人判任)を置く。同六月十五日京畿道水原に開設し、次で棉花栽培協會の委嘱に應じて木浦に出張所を設け韓國に於ける棉花栽培事業を獎勵監督せり。同十月日韓兩國政府間に勸業模範場を韓國政府に讓渡するの議起り同月二十六日韓國政府參政大臣より統監府に照會する所あり、十一月同場の事業は從來經營の方針を變更せざるべく且つ同場に屬する土地は官有財産管理規則第七條第一號及第二號に依り其の借受期間即ち十箇年間、又建物、器具、器械、書籍等は同第四號に依り先づ三箇年を限りて無料貸付し期限滿了後には更に更新繼續貸付すべきを條件として明治四十年四月一日以後愈々之を韓國政府の管理に移せり。韓國政府は則ち同三月二十二日勸業模範場官制を發布したり。

(三)鐵道管理局 明治三十九年七月京釜鐵道買収に先ち同六月勅令第七十六號を以て鐵道管理局官制を定め、同鐵道の管理を統監府に屬せしめらる。同九月京義、馬山兩軍用鐵道線の統監府管理に歸すると同時に勅令を以て特に管理局内に臨時鐵道建設部を置き専ら右兩線の建設及改良に關する事務を掌理せしめ、同四十年三月更に官制を改正し同時に建設に關する勅令を廢し管理局官制中に併合せり。

統監府鐵道管理局は統監の管理に屬し韓國に於ける鐵道の建設、改良、保存、運輸及附帶の事務を掌るものとし、長官(勅任)、事務官(專任十人奏任)、事務官補(專任八人奏任)、技師(專任二十五人、内二名を勅任と爲すことを得)、通譯

官(專任一人奏任)、書記(專任二百二十二人判任)、助手(專任六十五人)、通譯生(專任二人判任)を置き、尙臨時建設部を附屬せしめ單り京義、馬山兩線のみならず汎く建設及改良工事を掌らしむ。之が爲め事務官(專任四人奏任)、事務官補(專任四人奏任)、技師(專任十九人、内一人を勅任と爲すことを得)、通譯官(專任三人奏任)、書記(專任七十四人判任)、助手(專任九十人)、通譯生(專任六人判任)を増置せり。

(四)法務院 從來韓國在勤領事の裁判に對しては、長崎控訴院並に大審院に控訴上告することを得るの規定ありしも、韓國の現状に照し寧ろ二級審制を採用し、高等裁判所を韓國に設置するの便宜且つ必要なきを認め、明治三十九年六月法律第五十六號を以て韓國に於ける裁判事務取扱規則、同勅令第六十四號を以て統監府法務院官制を定め、法務院は終審として理事廳の裁判に對する上訴を管轄せしむることゝ爲れり。

右法務院は統監の管理に屬し、韓國に於ける司法事務を掌るものとし院長、評定官(專任四人奏任、内一人勅任)、檢察官(專任一人奏任)、書記(專任五人判任)を置き院長は勅任評定官を以て之に充て院務を總理し司法事務に關して理事官を指揮監督す。

(五)財政監査廳 日韓協約に依り韓國政府に傭聘せられたる財政顧問は、統監府設置以後統監の監督の下に韓國の財政を指導監督し來りしが、明治四十一年三月勅令第十九號を以て統監府財政監査廳官制を定められ、韓國財務顧問たる者を以て監査長官とし、統監の指揮を受け協約に基き韓國財務に關する事項を掌理せしむ。其の職員は監査長官(勅任)並に財政監査官(專任二十人奏任、内一人を勅任と爲すことを得)より成り同五月十日統監府訓令第十三號を以て事務分掌規程を定め廳に總務、税關、理財、稅務、主計の五部を置く。尙財政顧問本部は財政監査廳と互に表裏して韓國財政指導の任に當るものなるを以て同部に於ても、監査廳官制及同事務分掌規程に準由して事務の整理及統一を圖ることゝし、同月

財政顧問本部事務分掌規程を定め部課を分てり。此の二者は畢竟事實に於て同一の組織に外ならず、只韓國財政に對する指導及監督上、官守の系統を正したるに過ぎざるなり。同四十二年九月統監府官制改正と同時に統監府財政監査廳官制も亦廢止せられたり。

(六) 觀測所 明治三十七年戰役に際し我文部省は軍事當局者の要求に應じ、仁川其他韓國沿岸樞要の地點に臨時觀測所を設置したるが、明治四十年三月勅令第七十號を以て統監府觀測所官制を定め同三月三十一日より之を施行せり。官制に依れば觀測所は統監の管理に屬し氣象觀測の事務を掌るものとし、所長、技師(專任一人)、技手(專任十八人)、書記(專任一人判任)を置き、所長は技師を以て之に充つ。此の新官制實施の結果、在仁川臨時觀測所を觀測所と定め、同時に木浦、釜山、龍岩浦、元山、城津の各臨時觀測所は何れも觀測所支所と爲せり。超えて同四十一年三月勅令第五十六號を以て同官制を廢止せられ、同四月一日以後韓國政府の觀測所に於て其の事務を繼承す。

(七) 營林廠 鴨綠、豆滿兩江の沿岸は森林に富むを以て有名なるも、從來組織的經營を爲したることなく、或は徒に荒廢に委し或は空しく天興の利源を放棄して顧みざるの狀態に在り。日韓兩國政府は則ち協同して沿江森林事業を起すを可なりとし、明治三十九年十月十九日兩國代表者間に協同約款を締結したり。其の要は經營資本金を一百二十萬圓とし、日韓兩國政府各六十萬圓を出資して特別會計を立て、事業の損益は出資額に應じて之を分配すべく、尙事業の進行に従ひ兩國人民の加人を得せしむるため、會社組織と爲すの必要ある場合には兩國政府協定して其の方法を定むと云ふに在り。帝國政府は明治四十年法律第二十四號を以て韓國森林特別會計法を公布し、次で同三月勅令第七十二號を以て統監府營林廠官制を定めたり。營林廠は統監の管理に屬し、協約に基き鴨綠江及豆滿江沿岸に於ける森林經營に關する事務を掌るものとし、廠長(勅任又は奏任)、事務官(專任五人奏任)、技師(專任二人)、屬、技手、通譯生(專任二十五人判任)を置く。尙

同時に公布の勅令に依り、營林廠長及事務官は陸軍將校同相當官にして森林事務に従事したる者、若くは森林行政に關する高等文官の職に在り又は在りたる者より之を任用することを得と規定して選敍の範圍を擴張せり。之と前後して韓國政府も亦西北營林廠官制を發布したるも、森林經營の事業は専ら我が營林廠に於て之を擔任し、西北營林廠は少數の官吏をして日本官憲と協同して執務せしむるに過ぎざりしなり。

經費 統監府、理事廳、法務院、勸業模範場及觀測所の豫算は共に大藏省の所管に屬し統監府之が執行に當るも、通信管理局及鐵道管理局の豫算は日韓交通事業經營の便宜及事業用品需給の關係等より當分之を遞信省の所管に屬せしめ、尙京義、馬山兩鐵道は明治三十九年の央に引繼を了したるため、同年度限り其の豫算を陸軍省の所管に存置し、統監府は是等に對して専ら行政の管理を爲すに止めたり。此の如く行政の管理と豫算の執行とを各別の機關に委するは監督の統一上不便且不利なるが如しと雖も前述の理由に基き且つ過渡の際に於て寧ろ機宜の措置たりしなり。

統監府明治三十八年度及三十九年度の經費は、臨時事件費の支辨に係り其の現計額三十八年度二十七萬三千二百六圓、三十九年度二百一萬二千八百五十二圓にして三十八年度に於ては統監府の外、理事廳の經費を三十九年度に於ては尙其の外に法務院及勸業模範場の經費を含み且つ通常經費の外、營繕創立等に要したる一切の支出を包含せり。四十年年度經費は經常部現計百三十六萬七千八百七十三圓にして、統監府、理事廳、法務院及觀測所の經費を含む。又其の臨時部に屬するものは營繕費、臨時事件費、傳染病豫防費其他を合し四十三萬七千四百四十圓にして、外に在韓國居留民教育費補助二萬圓、朝鮮海産組合補助二萬圓の支出あり。教育費補助は三十九年度に於て始めて二萬五千圓を支出し又水産組合補助は三十九年度以前に於ては農商務省の所管に屬したり。四十一年年度豫算は經常部百二十二萬五千四百一十一圓にして、統監府、理事廳及法務院の經費を含む。又其の臨時部に屬するものは營繕費四十九萬七千三百九圓、外に補助費五萬圓、内

教育費補助三萬圓、水産組合補助二萬圓を計上せり。

統監府及所屬官廳（鐵道及通信を除く）の經費並に前記補助費の外四十年度に於て韓國政府立替金百七十六萬九千五百三圓、營林廠出資金三十萬圓、四十一年度に於て韓國政府立替金五百二十五萬九千五百八十圓、營林廠出資金三十萬圓の支出あり。以上を合計して統監府關係の國庫支出は鐵道及通信に關するものを除き、三十八年度二十九萬餘圓、三十九年度二百四萬餘圓、四十年年度三百九十一萬餘圓、四十一年度七百三十三萬餘圓を示す。

次に通信事業の所要經費を一瞥せむ。韓國政府の同事業収入は明治三十七年度即ち同政府經營の最終年に於て二十二萬元に過ぎず。最多額の収入ありし三十六年度に於ても僅かに二十六萬元に上れるのみ。而して其の支出は三十七年度に於て五十二萬元、三十六年度に於て四十八萬元にして殆ど収入に倍加せり。同時季に於て帝國政府が韓國内に經營せる通信事業の收支を調査するに、明治三十四、五兩年度は共に經常費歳入十九萬餘圓、三十六年度三十六萬餘圓、三十七年度四十九萬餘圓にして之に對する歳出は三十四年度の十七萬餘圓より遞次増加して三十七年度には四十九萬餘圓を示し、即ち年に依りて收支一定せずと雖も、是亦同様多少の損失を免れざりしものとす。明治三十八年通信機關合同後に於ける收支は共に急激の増加を示せること施設の普及改善に伴つて當然の結果と云ふべく、即ち三十八年度入 七十四萬餘圓、三十九年度入 百一十一萬餘圓、出 百二十九萬餘圓、四十年年度入 百五十九萬餘圓、出 百二十一萬餘圓、四十一年度入 百六十五萬餘圓、出 百二十七萬餘圓にして均しく多大の支出超過を免る能はざりしなり。

鐵道は明治三十九年七月京釜鐵道買収に際し元京釜鐵道會社の計畫に基き建設及改良工事を經營する爲、韓國鐵道建設費として百二十七萬三千餘圓を豫定し、次で京釜線水害復舊費として、同年度に百四十二萬二千餘圓の追加支出を受け次年度に繰り越し繼續施行せられたり。又舊軍用線建設及改良事業に關する臨時軍事費豫算殘額は總計一千三百六十九萬四

千餘圓と定められ、別に第二十三回帝國議會に於て八百十七萬九千餘圓、第二十四回帝國議會に於て七十萬圓、合計八百八十七萬九千餘圓の追加協賛を得、以上總計二千二百五十七萬三千餘圓を以て韓國鐵道建設及改良費（繼續費）の總額とし舊軍用線のみならず併せて京釜線の建設及改良事業に充當し特に改良費は専ら京釜線中の京仁間改良事業に充當せられたり。四十三年度を以て完成す。

京釜線は明治三十七年十一月全線開通し、京義線は三十八年七月、馬山線は同十月以來各貨客の便乗便載を許可し來れるが四十一年四月一日に至つて一般運輸營業を開始せり。明治三十九年度（七月一日より四十年三月末日に至る）に於ける運輸の成績を見るに京釜線（京仁線を含む）は營業哩程二九三哩六にして前年同期に比し増減なく、列車走行哩程六一萬九千餘哩にして六萬千餘哩を増加せり。旅客人員は百二十九萬六千餘人、貨物噸數は十九萬七千餘噸にして前年同期に比し旅客は二割六厘、貨物は六割四分五厘を増加し、運輸収入は客車九十三萬六千餘圓、貨車五十六萬七千餘圓、合計百五十萬四千餘圓にして、前年に比し客車に於て二割一分、貨車に於て七割三分四厘、合計三割四分二厘を増加したり。

京義、馬山兩線に於ては前年に比較するを得ざるも其の成績漸次良好なるを認む。同期の便乗載取扱哩程は京義線三一九哩三、馬山線二五哩にして前者の列車走行哩程三十五萬六千餘哩、旅客人員二十四萬七千餘人、貨物二萬四千餘噸、後等の列車走行哩程二萬九百餘哩、旅客人員六萬二千餘人、貨物千七百餘噸に上り、其の収入は兩線を合し客車收入三十八萬五千餘圓、貨車收入十二萬三千餘圓、合計五十萬九千餘圓を算せり。明治四十年度に在りては以上三線を合し營業哩程六三七哩九にし増減なきも、走行哩程は百七十二萬五千餘哩、旅客人員二百六十二萬五千餘人、貨物噸數二十九萬千餘噸、而して是れが運輸收入客車二百一十一萬九千餘圓、貨車百十四萬三千餘圓、合計三百二十六萬餘圓にして前年度に比し多大の進歩を示せり。

營林廠に關しては明治四十年法律第十五號韓國森林特別會計法に依り、鴨綠江及豆滿江沿岸森林經營の爲特別會計を設
 定し、四十年及四十一年度に於て資本の半額即ち六十萬圓宛を日韓兩國政府より支出した。而して右兩年度に於ける
 豫算は資本勘定、歳入各六十萬圓、歳出創業費四十年十四萬六千圓、四十六年度二萬九千二百二十九圓にして收益勘定、
 歳入、四十年度二十四萬一千二百圓、四十一年度五十四萬四千九百七十圓、歳出、四十年度四十五萬三千八百七十圓、四
 十一年度七十七萬五千二百七十一圓なり。

新協約の施行に伴ふ韓國政府歳計の膨脹は已むを得ざるの勢たり。然かも韓國の財政状態は到底急劇に歳入の増加を期
 すべからず。依て帝國政府は明治四十五年迄迄を限りて財政上の補助を韓國政府に供與するの必要を認め、豫算外國庫の
 負擔と爲るべき契約を爲すを要する件として明治四十一年二月第二十四帝國議會の協賛を経、明治四十年以後韓國の歳
 計不足を填補する爲總額千九百六十八萬二千六百二十三圓を限り、左の年割及條件に依りて立替金を爲せり。

金百七十六萬九千五百〇三圓	明治四十年度
金五百二十五萬九千五百八十圓	同四十一年度
金三百六十五萬三千五百四十圓	同四十二年度
金三百萬圓	同四十三年度
金三百萬圓	同四十四年度
金三百萬圓	同四十五年度

兩國政府の協議に依り年割額を變更することあるべく、立替金には利子を附せず、償還は兩國政府の協議に依るものと
 せり。

三、韓國の制度 開國五百四年即ち明治二十八年日本の制度に模倣して中央及地方官制を定めたる以來時々の小改正は
 枚擧に遑あらずと雖も、其の大體に於ては則ち渝らず。明治三十七年に到り日韓議定書及協約に基き韓國政府に於て施政
 の改善に着手するや又官制改定の必要を認め同三十八年二月、内閣、中樞院、各部以下政府の各部局に互りて改正を加へ
 たりと雖も是れ又要するに冗官冗局を廢し較々機關を緊縮したるのみ。大綱に於ては尙舊制を踏襲せり。統監府の設置に
 當り現に行はれたる官制は則ち右の改訂に係るものとす。其の規定未だ全からずと雖も略々體様を備ふるを以て暫く其の
 舊に從ひ敢て急劇の變更を加へず徐々に實效を期するの方針を採れり。當時韓國政府の官制外に於て或は協約に依り若く
 は我勸告に基き韓國政府の備聘せる顧問、參與官等ありて施政改善の實行之に俟つもの多かりしことは又急遽官制を改正
 するの必要なかりし所以の一たり。

然れども時勢の變遷及施政改善の進捗に伴ひ、舊來の制度を變更し行政組織の完備を期するの必要あるや又素より言を
 俟たず。此等は時に應じて其の宜を制するに努められ明治三十九年九月に於ける地方制度改善の如き、明治四十年六月に
 於ける内閣官制の發布の如き即ち最も重要なものとす。次で同年七月、日韓協約締結せられ日本人を韓國政府に任用す
 ることとなるや、始めて各部各局に涉りて官制の改正を行ひ、同年十二月迄に略々其の發布を了し而して先の内閣官制と
 相俟つて新制度此に全く成立せり。這次の改正も亦行政組織の大綱に於て多く更改する所なしと雖も從來韓國官制の外に
 特立せし各種の機關及吏員を擧げて之を官制の明規に入れ組織の單純と官守の統一とを期したるのみならず之を帝國より
 見れば韓國保護の一目的にして且つ其の必要條件たる施政改善の實行に一步を進めたる所以と爲すべし。

内閣は從來議政府と稱す。明治三十八年二月改正の議政府官制に於ては議政、參政、外部、内部、度支部、軍部、法
 部、學部、農商工部の九國務大臣を以て議政府を組織すと規定するも同年十一月新協約締結の結果、韓國政府に外部の必

要なきに至り國務大臣一員を減じ同時に議政府に外事局を附設せり。次で明治四十年六月内閣官制の公布あるや同時に議政府を廢止されたるが改正の要點は(一)議政府を内閣の舊稱に復したること、(二)行政各部大臣の外從來議政參政の兩國務大臣ありて參政大臣は議政大臣事故あるとき代りて其の事務を行ひ、恰かも副總理の地位に在りしを廢したること、但し實際に於ては久しく議政大臣を缺き參政大臣議政府の首班たりしを以て參政大臣を内閣總理大臣と改稱したるに等し、(三)議政大臣が凡百機務に付主務大臣と奏宣を共行すとありしを、内閣總理大臣機務を奏宣し云々と改めたること、(四)内閣主管事務に關し内閣總理大臣の權限を明にし閣令發布の權限を規定したること、(五)内閣會議を経べき事項を改定し舊制の繁褥を去り併せて必要の事項を加へたること、(六)軍機軍令に關する上奏に就ては豫め軍部大臣より内閣總理大臣に告知すべきを定めたること、(七)舊制に定むる不必要の條項を削除し規定を簡明にしたること等を其の主なるものとす。更には是を日本の内閣官制に比較するに大體に於て範を此に取ると雖も又多少の差なきに非ず。是れ畢竟國情及政治上の現勢に鑑み其の宜を得せしめむとするに外ならざりしなり。三十九年一月外部の廢止と同時に内閣に外事局を置き同年十二月法制局を設置す。同四十年六月内閣官制と同時に所屬職員官制を改正し、參贊を内閣書記官長と改稱し敍品敍勳に關する事務を加へたり。表勳院官制は明治三十八年二月改正の舊に依り之を更改せず。内閣の更迭頻繁にして起仆朝夕を測らざるは從來韓國に於ける政弊の一なり。之を内にしては宮中、府中の別明ならず、宮内の勢力動もすれば政府を壓するあり。之を外にしては權臣勢家の争鬪日も亦足らざるあり。加ふるに列國勢力の消長亦自から影響する所なきに非ず。此等各般事情の錯綜する所、權勢の轉變端倪すべからずして其の結果常に頻繁なる内閣の更迭を現出せるものなるが帝國保護權の確立は此等の因襲を除却し、爾來韓國内閣の起仆は從前の如く頻繁ならざるに至れり。

中樞院に於ては從來濫敍の弊頗る甚だかりしを以て明治三十八年の官制改正に於ては主として定員を限り任用の資格

を定め較々其の弊を匡正するを得たり。明治四十年六月更に改正して從來定員の外顧問六人を置き軍國重要な事項に參與せしむ。其の制度の概要を述べれば、(一)内閣より諮詢する軍國重要事項及法律勅令の制定廢止或は改正に關する事項、(二)法律勅令實施の効果並に其の不備を認めたる事柄に關し建議の事項、(三)法律勅令實施に關し建議の事項、(四)人民の獻議に關する事項を審議する等を任とし其の職員は議長、副議長各一人、贊議八人、副贊議十五人並に書記官及主事より成り贊議は勅任官在職二箇年を経たる者を以て之に任するの制なり。外に四十年の改正に依り増置せられたる六人の顧問は親任とし、一箇年以上政府大臣の親任職を経たるものを以て之に任じたり。

各部 明治四十年七月締結の新協約に據り、韓國施政改善の指導上、從來の監督的顧問制度に一步を進めて日本人を韓國官吏に任用し直接責任の地位に就かしむることゝなるや、先づ各部官制並に地方官制の改正に着手し此等は概ね同年末迄に公布せられたり。從來の制度に於ては動もすれば機關の重複を免れず、事に當りて隔靴搔痒の憾なきを得ざりしが此に至つて機關は統一し職守は明確に、施政改善の事業一層敏活を期するを得べからむとせり。而して新舊官制を對比するに新官制は一見大に機關を膨脹したるが如しと雖も、唯從來の顧問制度に依り官制の表面に現はれずして存立したる諸種の機關及吏員を官制中に掲載記入したるが爲にして、事實は則ち主として舊狀を繼續したるに過ぎざりしなり。蓋し這次の改正は行政組織の大綱に於て多く變改する所なく、其の目的は從來の傭聘者を韓國官吏に任用する爲必要なる機關を設け併せて組織の統一、機關の聯絡を期したるに外ならず。内閣に關しては僅かに大韓醫院の所管を内部に移し、不動産法調査會を擴張して法典調査局を設置したるに止まれり。

四十年六月の改正にて職員は協辦を次官、參書官を書記官、主事を書記郎と改稱したるが同年十二月の改正に當りても大體之を踏襲し新に祕書官、事務官及翻譯官を置き書記郎を主事と改稱せり。

明治四十年新協約に據る日本人の任用は同八月二日警務顧問丸山重俊の警視總監に任ぜられたるを初とし同八月宮内府次官鶴原定吉、内務次官木内重四郎、學部次官俵孫一、同十三日内務警務局長松井茂、同十五日各道事務官及警視の任命あり。九月度支部、農商工部、法部各次官任命せられ、十二月改正宮内府官制の實施に伴ひ日本人の宮内府官吏に任用せらるゝもの多く明治四十一年一月各部新官制實施後に至り日本人の任用更に増加し前顧問補佐官參與官若くは其の附屬員として韓國政府の事務に従ひたるものは概ね皆相當の官職に就けり。

地方行政 從來漢城府の外全國を十三道、一牧、三府、三百四十一郡に分ち、道に觀察使、牧に牧使、府に府尹、郡に郡守を置き別に開港市場に監理を置き、其の職權は各官制の上に明規せられありと雖も五百餘年因襲の久しき絶て其の實施を見ず。唯舊慣故例を踏襲し地方官吏は人民の膏血を搾り公金を私し、自己の財囊を肥すを能事とするのみ、勸業、教育、土木、衛生等の地方政務一として見るべきものなし。冤枉を伸ぶべき裁判は人民の財産を横奪する手段に用ひられ、人民を保護すべき警察は之を迫害する機械となり、幾多無名の誅求盛に行はれ而かも其の大部は國庫に收納せられず、人民は地方政務の擧否を憂へずして一意唯豺狼の如き地方官吏の暴戾と苛征とに戰慄す。茲に至りて地方政治の腐敗實に極度に達せりと謂ふべきなり。要するに地方官吏は租稅其の他の名義を以て人民の財産を強徴する爲、裁判及警察を其の手足とせりと云ふも決して誣言に非ず。

地方政治の頹廢此の如き所以のものは其の由て來る久しと雖も近接の原因と認むべきものを擧ぐれば賣官の陋弊久しく風を爲せるは其の一なり。中央政府が觀察使、郡守に對して何等の監督を加へず、法規、訓令の如き一も地方官吏の眼中に在らず。換言すれば中央の政令都門の外に出でずして地方官吏が却つて中央權勢の意を迎合するに專なるは其の二なり。觀察使が地方行政を統轄すると同時に裁判權を有し、郡守亦或範圍の裁判を爲し司法行政を混淆せるは其の三なり。

租稅に常規なく無名の徴收頻に行はれ人民も亦慣れて之を惟ます、惟むも之を拒む能はざるは其の四なり。官吏の給與菲薄にして不正を誘ふ原因を作すは其の五なり。其の他人文の程度低く人民に權利の觀念なく官吏の不法越權を以て不可抗力と爲し輒く之に服従するが如き、又地方政務に關する法令の具らざるが如き其の原因一々數ふ可からず。

統監府設置後地方政務の改善一日も苟にすべからざるを認めたる結果、明治三十九年五月韓國政府は地方制度調査委員を設け、日韓兩國官吏數名に同委員を囑託して調査を遂げしめ同九月二十八日新官制及附屬の勅令を發し同十月一日より之を實施せり。此の時十三道の制は依舊變革なく唯郡の區域に就き整理を加へ従つて面數に多少の異動を生じたり。從來濟州島は牧と稱し、廣州、江華、開城は府と名け、其の他は之を郡と云ひしを改めて、新に開港市場所在地の郡を府とし其の他は總て郡とせり。即ち仁川、沃溝（群山）務安（木浦）昌原（馬山）東萊（釜山）德源（元山）城津、三和（鎮南浦）慶興、義州、龍川（鴨綠江下流）の十一府を置き開港市場所在中獨り平壤に限り之を郡とし、其の結果十三道十一府三百三十三郡となれり。（別に漢城府官制ありて漢城府は此の以外に特立し改正に影響せらるゝ所なし）而して各開港に置きたる監理署及濟州牧使廳を廢し監理の事務は府尹に、濟州牧使の事務は全羅南道觀察使に引き繼がしめ濟州島には單に郡衙を置けり。各道には觀察使の外參書官、警務官及通譯官を新置し、府に府尹の外參書官、通譯官あり府郡の郷長及巡校を廢す。

外國及外國人に關する事務は觀察使に於て取扱ふを本體とし、府尹は委任を受けて之を取扱ひ關係郡守を指揮することを得たり。

明治四十年の改正 地方に於ける稅務、警務及法務の改善は各漸を以て進捗し觀察使、郡守は又從前の如く威權を擅にするを得ず。中央の政令を全國に布くの途自から啓かると雖も制度の大綱に於ては未だ大に變ずる所あらざりしかば、茲

に於て觀察使の稅務監兼職を革めて度支部の直轄に移し、控訴院、地方裁判所及區裁判所を設置して司法に關する事項を全然行政官の手より分離し、警察に關しては依然其の管理に屬すと雖も事務の執行は警察官之れに當り郡守をして干與せしめざる等從來一時の權宜に従へる地方制度は此に至りて始めて大成せり。

道に觀察使、書記官、事務官各一人及警視、主事、警部、巡查を置き觀察使の權限より兵事、收稅、鑛業、度量衡等に關する事務を削除し道書記官、事務官、及主事をして一般内務行政に當らしめ、警察事務は警視以下をして之を掌理せしむ。府郡に於ては從來と大差なく其の職員中府に參書官を置くの制なりしを必要に應じ府郡に事務官を置くを得ることゝす。

序に道府郡及漢城府經費豫算は明治三十八年に於て八十二萬圓なりしが、三十九年には少しく減じて七十四萬餘圓となり、四十年には七十八萬餘圓、四十一年には一百九萬餘圓に増加せり。

以上韓國政府行政組織の根幹に屬するものを略敘せり。此の外軍制、宮中制度、外交關係事務、法制、警察、治安、財政及金融、産業、教育、衛生、公共事業、通信、交通等幾多の事項を剩せども冗煩に互るを以て省略に従へり。

第二 總 督 政 治

一、併合の理由

曩きに明治三十九年保護政治施行以來帝國政府は東洋の平和を維持するに特に眷々たりしと雖も、禍亂動もすれば其の端を半島に發し延いて累を帝國に及ぼすものあり。其の間四年有餘、日韓兩國政府が銳意施政の改善に努め其の効果決して尠きに非ざるも複雑なる保護統治制度は到底舊韓國皇室の安固と韓國人民の福利安寧を確實に保障すること能はず、匪徒草賊未だ全く其の跡を絶たず爲に山間僻地を旅行する官憲人民及郵便遞送夫等に對しては往々憲兵巡查の護衛を附する

の必要あり。又不逞の徒良民を指喉煽動し徵稅に従事する内地人官吏に對し特に嫌疑の念を壞き其の徵稅したる所は之を内地に奪去するものゝ如くに誤解し甚だしきは此等官吏に對し危害を加へむとする者あり。殊に頑迷なる妄想に驅られ明治四十一年三月舊韓國外交顧問米國人スチーブンスを米國桑港に於て暗殺し、次で翌四十二年十月北滿旅行中の第一代統監伊藤公爵を哈爾濱にて暗殺し、降て同年十二月李首相に凶手を下せるが如き惡逆なる兇徒を出したるのみならず往々累を舊韓國皇室に及ぼす者あり。又國務大臣の外出には毎に十數名の巡查をして之を護衛せしむるが如き不穩の狀態依然として存續せり。

斯くの如く韓國施政の改善は保護制度に依り到底十分に所期の効果を收むる能はず、公共の安寧秩序は未だ全く確立せず、韓國の人心は誤解迷想の域を脱せず、疑懼の念内に満ちて其の嚮ふ所を知らず。又在留内地人及外國人の多くは其の居住地を都會、開港場又は鐵道沿線に局限し遠く地方に進入して永久的に農商工業を經營する能はず。故に韓國多年の宿弊を根本的に芟除し將來韓國皇室の繁榮を永久に保障し且つ韓民一般の福利を増進し更に内地人及諸外國人の生命財産の安固を圖るには保護制度に革新を加へ韓國を帝國に併合して全然之を帝國政府の直接統治の下に置くに非ざれば到底有終の効果を擧ぐる能はざることを認め、帝國政府は明治四十二年七月既に韓國併合の方針を確定したりしが、爾來韓國の形勢は日に益々非なるものあり、偶々伊藤公爵の兇變及李首相狙擊事件相踵で起り韓國人中亦併合を建白する者あるに至れり、是に於て韓國併合の議朝野に頻出し其の機運全く熟せるを察し帝國政府は明治四十三年八月二十九日を以て遂に韓國の併合を實行したり。

二、變化の梗概

帝國が韓國を併合して朝鮮統治の責任を直接實行するに至るや舊韓國の領域を朝鮮と改稱し、其の皇帝及皇族は帝國皇

族の禮を以て之を待ち舊統監府及舊韓國政府の廢廳と共に朝鮮總督府を設置し朝鮮に於ける諸般の政務は總て朝鮮總督之を統括して直接之が執行の任に膺り中央及地方に於ける各般の施設をして時勢民度に適應せしむることを旨とし以て益々確實に革新の歩武を進めむことを期せり。治安の保障は併合に先ち帝國政府が舊韓國警察權の委任を受け從來各獨立せし普通警察機關と憲兵隊警備機關とを統一し以て其の機能の充實を期したるに因り漸次其の確實を加へ民衆漸く其の堵に安んじ從來何等生業なく擅に良民を惱し徒食掠奪を事としたる匡徒草賊の如きも遂に其の横暴を逞うする能はざるに至れり。殊に併合の決行は一部民心に疑惑心を惹起し保安上多少の動搖を豫期したりしも一面警備施設の周到なると、一面聖明の威徳洽く民心に通徹し新政の趣旨一般民衆に周知せられ、加之併合當時寺內總督の諭告に宣言したる授産、教育及凶歉救済の資に充つべき府郡臨時恩賜金の配與、兩班儒生の耆老に對する恩賜、孝子節婦の褒賞、鰥寡孤獨の賑恤、地稅、缺逋金及社還米の減免、情狀懇諒すべき犯罪者の大赦等惠撫慈養の聖旨、漸次現實に履行せらるゝを見るに及び彼等亦曩日の猜疑心を一掃し一般民衆と共に衷心聖明の徳化と新政の眞意を覺知し民衆の地方官に對する從來の感想亦茲に一變し漸次帝國政府任命の官憲に親近する傾向を生じたり。又從來内地人の朝鮮に於て事業を經營する者の多くは勢ひ其の住居を都會、開港地域又は鐵道沿線附近に局限したりしが、治安保持の確實を加ふると共に更に僻遠の地方に移住し進んで永久的に各種の産業に従事するに至れり。

財政に關する從來の施設は頗る複雑にして舊韓國政府の歲入出の外に帝國政府の一般會計に屬する舊統監府豫算及通信並に鐵道に關する諸官署の豫算ありて相互特立の状態を保持し來りしが併合後に於ては朝鮮の施政に關する歲入出は總て帝國一般會計と分離して朝鮮總督府特別會計の下に之を統括し全般の經費は朝鮮の歲入と一般會計の補充金とを以て之を支辨することゝ爲れり。徵稅機關は從來地方行政廳より獨立して財務監督局及財務署の設置ありしも併合後地方行政の統

一と共に之を地方廳に歸屬せしめ之が爲尠からざる徵稅費用を節減し又一面地方廳を尊崇するの餘り其の以外の官衙には租稅の納付を喜ばざる一般朝鮮人の歡迎する所となり漸次滯納者を減少するの傾向を生じ併合に伴ふ同年分地稅の減免額六十六萬圓に上りたるに拘らず徵稅成績著しく佳良となり併合後即ち明治四十三年度下半期の徵稅額は七百八十一萬五千六百七十一圓に達し前年度同半期の徵稅額に比し却て八十一萬八千七百五十七圓の増加を示すに至れり。

明治四十三年の朝鮮貿易は併合に伴ひ著しく其の膨脹を來し輸移出入共各三百萬圓以上を増加し其の増加總額六百七十九萬八千九百四十一圓に達せり。殊に併合後地方の安寧更に確實を加へ交通運輸一層安全となりたる爲所在の農産物は遺憾なく開港場に輸送せられ重要輸移出品たる米、大豆、牛皮の如き著しく其の輸移出額を増加せり。此等輸移出の増加は官營事業の擴張に伴ふ巨額なる勞銀の散布と相俟て民衆一般の購買力を増進し重要輸移入品殊に綿織物類の如き其の輸移入價額八月末日に於て三百二十五萬圓なりしもの年末に於て七百七十八萬圓に達したり。而して特に喜ぶべきは從來朝鮮貿易の特色たる輸移入超過の趨勢が著しく減退の傾向を示したることなりとす。

金融界は貿易の伸張及生産物の増加に伴ひ漸次潤澤となり殊に併合後の靜穩と施政更新に伴ふ賑恤金の恩賜及徵稅減免の寛典とは特に民心を安堵せしめ隨て諸般産業發展の氣運を助長せり。内地人は生命財産の安固を加ふるに従ひ、進で移民の計畫、土地の賣買、其の他各般の事業に放資するの傾向を生じ、又一面新政の實施、鐵道、道路、港灣等擴張事業の計畫、國庫金受拂高の劇増並に民間に融通する資金の膨脹等に因り銀行券の發行高は明治四十三年末に於て二千十六萬三千九百圓に達し前年末に比し六百七十二萬四千二百圓を増加せり。

交通運輸は治安の鞏固を加ふるに従ひて頻繁となり地方農産物の輸送高漸次増加し又地方旅行の安全を加へたる結果併合後即ち明治四十三年度下半期の鐵道運輸收入は一日一哩平均十九圓八十九錢と爲り前年度の同半期に比し三圓五錢即ち

一割八分を増加せり。行政の執行を確實にし産業の開発を促進するには之を交通機關の完備に俟たざる可からざるや論なきを以て曩に釜山、新義州間縦貫線の改修を圖ると共に平南線を竣工し更に京元線及湖南線の竣工豫定期限十一ヶ年を六ヶ年に短縮して其の速成を圖れり。治道の事業は保護時代に於て既に經營せし所尠からずと雖も明治三十九年以降同四十四三年度迄に工事の竣成を告げたるもの延長二百餘里に止まり、各道一部の交通を便ならしめたるに過ぎず。由て現に樞要地點を聯絡貫通せる道路にして特に改修の急施を要するもの二十三線路總延長五百八十餘里を選定し五箇年繼續事業として明治四十四年度より其の工事に着手することゝ爲れり、舊韓國政府の經營せる港灣及稅關の修築工事は其の總工費四百九十萬圓を計上し明治三十九年以降八箇年間繼續事業として之を起工したりしが明治四十三年に至り仁川及鎮南浦稅關工事の一部を除くの外當初計畫の遂行を竣りたるも更に進で海陸聯絡の設備を充實するの必要あり、加之安奉線改築工事の完成に因り滿鮮兩鐵道交互聯絡を全うせば朝鮮は世界の公道となり其の終點たる釜山港は三千噸乃至二萬噸の汽船を繫留し得るの設備を爲す必要あるを以て釜山、仁川、鎮南浦及平壤の港灣稅關は更に第二期擴張を行ふことゝし總工費豫算八百二十七萬圓を以て明治四十四年度以降六箇年繼續事業として之を起工するの設計を立てられたり。

通信機關は明治三十八年以來着々之が改善擴張の實を擧げたりしが併合後地方の安全を加ふるに従ひ郵便物の引受並に配達數亦著しく増加せり。即ち明治四十三年度下半年期に於ける郵便物の引受及配達總數は五千十三萬二千五百二十一個に達し前年度の同半期に比し二百六十五萬八千五百五十三個を増加せり。仍て次年度に於て鐵道、道路、港灣の修築又は増設と相俟て更に一層郵便、電信、電話の擴張を圖れり。

舊統監府及舊韓國政府の經營に係る土木工事費の一部は下層人民の間に勞銀として分配せられ殊に道路修築には事情の許す限り歸順暴徒を使役し之をして正業に就くの機會を得せしめ併合後鐵道、道路、港灣修築工事の擴張に依り更に多く一般細民に各種の生業を與へ一面其の窮苦を救ふと共に從來彼等の嫌惡せる勤勞の美風を涵養するに努めたり。然れども朝鮮人は多年の稅政誅求に因り財産安固の信念を缺き隨て一般に蓄財心乏しく動もすれば其の所得を蕩盡して徒に遊惰奢侈に流るゝの惡弊あるを以て其の勞働に依りて得たる賃銀の一部は郵便貯金又は他の確實なる方法に依り努めて之を貯蓄せしむることを獎勵せられたり。

朝鮮の農業は頗る幼稚なるを免れざりしが故に舊統監府設置以來勸業模範場又は種苗場を設け進歩したる農業の模範を示し又は優良なる種苗を配布して其の改善發達を圖り又米、麥、大豆等の如き主要農産物の外簡單なる副産物の耕作、養蠶、養鶏等を獎勵し收穫時季以外に於て往々無爲徒食に流るゝの舊弊を改善せむとせり。

商工に關する事業は從來概ね個人又は不完全なる組合組織に依りて之を經營するに過ぎざりしが今や經濟界の發展に伴ひ會社組織に依りて事業を企劃せむとする者漸次増加するの徵候あり。是れ誠に喜ぶべきの現象なりと雖も朝鮮人は未だ法律經濟の知識經驗に乏しく又内地人に在りては朝鮮の實情を詳悉する者寡きを以て之を自然の趨勢に放任するときは或は投機者流の甘言に惑はされ或は奸黠なる企業家に欺瞞せられ無謀の事業を起し不慮の損害を被る者無きを保せず。斯の如きは實に關係者の損失なるのみならず延いて一般經濟界に惡影響を及ぼし健全なる實業の發展を阻害するの虞あるを以て明治四十三年十二月會社令を公布し以て是等の弊害を未然に抑止すると共に着實なる事業の發展に資せり。その他漁業、殖林、鑛業等に關する施設は舊統監府設置以來銳意之が獎勵に努め併合後は時勢民度に應じ更に其の確實なる發達を圖るの方針を以て進めり。

衛生状態は改善を要するもの多く從來政府經營の病院は京城に於ける舊大韓醫院と明治四十二年度中慈惠醫院三箇所の開設ありたるに止まり偶々樞要なる警察署に警察醫ありと雖も多くの地方に於ては疾患に罹るも其の診療を託すべき病院

又は醫師なく殊に大多數の貧民に至りては藥餌の料を支ふべき資力すら之を闕くの状態なるを以て併合後更に十箇所の慈惠醫院を増設して普く之を各道に配置し特に細民の救療に努めたり。傳染病は多く朝鮮に於て自發し又往々支那より侵入することあり、年々殆ど猖獗なる流行を見ざる無きの状況なるを以て保護政治確立以來漸次貿易施設の完備を期し併合後警察機關の充實すると共に一層確實に之が執行を見るに至れり。明治四十三年九月平壤附近に虎列刺患者發生し病勢漸次猖獗を極むるの傾向あるや直に敏活なる防疫措置を執り之が爲平安南道及黃海道に於て患者總數四百八十六人、死者三百八十二人を出したるのみにて完全に之を撲滅するを得たり。尋で明治四十四年一月滿洲にペストの發生するや病毒侵入の危険至甚なるものありしを以て特に臨時防疫委員を設け極力敏活周到なる豫防手段を講じ幸に惡疫の慘害を免るゝことを得たり。當時支那労働者の夜陰に乗じ鴨綠江の堅氷を渡來するを驅逐防止せむが爲臨時傭員を募集し之を鴨綠江沿岸一帯に配置し憲兵巡查指揮の下に之を監視せしめ視哨線の延長江岸全線に互り其の監視任務に當りたる者一千人を算したり。舊統監府設置以來特に其の普及に努めたる種痘の施設は年と共に益々其の効果を増進し明治四十三年に於ける種痘人員は百二十二萬人を超え前年に比し五十四萬人を増加したり。

併合に伴ひ諸般の施設に廢合更新を加へたるもの多しと雖も教育制度の整理は極めて慎重なる考量を要するを以て、併合草創の際俄に之が改廢を行ふは時宜に適せざるものあるを認め、當分の間從來の制度を踏襲し詳密に諸般の事情を調査し以て新に教育制度の基礎を確立せむことを期せり。教育制度は帝國保護施政の下に既に數次の改善を経、其の成果頗る見るべきもの有りしと雖も尙形式に逸し、普通教育の基礎確立せざるに高等専門の學制を設置するが如き時勢民度に適應せざるの憾無きに非ず。隨て修學の徒動もすれば空論を事とし實學を卑み、往々遊惰徒食に陥るの弊亦尠からず。仍て朝鮮人教育の方針は一に教育に關する勅語の趣旨を體し、帝國臣民たるべき智能品性を具へしむるを主眼とし、先づ普通教

育を完備し重きを實業教育に措き、之に加ふるに高等普通教育を以てし、尙進で専門教育を施し學生をして其の分に應じ身を立て家を興すの素地を作らしめ、以て帝國の忠良なる臣民たらしめむとするの方針に依りて教育制度の調査に着手し、明治四十四年勅令第二百二十九號朝鮮教育令の發布に及んで時勢民度に適應する學制を樹立し得たり。

序に當時地方人民の生活状態に就き一言する所あらむとす。衣食住の程度甚だ低きは職として積年稅政誅求の結果に外ならず。生命財理の保障の薄弱は遂に人民をして自暴自棄に陥らしめ、爲に産業は振はず財力は萎縮し、唯目前の饑渴を凌ぎ得れば以て生存の目的足ると爲すに至らしめたるものなり。從來兩班、常民の二階級あり兩班は所謂文武の兩班にして其の出身者に非ざれば文武諸官に任命せられざるが如き特權存し後來文武官の任命は階級に依らず各人の藝能に依りて選任せらるゝに至りたるも猶從來の慣習に由り兩班は常民の上位に立ち労働の如き卑賤の業を爲すべき者に非ずと自信し其の財産を有すると否とに論なく日常遊惰徒食に耽る者多くして概ね常職を有せず殆ど家産を傾け衣食に窮し自己の輕侮する他階級より反對に兩半（十五錢のこと兩班の通音）と嗤笑せらるゝに至れり。又常民とは兩班以外の普通人民にして概ね農商工業及労働に従事すと雖も其の生活状態は極めて單純にして衣は男女共四季を通じて白衣を纏ひ中流以下に在りては更衣を有せざる者尠からず。食は上流に在りて米を常食とすれども中流以下に於ては麥、粟、稗、豆の混合食を主とす。殊に下流に至りては春窮と稱し毎年春季、秋收の天穀漸く盡き草根木皮を食ふて僅かに餓死を免るゝ地方もあり。家屋は一般に倭小なる茅屋にして其の高さ漸く一丈に過ぎず、其の構造の粗野なる畜舎と多く擇ぶなきの觀を爲すもの往々にして然り。保護政治肇始後に於ては地方行政及徵稅施設の改善は新裁判所の設置と相俟て一般人民の生命財産をして漸次安固を加ふるに至らしめ、加之道路、鐵道及其他の政府事業の開始と共に多數人民をして日常の勞役を得せしむるに至れりと雖も恒久的治安未だ確立せざりし爲僻地に在りては良民にして尙往々匪徒草賊に苦めらるゝ者ありたりしが朝鮮

併合成るに及び治安の安固は益々確實に保證せられ民衆一般其の堵に安ずるに至れり。各種民力涵養に關する新施設の影響は生活状態向上の趨勢を馴致し民衆漸く勞働の重すべきことを覺知し從來勞働を嫌忌せる兩班の子弟迄進で勞働事業に従事するに至りたるが如き、又蓄財の觀念漸く一般に興り某部落の如き全戸擧げて郵便貯金を爲すに至りたるが如き、農事改良の必要を覺知するや内地人經營の例に倣ひて耕作及施肥法等の改良を企つるが如き、又京城、平壤、開城等の都會に於て二階造家屋の建築漸く其の數を加へ其の他の小都會に於ても瓦葺家屋の増加せるを見るに至れるが如き又以て當時民衆生活狀況推移の一斑を窺ふに足るべし。

三、總督府

明治四十三年五月會禰統監病を以て其の職を退くや陸軍大臣子爵寺内正毅統監兼任を命ぜられ七月二十三日を以て任に韓國に蒞り。當時の狀勢は併合の一日も忽諸に附すべからざるものありたるに由り寺内統監は韓國政府の當局者と會して帝國政府の所見を開陳し韓國當局者亦併合を以て相互永遠の福利を増進する所以なるを確認せり。仍て八月十六日より併合案件に關し數次の交渉を重ね兩國政府の意見玆に一致せしを以て統監は八月二十一日併合條約案を帝國政府に打電し其の聖斷を仰ぎたり。八月二十二日臨時樞密院會議を開き同院に御諮詢あらせられたる上併合條約案の御裁可あり韓國政府に於て亦直に皇帝の裁可を仰ぎたるに皇帝は能く時勢を洞觀せられ併合の兩國永遠の幸福を増進する所以なることを認めて直に裁可せられたるを以て、同日午後寺内統監は韓國皇帝の詔勅に依り條約締結の全權委任を受けたる韓國總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了したり。該條約は既に前節に掲げたる所の如く前文及八箇條より成り(一)統治權の讓與と承諾、(二)韓國皇室の名譽及待遇、(三)勳功ある韓人の優遇、(四)韓人の十分なる保護及福利増進等を約せり。此の併合條約は同月二十九日を以て公布施行せられ同時に帝國皇帝陛下は詔書を發して從來の保護制度に革新を加へ之を

帝國に併合するの已むを得ざること、併合後と雖も韓國皇室及皇族は相當の優遇を受くべく韓國の民衆は直接陛下綏撫の下に立ちて康福を増進し産業貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべきこと、及特に朝鮮總督を置き陛下の命を受け陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむること等を宣示し給へり。韓國皇帝陛下亦同日勅諭を發して『臨御以後今日に至るまで維新政令に關し亟圖備試用力至らざるなしと雖も積弱疲弊到底挽回の望なく罹然内に省み廓然自ら斷じ玆に韓國の統治權を従前より親信依仰したる隣國大日本皇帝陛下に讓與し外東洋の平和を鞏固ならしめ内八域の民生を保全ならしめむとす惟爾大小の臣民は國勢と時宜を深察し煩擾するなく各其の業に安じ日本帝國の文明の新政に服従し幸福を共受せよ。朕が今日の擧は爾有衆を忘れたるに非ず、竝ら有衆を救活せむとする至意に出づ爾臣民等克く朕の此の意を體せよ』と韓國人民一般に宣言せられたり。

之と同時に帝國政府は韓國との間に條約を存し又は韓國に於て最惠國待遇を享くる諸外國の各政府に對し韓國を帝國に併合するは現在の事態を改良し且つ將來の安固に對して完全なる保障を與ふるの急務に出でたることを通牒せり。如斯韓國の併合は兩國政府意志の疏通に基き條約の形式に依つて決行せられ何等流血の慘狀を見ず又何等騷擾の形跡を遺すことなくして面積一萬四千二百三十三方里の領土は新に帝國の版圖に加はりたり。是に於て勅令第三百十八號を以て韓國を改めて朝鮮と稱し、勅令第三百十九號を以て朝鮮に總督府を設置し、朝鮮總督を置き、總督府新官制の制定に至る迄寺内統監をして朝鮮總督の職務を行はしめたり。

併合の詔勅及條約の發布と同時に寺内統監は將來朝鮮人を天皇陛下の御懿旨に依て統御する爲め施政方針の大體を明示し新附の人民をして準據するところを知らしむるの必要を認め諄々二千數百言に互つて意の存する所を絞べ懇諭す所無かりしが其の内特に京元鐵道と共に湖南鐵道敷設の件に言及したる一節あり。

又統監は此の日各地理事官に訓令を發して管下領民に對する經營指導宜しきを得施政の効果を擧ぐるに遺漏なきを期せしめ殊に併合の趣旨たるや兩國一體となりて彼我の差別を撤去し相互全般の安寧幸福を増進せむとするに外ならざるが故に新附の領民は則ち我が同胞たることを念ひ之に接するに同情を以てし之を待つに友誼を以てすべしと訓示せり。斯くて九月三十日朝鮮總督府及其の所屬官署官制を公布し十月一日より施行、茲に劃期的なる總督政治は開始せられたるが超えて十月三日總督は總督府及所屬官署職員に訓示して、新施政の急務は新領土の秩序を維持し富源を開發し新附の人民を扶掖して治平の恩澤に浴せしむるに在り、而して常に實際の事情に適應するを要すと云ひ、尋で十月五日各道長官を總督邸に召集し地方行政の方針に就きて又訓示する所ありたり。

併合前に於ける朝鮮の統治機關は既記の如く頗る複雑にして舊韓國政府は内閣以下内部、度支部、農商工部、學部の四部の外、中樞院、表勳院等の諸官署を存し地方に在りて道、府、郡、財務監督局、財務署等の機關を具へ帝國政府の官署としては統監府以下理事廳、裁判所、鐵道管理局、通信管理局及特許局の諸官署あり。統監は韓國政府及其の官吏の指導監督の任に膺り又一面帝國政府に於て其の委任を受けたる裁判、鐵道、通信、特許等に關する政務を統轄せり。八月二十九日併合條約の公布あるや當然廢廳と爲るべき統監府及其の所屬官署は當分の内朝鮮總督府と看做して之を存置し統監をして朝鮮總督の職務を行はしめ尙此の際廢廳に歸したる從來の韓國政府及同所屬官署は内閣及表勳院を除くの外總て朝鮮總督府の所屬官署と看做し當分の内之を存置し以て政務の進行に支障なからしめたり。爾後約一箇月にして朝鮮統治機關の統一、廢合、人員の選擇、配置並に經費の節減等總督府新官制實施に伴ふべき諸般の準備全く成るに及び十月一日甫めて新官制を施行せり。新官制の要旨は之を舊制度に比し中央の諸機關を縮小して豫算の許す限り地方行政機關を擴張充實し且つ各種機關の聯絡統一を期するに在り。從來統監兼任たりし陸軍大臣子爵寺內正毅朝鮮總督兼任を命ぜられ副統監た

りし山縣伊三郎政務總監に任命せられたり。總督府は總督官房及總務、内務、度支、農商工、司法の五部より成り、其の他所屬官署として中樞院、取調局、各道、警務總監部、裁判所、鐵道局、通信局、專賣局、臨時土地調查局等あり。其の各部局には各長官ありて總督及政務總督の命を承け部局務を掌理し部下の官吏を指揮監督す。

中樞院は明治四十三年九月勅令第三百五十五號に依り設置せられ主として名望、材能ある朝鮮人を以て之を組織し總督の諮問に應ずる所とせり。議長、副議長一人(親任待遇)、顧問十五人(勅任待遇)、贊議二十人(勅任待遇)、副贊議三十五人(奏任待遇)、書記官長(勅任)、書記官二人(奏任)、通譯官三人(奏任)、屬專任三人(判任)を置き副議長、顧問、贊議及副贊議は朝鮮總督の奏請に依り内閣に於て之を命ず。中樞院長は朝鮮總督府政務總監を以て之に充て副議長は舊韓國に最功勞あり且つ名望高き者を選任し議長を補佐し議長事故あるときは其の職務を代理せしむ。顧問、贊議、副贊議は舊韓國政府の國務大臣以下高等官たりし者の中より任命し院議は顧問の審定するところにして贊議以下は院議に參與す。

朝鮮に施行すべき法律は併合の結果當然帝國議會の協賛を経て制定せらるべきものなるも朝鮮は内地と文明の程度を等しくせず民情、慣習亦軒輊あり遽に議會の協賛を経るの形式を踏む能はざる事情あるを以て明治四十三年勅令第三百二十四號に依り朝鮮に於て法律を要する事項は朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得之を制令と稱し、制令を發するときは總督は必ず内閣總理大臣を経て勅裁を請ふことを要す。又現に内地に施行せる諸般法律は併合に伴ひ當然朝鮮にも均しく之を施行すべきものなるも慣習民度を異にする半島には直に之が施行を許さざる事情あるを以て特に朝鮮に施行することを目的とするものを除くの外は之を朝鮮に施行せざるを原則とし工業所有權、著作權、郵便電信の如き地域に拘はらず統一を必要とする事項に付ては勅令を以て當該法令の全部又は一部を朝鮮に施行することとせり。而して朝鮮總督府設置と共に朝鮮に於て當然其の效力を失ふべき帝國法令及舊韓國法令は其の條項極めて浩濼に互り草創の際一朝にして之が

全部の改廢制定を行ふこと能はざるを以て明治四十三年制令第一號に依り當分の内總て朝鮮總督の發したる命令として引き続き其の效力を有せしめたり。

朝鮮に於ける外國人は明治四十三年末現在に於て歐米人八百七十六人、清國人一萬一千八百十八人にして歐米人は布教に従事する者最多く鑛業、商業を經營する者之に亞げり。清國人の多數は勞働者なりと雖も商工業に従事する者亦尠しとせず。從來舊韓國と條約を有したる諸外國は英、米、佛、獨、墺、伊、白、丁、清の九箇國にして獨り露國はポーツマス條約に依り條約國同様の待遇を受けたりしが併合の結果此等の諸外國と舊韓國との諸條約は何れも自然消滅に歸し帝國及列國間の條約は其の適用し得る限り之を朝鮮に適用せらるゝこととなり領事裁判權は撤回せられ締盟各國の臣民或は人民は帝國の法權に服従すると同時に事情の許す限り内地に於けると同様の權利及特典を享有し加之從來舊韓國と條約を有せざりし諸外國の臣民又は人民も帝國と各其の本國との間に締結せる條約に依り朝鮮に於て他の外國人同様の地位を有することとなり。然れども是等外國人は國語を異にし風俗習慣を同うせざるを以て我が法令に通曉するに困難を感ずることあるは固より其の所なり。故に或は違ふの意なくして手續を誤り或は犯すの意思なくして規定に背く者なきを保せず。殊に變革の際に方りては些細の事端に關しても往々非難不平の素因を爲すを常とするが故に當該官憲は前述の事情を斟酌し法令の周知を圖ると共に其の運用を簡捷にし苛察に失する措置を避け法規の許す範圍に於て可成寛大の措置を執り外國人をして新政の下に益々公平の德澤に均霑せしむる方針を採れり。朝鮮には從來墺、伊、丁を除く上記諸國の總領事館或は領事館あり是等各國領事は朝鮮併合後に在りて裁判權を執行するを得ずと雖も朝鮮に適用せらるゝ帝國と列國との條約上並に國際慣例上一定の特權及職務を有するの外格別の支障なき範圍内に於て一樣の取扱を爲すを適當とするを以て一般外國人並に各國領事の取扱に關しては總督は明治四十三年九月二十日前述の趣旨を詳述し且つ別に領事の特權及職務を細記

せる内訓を夫々關係官憲に發したり。

朝鮮に於ける外國居留地は從來二種の別あり。共同居留地及專管居留地即ち是なり。共同居留地は舊韓國政府と諸外國(日、英、米、露、佛、獨、清)代表者との間に協定せる規程に依り當該諸外國人共同の居留地を仁川、木浦、馬山、群山、鎮南浦、城津の六開港場に設け一定の地域を限定し其の地區を三等又は四等に分ちて借地料に等差を置き競賣に依りて之を各國居留民に永久貸與し其の地域内の行政は各國領事及地主代表者並に舊韓國政府代表者を以て構成したる居留地會に於て之を掌り一般地方行政より全然獨立せる組織を爲すものとす但し事實に於て此の制度の完全に行はれたるは獨り仁川あるのみにして鎮南浦及馬山に於ける居留地會は内地人の外僅かに露國領事又は清國領事の之に加はるあるのみ、木浦、群山、城津に至りては何れも歐米人の居住者なく隨て此等地方の居留地會は唯日本帝國領事(後理事官、又更に府尹)たる會長及内地人の地主代表者を以て組織せられ外國人の之に参加せし者無し。而して居留地會の管掌する事項の要目を列擧すれば借地料及賦課金の徵收、道路、橋梁、溝渠、公園及墓地の維持、修繕並に消防、衛生等に關するもの即ち是なり。專管居留地は帝國及清國が舊韓國政府と各別に協議し特に一定の區域を限り自國民のみの居留地を設定したるものにして其の所在地は仁川、釜山、元山の三開港地なり。各國居留地とは稍々其の制度を異にし帝國專管居留地に在りては併合前に於ては領事又は理事官、併合後に於ては府尹の管理下に、居留民團に依りて其の經營を執行せり。

居留地に關する規程は他の國際約定と共に自然消滅に歸したりと雖も其の行政を擧げて直に地方行政と合一する能はざる事情あるを以て明治四十三年八月制令第二號を以て任意的に各國共同居留地及清國居留地の行政は警察に關する事項を除くの外當分の内從前の例に依ると定め、之と同時に居留民團亦朝鮮が帝國の版圖に歸したる以上自然地方行政機關に編入せらるべきものなりと雖も今俄に之を廢止するは便ならざる事情ありしに依り併合の際統監府訓令第十六號を以て暫ら

く其の存在を認め、共に大正三年府面制施行の時に及べり。

土地調査は地税の負擔を公平にし地籍を明にして其の所有權を保護し其の賣買讓渡を簡捷確實にして土地の改良及利用を自由にし且つ其の生産力を増進せしめむとするものにして朝鮮に於ける緊要施設の一たり。朝鮮の地稅制度は數百年前の諸制度を襲用し常に現今の經濟狀態に適應せざるのみならず其の制度の不完全なる結果所謂隠結なるものを生じ往々脱税を企つる者あり。又耕地面積の稱呼は一斗落（一斗の種籾を播下する面積）或は一日耕（一人一人、牛一頭にて一日間に耕す面積）の單位を用ひ其の實際の面積は到底之を知るに由なく又土地に關する權利證明の如きも當事者間に於て作成したる不完全なる文記に依るか、否らざれば頗る不整備なる書類、帳簿に基ける郡守の證明に依るの外なく、爲に詐偽或は不法利得の賣買抵當等行はるゝことあり、之が矯正の一法として明治三十九年土地建物證明規則及土地建物典當規則制定公布せられ、以て公簿登錄の途開け、權利公認の法備はり、稍々其の面目を改めたり。然りと雖も前述の如く土地面積を表示するの單位頗る不確實にして地籍の紛亂甚だしく、須く完全なる大規模の土地調査に俟たざる可からざりしなり。

明治三十一年舊韓國政府は量地衙門を設置し内部、度支部、農商工部各大臣を其の總裁とし一米國人を其の顧問として土地調査の事務を調査せしことありしも、京城市街を除くの外は朝鮮在來の測量方法を用ひたるのみならず、其の經費の如きも從業者の旅費食量に至る迄之を直接人民に負擔せしめたるを以て遂に其の反抗を招き、事業爲に漸次滯滞し明治三十年終に廢廳の已むなきに至れり。其の後財政顧問時代に再び土地調査事業計畫の端を開き、度支部臨時財産整理局に於て土地調査の準備に着手し、調査費支辨の目的を以て明治四十一年末第二起業資金債を起し、四十二年二月に至り調査上の具體的成案を得たり。然るに四十三年一月更に其の計畫を改め、同年三月勅令第二十三號を以て臨時土地調査局官制を制定し實地測量に着手したり。總督府と爲りても亦之を繼承し、總裁には政務總監を以て之に充て、副總裁一人（勅任）、

書記官三人（奏任）、事務官二人（奏任）、監査官一人（奏任）、技師五人（奏任）、書記及技手通じて五十人（判任）の定員を置き更に必要に應じ豫算の範圍内に於て監査官、書記及技手を定員外に増置し尙必要と認むる地に支局又は出張所を設置することを得ることとせり。事務は之を庶務、調査、測量の三課に分ち調査課に在りては主として土地の境界、所有主、地目及地位等を調査して其の調査書、土地臺帳及地券を調製し、測量課に在りては大三角、小三角測量、圖根測量及一筆地測量を爲し且つ圖面を作製せしむ。舊韓國政府の編成に係る臨時土地調査局の豫算は之を明治四十三年以降八ヶ年の繼續事業として總費額一千四百十二萬九千七百七圓を計上したりしが、併合後本事業の總督府に移屬するや實地調査の結果と時運の發展とに鑑み、出來得る限り事業を速成するの必要を認め、其の繼續年限を短縮し滿七ヶ年を以て完了するの計畫に改め、其の總豫算額を一千五百九十八萬六千二百二圓と定めたり。

施政及制度の改善進捗すると共に、三千年前後の歴史を有する其の舊慣遺制は輕忽に度外視すべからざるのみならず、能く攻讞熟察して施政の資料に供するときは、却て新政の成果をして一層有效ならしむるものあることを認め、明治四十三年九月勅令第三百五十六號を以て朝鮮總督府取調局官制を制定せられたり。取調局は總督に隸屬し（一）各般の制度及一切の舊慣を調査すること、（二）總督府參事官以外特に總督の指定したる法令の立案及審議を爲すこと、（三）法令の廢止、改正に付意見を具申すること等の事務を掌る。定員は長官一人（勅任）、書記官二人（奏任）、事務官四人（奏任）、屬及通譯生通じて十二人（判任）の外委員三十人あり。委員には學識、名望ある朝鮮人中より總督之を任命したり。

調査の範圍は土地制度、親族制度、面及洞の制度、宗教及寺院の制度、書房及郷校の制度、兩班制度、四色の起因、其の他法典、經濟及社會事情に關する事項にして之が取調の方法は舊慣に就ては主として朝鮮古書及各地の慣例に依り、制度に就ては朝鮮に於ける其の沿革及歐米諸國の殖民地の制度を參酌し、又必要に應じ局員を地方に派遣し實地に就きて精

査せしめたり。此の外朝鮮辭典の編纂及舊法典調査局に於ける調査事項の整理に従事せり。

四、所屬官署

併合以前に於ける地方行政機關は十三道、十一府、三百七十七郡の外、居留内地人の行政事務を主管せる理事廳あり。又財務機關は一般行政機關と分立して財務監督局及財務署の設置あり。然るに新官制に於ては總て是等諸機關を地方廳に統一して行政區域の整理改善及冗費の節減を圖れり。即ち從來理事廳の主管事務は種別に従ひ道、府、郡に於て分掌せしめ各道に新に財務部を設けて財務監督局の事務を管掌せしめ、又財務署の事務は之を府、郡に引き継がしめたり。従前舊韓國政府農商工部の管理に屬せし京城其他五箇所に設置せられたる林業事務所に半島を通じて九箇所に設置せられたる種苗場は何れも其の所在地を管轄する道の所屬に歸し、隨て此等の事業に従事する技手は道技手として新に任命せられたり。其他從來農商工部に於て水産、機業、蠶業の獎勵の爲各地の情況に應じ隨時出張せしめ若くは巡回教師として派遣したる技師、技手、囑託員並に獸疫豫防の爲慶尙南道及咸鏡北道の畜産地に出張せしめし囑託員は何れも其の事業と共に道に移屬し技師、技手として之を任命し、其の經費は地方廳豫算中に計上せらるゝこととなれり。此等は何れも地方行政機關統一の根本的方針に出でたるものに外ならず、而して各道に於ける土木及勸業に關する技手の給與は地方費を以て之を支辨し來りしが、地方費の未だ潤澤ならざる當時に在りては到底増員技師、技手全部の給與を負擔するに堪へざるを以て、新官制に於ては總て之を國費に移されたり。

行政區域は一朝にして改廢すべからざる事情あるを以て努めて従前の區劃を維持し漸次其の改善を圖る方針を採り惟京畿道廳の所在地を水原より京城に移し舊理事廳の事務を府に集めたる外、府郡に於て數箇所の名稱、位置を改めたるに止めたり。明治四十三年九月三十日勅令第三百五十七號を以て地方官官制の公布あり。道長官の權限として法令を執行し管

内の行政事務を管理し所屬官吏を指揮監督す。又公共團體の行政を監督し、或は警察官を使用し及道令を發することを得る等の規定あり。元來地方警察機關は内地に於けるが如く道長官に附屬せしむるを以て普通とすれども朝鮮に於ては一時特別の警察制度を執り地方警察機關をして警務總長に直屬せしめたり。是れ匪賊良民を脅かし其の財物を掠奪する者往々にして之あるを免れざりし當時に於ける朝鮮治安の維持を確實にせむが爲には首尾一貫して敏捷機宜の手段を執るの必要を認め道警務部長は警務總長に、警務總長は總督に各次直屬し、地方警察機關を一貫し直接命令を發し得るの方法を執りたるものとす。而して道長官は管内に於ける幸福安寧維持の爲警察上の取締を要するときは道警務部長をして必要なる措置を執らしむることを得るの規定なり。

道長官の諮問機關として各道に朝鮮人參與官及參事を置く。參與官は各道一人を定員とし道長官の諮問に應じ又は臨時命を承けて道廳の事務に服す。參事は名譽職にして各道三人を定員とし、道内に居住する朝鮮人にして學識名望ある者之に任命し道長官の諮問に應ずるものとす。

府、郡は第二級地方行政區域にして其の數從來十一府、三百七十七郡なりしが新官制に於ては従前道以外に特立せし漢城府を京城府と改めて京畿道の管轄に屬せしめたるの外大邱、平壤、富寧（清津と改む）の三郡を府に、城津、慶興、龍川の三府を郡に改めたる結果十二府、三百七十七郡となれり。府は主として諸開港地に在り。府、郡には道と同じく參事二名を置き、各管内の有識名望家（朝鮮人）を以て之に充て、一般行政に關與せしめざるも地方の産業、土木等其の土地に直接利害關係を有する事項に限り府尹郡守の諮問に應ぜしむることゝ爲せり。

居留民團は内地人の自治體にして主として京城、平壤其他開港市場に在り。日露戰役後に於ける居留民の増加に伴ひ居留民團法及同施行規則の施行によりて設立せられたるものとす。元來外國人と同地位に在りたる帝國臣民を以て組織せ

られたるものなるに由り併合と同時に自然地方行政機關に編入せらるべきものなるも併合當時の朝鮮人は未だ内地人と共に自治制を運用するの域に在らず、朝鮮に於ける地方行政制度は未だ自治體を認むるの時期に達せざるを以て茲に暫らく居留民團の存續を認め將來之に代るべき地方行政制度の完成を俟て整理することとし、同時に從來理事官の管掌する所なりし居留民團の監督に關する事項は併合に伴ふ理事廳廢止の結果之を道長官又は府尹の權限に分屬せしめたり。民團設立地區は從來其の數十二箇所なりしが、明治四十三年十月龍山居留民團を京城居留民團に併合の結果十一箇所に減少せり。各民團は内地に於ける自治體と同じく教育、土木、衛生、救助其の他各般の公共事業を施設經營し設立以來漸次發展を遂げ殊に民長官選制度施行後其の成績一層良好となれり。

道、府、郡地方廳は從來種々の雜税を徵收し官有財産の管理を掌りて以て其の支出を自辨し稍々自治體の觀を備へたりしも其の弊害に顧み明治三十九年以來地方官の徵稅權を漸次中央政府に回收し地方廳の行政費は全部國庫より支出することとし併合後亦然り。明治四十四年度に於ける地方廳費の國庫支辨豫算額は總計四百二十三萬餘圓にして、内各道合計百二十九萬餘圓、各府郡合計二百九十三萬餘圓之を舊韓國時代の明治四十三年度各道四十六萬餘圓、府、郡百萬餘圓、總計百四十六萬餘圓に對比せむか一躍二百八十萬圓の増額なり。面の經費は道、府、郡と異り全部面内の負擔とす。

朝鮮の地方行政は未だ自治制度を施行するの時期に達せずと雖も地方公共事業の増加に伴ひ中央の施設を俟たず地方をして自ら開發せしむことを期し舊韓國政府は明治四十二年法律第十二號を以て地方費法を公布し各其の屬する財産並に收入、地方費事業の收入、賦課金、國庫補助金を以て漢城府並に各道の土木、衛生、慈善、勸業、教育に關する經費を支辨することを得しめ併合後亦同じ。明治四十四年度地方費總豫算は百七十四萬餘圓にして前年度は百二十萬餘圓なり。積弊の極に在る半島地方費の歳入増加は一朝にして之を期すべからざる事情あるを以て併合の際陛下は特に民力の休養

並に産業、教育の奨励、發達及凶歉救濟の事に軫念あらせられ臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓を十二府三百七十七郡に基本金として配與し専ら其の利子を以て兩班、儒生其の他恒産無き者に對する授産事業、普通學校及私立學校の補助、凶歉救濟費用に充てしめられ府、郡人民は茲に恒久に其の惠澤に浴することとなれり。是等基金は四十三年府令第二十六號臨時恩賜金管理規則に依り地方長官をして管理せしめ其の使用方法是恩賜金利子額の五分の三は授産、五分の一・五は教育、五分の〇・五は凶歉救濟の費用に充てらるべく、而して其の利子年額八十六萬九千九百圓に上り四十四年度朝鮮地方費賦課金總額を超過すること二十五萬五千餘圓なり。今本道に關する部分を抜けば恩賜金配與額百六十九萬四千圓、此の一ヶ年分利子八萬四千七百圓を算す。

裁判所 統監府司法廳は韓國併合の結果總督府の一部と爲り、統監府の裁判所令は勅令に依り之を改正し、統監府裁判所は茲に總督府裁判所となれり。三審制度に基き區裁判所、地方裁判所、控訴院及高等法院に區分す。各裁判所は總督に直屬し民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌り區裁判所は單獨審理、其の他の裁判所は合議審理の制度を採用せり。司法權委任後殊に併合後は、原則として帝國の法規を適用すべきも、朝鮮の法規習慣亦無視する能はざる事情あるを以て、朝鮮人に對しては法規上特別の規定ある場合を除くの外舊韓國法規を適用し、一部の區裁判所に於ては檢事の職務を警視、警部又は裁判所書記をして行はしむることとせり。

監獄 舊韓國政府時代に在りては内部の所管に屬し警察署に附設せられたりしが、明治四十年司法事務を分離獨立せしめたる結果、四十一年一月監獄官制を實施して之を法部の所管に移し、同年地方裁判所所在地八箇所に監獄を、翌四十二年地方裁判所支部所在地八箇所に監獄分監を設置したり。同年七月司法權の委任と同時に是等監獄及分監は理事廳監獄一箇所と共に統監府監獄に變更し、四十三年七月更に馬山、群山及鎮南浦の三分監を増設し、同年十月本監一箇所を分監に

變更せり。事務の執行は司法權受託後帝國監獄法に依る。

警備 舊韓國の安寧保持の必要上帝國政府は明治三十九年七月韓國駐劄軍司令部條令を公布し、陸軍大中將を司令官たらしめ統監の命令ある時兵力を使用することを得となし、併合後に至り總督は委任の範圍内に於て陸海軍を統率し朝鮮防備の事を掌ることとせり。駐劄軍は從來約一個師團半の兵力より成り、併合後も暫らく増減する所なく、各地に小部隊を分屯せり。舊宮内府所屬朝鮮歩兵大隊及騎兵中隊は、併合後之を帝國の軍隊に編入し駐劄軍に附屬せしめたり。

舊韓國の警察事務は明治四十三年六月の覺書に依りて帝國政府に委託せられ、爾來警務總長には朝鮮駐劄憲兵の長たる陸軍將官を任じ、各道の警務部長には各道憲兵の長たる憲兵佐官を之に任命し、以て警察官署と憲兵隊の二系統を綜合して一機關となし、同一命令の下に警備警察の任に膺らしめたり。併合後總督府の警察官署となり組織等大體前に同じ。

海上警備としては木浦及麗水に水上警備所を置き、各五隻の警備船を配置し、専ら沿岸及島嶼の取締に任せしめ必要に應じては遠く鴨綠江其の他に派遣したり。後四十四年一月陸軍所管の汽船一隻（百六十五噸）を借入れ、母船に充つると共に外海の警備に就かしめたり。

舊來火賊或は義兵と稱して民財を掠奪するを目的とする強盜、草賊の類、山間僻地に出沒せざるに非ざりしも併合の趣旨を誤解せる匪賊の徒は四十四年三月に至つて大抵剿滅したり。

徵稅機關 嘗て二百三十餘の財務署及之を統轄する七箇所の財務監督局をして之に當らしめ郡守又は觀察使をして全然關係を絶たしめたる徵稅事務は併合後之を再び地方廳に歸屬し各道に財務部を設け府、郡に於ては府尹、郡守を歲入徵收官とし道長官の監督の下に其の事務を執行せしむることとなれり。財源の貧弱は歲入不足の最大原因なるを以て政府は夙に之が調査涵養に努むる所ありしが就中、酒、煙草、鹽に關し施設計策するところあり併合後に及びて漸次效果を示すに

至れり。金庫事務は併合以前其の帝國政府に屬するもの總數十一箇所（韓國銀行本支店）舊韓國政府に屬するもの總數二十八箇所（同前及各地農工銀行及普通銀行）ありしが併合後二十八箇所の舊韓國政府金庫は之を廢止し新に道廳所在地及開港地等の樞要地に京城本金庫所屬の支金庫十三箇所を増設し金庫總數二十四箇所となれり、此の外、國庫金の取扱を爲し來りたる金庫所在地外の通信官署百五十箇所は併合の結果其の取扱自然廢止に歸したるも明治四十三年十月再び大藏省令を以て從來の如く歲入歲出金の取扱を爲さしむることとせり。

交通運輸 道路及鐵道は朝鮮開發上急速を要する施設なるを以て併合以後特に力を之れに注ぎ前者に就ては主要二十三線路五百八十餘里總經費一千萬圓を以て明治四十四年度以降五ヶ年の事業を起し、後者に於ては四十三年度平南線の開通を初め同年度以降京元、湖南兩線の施工に着手せられ軌道及輕便鐵道亦漸く官民間に其の施設多きを見るに至れり。

水運は從來其の程度極めて幼稚にして内河及近距離間の沿海に限られ、獨り朝鮮人の經營に委しては到底發達の期なきを以て曩きに帝國船舶の朝鮮沿海及内河航行を得しめ、次で内地人經營の沿岸航路に補助金の貸付を爲し來りしが、併合と共に敍上の制限自然消滅に歸し、諸外國船に對しても區別を立てず任意的に向ふ十箇年間朝鮮開港間に限り沿岸貿易に均霑せしむることとせざる關係上沿岸航路を一層補助獎勵するの方針を執れり。海事々務は稅關に於て之を管掌せるも從來根本的法規無く無制限に放任せられしが、四十三年四月船舶法規を實施し初めて船籍及權利の確認、船稅の徵收及航海の安全保護等取締上の整備を見るに至れり。

通信官署は明治三十九年一月以來舊韓國政府の委託を受けて關係事務を掌り來りしが、總督府通信官署と改稱してより從來の郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話事務以外、新に航路標識及氣象に關する事務並に電氣事業の監督に關する事務を加へ、且つ朝鮮總督の指定に依り朝鮮總督府及所屬官署の取扱ふ歲入金、歲出金及歲入歲出外現金の出納に關する

事務を掌ることゝなれり。朝鮮の通信機關は各地方の發展と一般通信力の増進に伴ひ明治四十三年度に於て設備の擴張を行ふと同時に顯著なる内容の整備改善を遂行せり。

本場を水原に置ける勸業模範場は明治三十九年の創設に係り農業上百般の實地指導を行ふ機關なるが併合當時水原本場の外、大邱、平壤の兩出張所あり。併合後總督の管理に屬し、同時に前記二出張所並に從來の在龍山女子蠶業講習所、在木浦臨時棉花栽培所及在轟島園藝模範場を各其の支場に變更し官設勸業機關を統一せり。

税關は保護政治肇始以前に於ては釜山、元山、仁川三箇所の外、木浦、鎮南浦、群山、馬山、城津の五支署あるに過ぎざりしが其の後鎮南浦支署を税關に改め、新義州及清津の二支署を増設し且つ新に蔚山、統營、義州、雄基其の他計十九箇所に監視署を、京城南大門、平壤、大邱、龍岩浦の四箇所に税關出張所を設置せり。併合後形式上甚だしき變革なしと雖も約五百萬圓を以て十三開港市場の防波堤築造、水面埋築、港内浚渫、海壁、棧橋、荷揚場、税關倉庫、税關廳舎等設備築造に着手し仁川、釜山及鎮南浦を除くの外全部四十三年度中に豫定計畫の施工を竣れり。

醫療機關としては中央に總督府醫院あり。明治四十年設置の舊大韓醫院を引き繼ぎ改稱したるものにして治療部、醫育部及衛生試驗部の三部ありしが四十二年二月改正を加へて醫育部は之を附屬醫學校と改め、衛生試驗部を廢止し、總督府醫院官制施行と同時に醫學校を醫學講習所と爲せり。地方に於ける慈善的醫療機關の設置は多數の下層人民の實狀に顧みて寔に緊切必要なるものあり、四十二年八月慈惠醫院官制公布、同年十二月全州及清州の二箇所に、四十三年一月咸興に之を開院したりしが併合後同年九月各道廳所在地に各一箇所を設置し地方民心に豫想外の好影響を與へたり。

教育行政は統監府の管掌する内地人系統と舊學部の管掌する朝鮮人系統との二脈ありしが、併合後總督府は内務部に學務局を置き同一機關の下に統一せり。然れども教育制度は各其の民度を異にする内鮮人によりて自ら區別なかるべから

ず、暫く従前の儘に存置することゝ爲せるも朝鮮人に對する學制は併合と共に當然之を改正せざるを得ず。只事は根本の問題に關し慎重審議將來に對する大本を確立するに非ざれば容易に改廢を斷行すべからざるものあり、依て特に急施を要する事項、大義名分上一日も擱き難き事項に就き、不取敢改正を加へ總體の組織及方針に就ては慎重なる調査考究を重ねることゝし、明治四十四年朝鮮教育令を發布するに及び初めて依遵する所を明にしたり。

第三 所謂文化政治

一、序 說

明治四十三年總督府設置以來朝鮮上下の發達進歩極めて顯著なるものありしと雖も歐州戰後時勢の變遷急劇にして曩に適切有効なりし制度施設も往々目下の進運と斯土の實情とに伴はざるに至り施政革新の機運漸く熟せむとするものあり。此の時期に際し偶々内外の不逞鮮人は所謂民族自決主義の趣旨を誤傳し盛に民衆を煽動脅迫せり。大正八年三月端なく鮮内各地に獨立騷擾を惹起し之が鎮撫に數月を要したるを以て制度革新の計畫は茲に一頓挫を來したるも大正八年八月に至り遂に總督府官制の改正を見たり。官制改革の大綱は民度進展の實況に應じ總督に文武官を併用し憲兵制度を廢して普通警察制度に改むるに在り。而して其の本旨は當時下賜せられたる別記詔書に明にして内鮮を遇する一視同仁、文化的政治を確立扶植し益々半島民衆を誘掖して結局内地人と同一地位に立たしめ更に其の長所を發揮して東洋の發展に參し以て長く休明の澤を享けしめらるゝに在りたり。

官制改革の詔書（大正八年八月十九日）

朕夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメムコトヲ期セリ

今や世局ノ進運ニ從ヒ總督府官制改革ノ必要ヲ認メ此ニ之ヲ施行ス是レ從來ノ廟謨ニ基キ時ニ應ジ宜ヲ制シ以テ施政ノ便ニ資シ治化ノ普及ヲ圖ルニ外ナラズ方今歐洲ノ戰亂新ニ熄ミ世態ノ變遷殊ニ劇シ、朕深ク此ニ鑑ミル所アリ益々民力ノ發達ニ務メ其ノ福利ヲ増進セシムコトヲ念フ、百官有司克ク朕ガ意ヲ體シテ事ニ當リ德化ヲ宣布シ民衆ヲシテ各職ヲ勵ミ業ヲ樂シム永ク昇平ノ惠澤ニ浴シ共ニ邦家ノ隆運ヲ扶翊セシムルコトヲ勗メヨ

九月三日總督は本府及所屬官署に對し國家重大の時局に當りて朝鮮總督の大命を拜し又如上の聖詔を奉戴して恐懼措く所を知らず日夜勵精以て大命に奉答せむことを期する旨冒頭し一般施政の方針に就き熱誠訓示する所ありしが特に根本方針として左の數項を掲げ其の留意を求めたり。

官吏は一身同體を旨とし上下四方協同戮力し公明正大なる政治を爲すべし。總督府内の各局課及總督府と地方廳との間に於て努めて意思の疏通を圖り各一貫したる意氣を以て互に連絡を取り最善の努力を爲すべきは勿論身を持する謹嚴正直、不黨不偏各種の情弊を交除し専ら正理公道に就き民衆をして施政に信頼せしむることを期すべし。

時代の進運と民心の歸嚮とに鑑み行政司法事務の各般に互り左の改善を加へむことを期す。

- 一、形式的政治の弊を打破し法令は成るべく簡約に従ひ誠意國民を誘掖して其の精神の徹底を圖り行政處分は事態民情に顧みて適切なる措置を執り努めて被處分者の諒解を得しむべし。
- 一、事務の整理簡捷に努め民衆の便益を計り官廳の威信を保持すべし。
- 一、言論、集會、出版等に對しては秩序及公安の維持に妨げなき限り相當考慮を加へ民意の暢達を計るべし。
- 一、教育、産業、交通、警察、衛生、社會救濟其の他各般の行政に刷新を加へ國民生活の安定を圖り一般の福利を増進するに於て新に一生面を開かむことを期す。殊に地方に於ける民風の涵養並に民力の作興は地方團體の力に待つこと

を便とすべきが故に將來時機を見、地方自治制度を施行するの目的を以て速に之が調査研究に着手せむとす。

如上の改善刷新は只徒に新奇を衒ひ時流を追はむとするものに非ず成るべく朝鮮の文化と舊慣とを尊重して其の善を長じ其の弊を除き以て時勢の進運に順應せむことを期するに在り。換言すれば民生民風を啓發して文明的政治の基礎を確立せむとするの趣旨に外ならず。

制度改正と共に人心の一新を要するは固より言を俟たざる所なり。各位は須く聖旨を奉じて率先躬行其の範を示さむことを期し、内鮮人をして常に一家の親、同胞の愛を以て相接し共同輯睦の實を擧げしむべく殊に朝鮮人をして心身を研磨し其の文化と民力とを向上して愈々聖代の德澤に浴せむことを期せしめらるべし。云々

九月十日總督は更らに一般民衆に向て施政の方針を諭告する所あり官民互に胸襟を披きて協力一致朝鮮の文化を向上せしめ文明的政治の基礎を確立せしめむことをと反覆力説せり。

二、改革の要綱

騷擾事件の爲め一時實施を延期するの已むなかりし朝鮮施政の刷新は其の後騷擾終熄し大勢動搖を感ぜざるに及び大正八年八月先づ朝鮮總督府官制及同地方官官制に改正を加へ同時に警察官署官制を廢止して之が實施の端を啓けり。同改正に據れば總督の任用は從來武官に限りたるを改めて全然其の制限を撤去し又地方行政機關の外に獨立して憲兵を首腦とせし從前の警察制度を廢止して之を内地と同様なる普通の警察制度に改むると共に警察事務執行の權限を道知事に移屬して總督政治の基本を純然たる文治主義と爲すの方針を明かにし更に總督府の組織を緊縮して事務の簡捷、行政の刷新を圖り新進の人材を要路に拔擢し政機の運用に清新の意氣を注入するの途を開けり。當時原首相は朝鮮施政革新の聖旨を敷衍し銳意文化政治の徹底を策し朝鮮をして出來得る限り速かに内地の延長たる實を擧げしめむことを期する旨を聲明せり。

是より先同月十二日元帥陸軍大將伯爵長谷川總督及山縣政務總監願に依りて本官を免ぜられ同日海軍大將男爵齋藤實朝鮮總督に、法學博士水野鍊太郎政務總監に任ぜらる。新總督は大詔煥發の本義と官制改革の趣旨とに基き諒解ある文化政治を確立せむことを期し先づ一般官民に對し既記の如き訓示及諭告を與へ次で道知事會議を召集して施政方針を示し官民協戮して公明正大なる政治を行ひ努めて上下意思の疏通を圖り専ら正義公道に就き能く新施政に對する民衆の理解と信頼とを厚うせしめ常に世局の進運に順應し朝鮮の實情を考量して漸次文化民力の充實を圖り以て朝鮮統治の一新生面を開き朝鮮人をして政治上社會上の待遇に於て内地人と同一の地位に立たしむべき究極の目的を助成し融合同化以て聖明の宏謨に副ひ奉るべき旨を宣し之が要綱として治安の確保、民意の暢達、形式主義の打破、各般行政の刷新、國民生活の安定、一般文化及福利の増進、人心の一新等の綱領を標榜し更に之が具體的項目を擧げ就中内鮮人官吏差別待遇の撤廢、法令の簡約、事務の整理簡捷、中央集權主義を地方分任主義に改むること、行政處分上被處分者をして十分諒解を得しむること、地方制度の改正、在來文化及慣習の尊重採擇、言論集會及出版の自由、教育の普及、産業の開發、警察機關の整備、醫療衛生機關の擴張、民心の緩撫善導、人材登用の門戸開放、内鮮人の融和等に重きを措き以て更始一新の規模を明にせり。

(1) 民意暢達 政治をして實情に適切ならしめ以て民力文化の向上を全からしめむには懇切に官民意思の疏通に努力し相互の理解をして常に缺くる所なからしむるより先なるはなし。從來民意を暢達せしむる方法之なきに非ざりしと雖も其の施設十分ならず往々にして民情に適切ならざるの嫌あり。獨立騷擾以來民心動もすれば矯激に互り總督府の施政に對し不滿を懷く者寡からず。是等の多くは施政の方針を理解せざるに基くものなるを以て新總督は地方先覺者を通じて一般の諒解に資し併せて改革の趣旨を貫徹せむが爲大正八年九月二十日より一週間に互り各道有力者、名望家及新知識を有する者五十一名を京城に召集し政務總監以下各局部長、民間篤志者等に於て總督の施政方針に關する説明及講演を爲し之と同時に

に參集者よりは民情並に統治に關する意見等を聴取したり。此の種の會合は總督政治以來嚆矢とする所にして其の間相互の諒解聯絡に資せる所頗る多し。又時々總督府職員を地方に派遣し民情を視察せしめしが官制改革の當初に於ては特に十分地方の查察を遂げ民意の存する所を明かならしむると共に施政の趣旨を透徹せしむるの必要ありたるを以て大正八年より九年に互り各道に總督府事務官を派遣し親しく地方有力者、故老、有識者等に面接し從來の施政に對する批評、感想並に將來の施政に對する希望につき隔意なき意見を徴し民意の暢達を圖ると共に地方官廳に就き施設の實績を調査して其の適否を考察し併せて改革の趣旨を一般に説明せしめたり。

然れども斯の如き別に本務を有する官吏の臨時的派遣は民情視察上十分なる効果を發揚する能はざるが故に新に専ら民情の視察に従事する事務官五名を設置し朝鮮人行政官中堅實なる思想と行政手腕とを併有する者を拔擢して之に任ずることと爲せり。是等の官吏は其の後常に地方を巡歴して審に民情を視察し穩健なる思想の鼓吹と地方青年の善導とに力を致し以て官民意思の疏通を圖るに努めたり。

又從來朝鮮内に於ては新聞の發行を制限し現在の新聞の外新規の發刊は容易に之を認められざりしが斯の如きは言論の自由を制限し民意の暢達上遺憾尠からざるを以て其の方針を改め京城に於ては大正八年十二月より同九年一月に互り朝鮮人の經營する時事新聞、朝鮮日報、東亞日報等に發刊の認可を與へたり。是等の諸新聞は朝鮮諺文を用ひ又は國文、諺文を併用するものにして同年三月乃至四月に互り各發刊するに至れり。尙地方に於て同じく發刊を認められたるものあり、國文新聞にて新規創刊したるもの亦數種に上れり。集會の制限の如きも努めて之を緩和し政見發表の會合の如きも時宜により之を認めらるゝに至れり。

中樞院の任務は總督の諮詢機關たるに在るも從來殆ど之に諮詢するところなかりしが大正八年制度革新以後朝鮮古來の

習慣等に關係ある事項は努めて之に諮詢すること、尙大正九年四月以來毎週月曜日の午後、副議長及顧問以下の議員會合して各種施設に付き意見を交換すると同時に總督府主任者若は専門家より朝鮮に於ける各般の施設に關する説明を聴取することとなり之が爲施設方針の周知並に民意の暢達に多大の便宜を得るに至れり。大正十年度初頭中樞院の組織を改正し顧問、參議の人員を増加し努めて地方有力者及新知識を擧用し其の機能を全からしむる方針となれり。各道に於ける參與官は孰れも朝鮮人にして道知事の諮問に應じ命を承けて道の事務に服するの制なるも從來總督府に會同して意見を開陳する機會少かりしが新總督は刻下の情勢に鑑み常に地方人民と接觸する參與官に對し親しく新施設の方針を説示し併せて地方の民情を聴取することの適當なるを認め大正九年六月各道參與官を總督府に招集して會議を開き地方行政に關して訓示指示を爲し協議する所ありたり。

齋藤總督及水野政務總監は着任以來努めて内鮮外人有志に面接して其の建言陳情を聴取し且つ懇に新施設の趣旨及其の見解を開示し之が爲特に面會日を設け又人民の上書に對し慎重の顧慮を拂ひ以て百方意思の疏通を圖れり。

(2) 施設方針の周知 總督府に於ては從來各種の印刷物を以て内外事情又は朝鮮事情の紹介に努めつゝありしが更に是等の規模を擴張して新に施設方針の周知徹底、施政の真相に關する紹介、朝鮮事情の内外に對する紹介、内地事情の朝鮮に對する紹介等の事務を掌る爲庶務部に情報係なるものを設置し活動寫眞映寫の外、既に各種の邦文、諺文及英文小冊子、寫眞帖等を刊行し尙大正十年度初頭各道に於て施設方針の周知に關する講演會等を開催するの計畫を立てたり。是等の事務に對する調査審議の機關として大正九年十一月新に情報委員會を設け政務總監を委員長とし官吏委員の外特に民間に於て此の方面の知識經驗ある者數名を委員に依囑し内鮮事情紹介の方法及組織に付審議を重ねたり。

三、形式主義の刷新

従前の施設中動もすれば形式に流れ時運の變遷せる當時の實情に適切ならざるもの無きに非ざりしを以て官制改革以來之が刷新の趣旨を宣明すると共に着々弊風の打破を行ひ大正八年八月先づ警察官、税關吏、監獄吏等の如き特殊の必要あるものを除き一般文官の制服帶劍を廢したり。但し司法官に在りては其の後内地の現制に準據して其の服制を定め又辯護士職服の制も内地の現制に則りて之を定め法廷立會の際着用せしむることとなりたり。

四、行政の釐革

大正八年改正の要旨は世局の進運に従ひ時に應じ宜を制し以て施政の便に資し治化の普及を圖り一視同仁の大義を展べむとするに存するは詔書に宣明せらるゝ所にして其の目的文化政治の基本を確立するに在るや言を俟たず、即ち本府官制に在つて總督任用の範圍を擴張して専ら陸海軍大將を以て之に充つるの制度廢すると共に舊官制中「總督は天皇に直隸し委任の範圍内に於て陸海軍を統率し朝鮮防備の事を掌る」の條項を削り安寧秩序保持の爲必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得しめたり。而して政務總監は總督を補佐し府務を統理し各局部の事務を監督すること故の如し又總督府の組織は事務の簡捷統一を圖りて施設の伸張に應ずるの趣旨に依り從來の内務部、度支部、農商工部、司法部を内務、財務、殖産、法務の四局に改め従前内務部に附屬せし學務局を總督直屬の局として前記の諸局と對等の地位に立たしめ從來獨立の官廳たりし警務總監部を廢して本府に警務局を置き又總督官房の總務、土木及鐵道の三局を庶務、土木及鐵道の三部に變更し従前の部長官を局長に改め、新設の部に部長を配したり。尙本改正に伴ひて本府各局部の分課並に分掌事務を整理し極めて重要な事項の外は努めて局部課長の專行に委したり。次で大正十年二月總督府官制を改正し中央、地方の聯絡を緊密にして施設方針の徹底を期し併せて民情の機微を洞察し民意暢達の實を擧ぐる爲本府に監察官及民情視察事務官を置き彼此相俟ちて文治主義の徹底を期することゝ爲れり。所屬官署官制亦本府官

制と共に改正を加へられ、警察官制を廢して地方官官制を改正し憲兵を首腦とする警察事務執行の制度を罷め地方長官に警察權を行使せしむることゝ爲し各道に第三部(後の警察部)を置き道事務官を以て其の部長に充て地方警察衛生事務の執行に關し知事の命を承け部下を指揮監督せしめ各府郡に警察署を設け従來警察署の設置なく憲兵分隊又は同分遣所在勤の憲兵を以て警察署に屬する事務を執行せしめたる地方にも之が普及を圖り尙之と同時に新進警察官を養成し且つ其の素質の改善を圖る爲新に警察官講習所官制を公布せられたり。斯くて改革後の所屬官署は前記の外中樞院、裁判所、監獄、遞信局、海員審判所、税關、醫院、濟生院、勸業模範場、中央試験所、獸疫血清製造所、營林廠、平壤鑛業所、官立諸學校、土木會議、其の他各種の委員會等を存續し組織概ね舊に依ると雖も時運の進歩に應じて機關の擴張を圖ると共に成るべく其の委任權限を増大して事務及施設の進捗を期し以て新施政方針の徹底に努めしめたり。就中中樞院に在りては大正十年度初頭に於て其の組織内容を改善充實し以て民意暢達の實を擧げしめむとせり。其の他に就ても同年度中必要機關の新設擴張を行へり。

五、官吏の差別待遇撤廢

鮮人文官の待遇は併合の際、時の事情に適應せむが爲大體舊韓國の官等俸給令に準じて特別の規定を設け内地人文官の待遇に比し差等を存したりしが爾來生活程度の向上と知識技能の進歩とに鑑み漸次其の待遇を改善するの必要を認め大正二年及七年に於て朝鮮人たる文官の俸給額に多少の改正を加へ且つ恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金等に就て亦漸次待遇改善の實を擧げ來れりと雖も新官制改正の趣旨に依り一視同仁の聖旨に遵ひ内鮮人差別待遇の撤廢を實現せむが爲大正八年十月從來の朝鮮人たる文官の分限及給與に關する規定を廢止し内地人官吏と均しく高等官官等俸給令及判任官俸給令の適用を受けしむることゝ爲し官等俸給に關する内鮮人官吏待遇上の差別を除かれたり。此の結果として朝鮮人官吏一

般に給與の増額を見たるは勿論從來俸給令の最下級より少き俸給を受け居たる者は少くとも俸給令の最下給迄引上げらるることゝ爲れり。次に朝鮮人官吏は帝國官吏たる身分に對し敍位、敍勳の榮典に與ることは何等内地人と差別なかりしが其の資格年數に付ては併合以後の年數のみを認め舊韓國政府在職中に於ける年數は之を認められざりしも前述の如く朝鮮人官吏優遇の趣旨に依り特に明治三十九年統監府設置以後に於ける舊韓國政府在職中の年數をも算入せらるることゝなり大正九年四月より之が實施を見るに至れり。又公立普通學校長の任用に關しては時勢の進運と朝鮮人教員の進歩とに鑑み大正八年十月以降朝鮮人訓導を以て之に任用するの途を啓き大正九年現在各道を通じて其の人員十九名を算したるが逐年増加せり。而して朝鮮人たる判檢事は併合當時朝鮮總督府裁判所令中に規定を設け内地人と其の任用資格を異にすると同時に民事に在つては原告、被告共に朝鮮人たる場合、刑事に在つては被告人が朝鮮人たる場合に限り其の職務を行ふことに定められたりしも近時一層其の銓衡を嚴にし在職者亦一般に學識技能の著しき向上を示し已に職權の限定を爲すの要なきに至りたるを以て大正九年三月同裁判所令より從來の制限規定を削除せられ、之が爲朝鮮人たる判事、檢事は爾來内地人又は外國人關係の事件に就ても審理に關與し得るに至れり。尙一般に管刑の廢止教育制度の改正、地方自治制の準備を行ふ等漸次文化的施設の擴充を期し銳意其の向上發展を圖りて成るべく速かに内地人と同一地位に立たしめむとせり。

六、法制の整備

騷擾事件の經過に鑑み大正八年四月政治に關する犯罪處罰の制令を公布し多數共同して安寧秩序を妨害し又は妨害せむとしたる者の取締を嚴密にし同月朝鮮財團抵當令を公布し工場、鐵道、軌道及鑛業の金融を圓滿ならしめて斯業の振興に資し更に朝鮮蠶業令を公布して將に勃興せむとする朝鮮産業取締を周到にし其の健全なる發達を庶幾したり。六月朝鮮阿片取締令を制定し阿片に對し徹底的の取締を勵行することゝなり又民情慣習の實況に鑑み九月墓地火葬場埋葬及火葬取締

規則を改正して墓地の新設手續を緩和し十一月屠場規則を公布して屠場取締の弊根を除去せられたり。次で大正九年三月に至るや裁判所令を改正して朝鮮人たる判檢事の權限を擴張し、其の他私立學校規則及朝鮮刑事令を改正し更に朝鮮答刑令を廢止する等一視同仁の聖旨を對揚し文明的政治の確立を期せられたること既記の如し。教育及宗教の方面に在りては其の進境顯著なるものあるに顧み九年十一月朝鮮教育令に應急の改正を加へ先づ普通教育の程度を高めて内地の學制に準ぜしめ十年三月在外研究員規程を設けて高等教育機關の教員養成に便し以て他日學制全般に互る革新の素地を築けり。又九年四月布教規則を改正して布教所設置の許可主義を届出主義に改め其の他著しく手續を簡易にする等布教上大に便宜と爲れり。地方制度に在りては時勢の進展に應じて九年七月府面制を改正し更に朝鮮學校費令及朝鮮道地方費令を制定し府の諮問機關たる在來の協議會を民選制に改め之と同時に新規諮問機關として地方團體たる面に協議會を、府、郡、島に學校費の評議會を、道に地方費の評議會を置き、以て地方自治制實施準備の端緒を開けり。財政方面に在りては朝鮮關稅十年間据置期限の滿了に伴ひ九年八月朝鮮關稅令其の他關稅法令を廢して帝國共通の關稅制度を布き、之と同時に財政上の必要に鑑み内地、臺灣又は樺太より朝鮮に移入する物品に對し當分の内從前の例に依り移入税を課するの制を設けたり。産業交通方面に在りては産業振興の實情に鑑みて九年四月會社令を廢止し、六月私設鐵道事業の發展に應じて朝鮮私設鐵道令を公布して其の監督の方法を適實ならしむると共に民間企業の便益を圖り次で林野臺帳の設備、土地改良事業の補助に關する規則を設けられたり。此の他併合以來制定の各種新法令は總て時勢の進運に鑑み統治の方針に則り朝鮮の實狀に適切ならしめむことを期したるものなり。

七、遺蹟の調査

舊韓國政府が内地人の専門家に委嘱して古建築物の調査に着手したるは明治四十二年以來の事なるが總督府設置後年々

繼續し大正四年を以て一段落を告げ其の結果を輯録發行したり。但し其の範圍は著名なる遺蹟及遺物の一部に止まりしを以て大正五年調査計畫を更新し第一期を五ヶ年とし全土に亙りて主要なる遺蹟遺物の調査を遂ぐることとなし調査物件を先史遺蹟、史蹟、古墳、古建築物、金石其の他の考古資料とし更に古文書を加へ五箇年を通じて漢、高句麗、三韓、伽倻、百濟、新羅、穢貊、沃沮、渤海、女眞及高麗並に有史前の遺蹟に付之が調査を進め朝鮮代の遺蹟は各地調査の際便宜併行することとし大正五年九月着手、同十年三月を以て豫定の計畫を終了し全半島に亙りて各時代特有の長城、山城、城址、古墳、古墳群、貝塚、古刹、寺址、古塔、塔址、古樓、佛像、古鐘、石燈、古幢、幢竿、古碑、其の他金石遺物等幾多の遺蹟、遺物の調査を遂げて其の特色を明かにし尙進みて滿洲輯安縣に於ける著名なる高句麗好太王碑及丸都城址の再應調査を爲し調査の結果は之を報告書に收め且つ年々古蹟圖譜を編輯印刷して順次之を發表し來れり。調査方針は大正五年七月古蹟調査委員會を置きて之を審議し隨時古蹟遺物の調査計畫、方法、順序、並に其の保存、蒐集、之に影響を及ぼすべき施設に關する要項を定め尙委員をして實地の調査に膺らしめたり。斯くて朝鮮の主要なる古蹟、遺物は其の概略を明にし得たりと雖も古代文化にして苟も採るべきもの、脱漏なきを期する爲大正十年度以降更に七箇年を一期として引き続き調査を進められたり。古蹟遺物の保存に關しては大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し歴史、工藝其の他の考古資料となるべきもの、中保存の價值あるものに付名稱、種類、形狀、大小、所在地其の他詳細なる必要事項を臺帳に登録し古蹟、遺物の發見者は届出を要し、臺帳に登録したる物件に付現狀を變更し移轉、修繕、處分等を爲すには總督の許可を受けしめ以て其の散逸を防止すると同時に主要遺物古蹟に付順次保存工事を施すことと爲れり。

(附記) 擾騷事件 普通獨立萬歲事件と稱せらるゝ本事件は大正八年三月一日京城、平壤、宣川、義州、元山等に於て獨立宣言書を發表すると共に示威運動を開始したるを其の端緒とし漸次各道に蔓延したるものにして大體北鮮に於て早く南

鮮に於て後れて發生せり。其の原因たる既に述べたる所の如く當初現制に平ならざる内外の一部不逞者流中、宇内の大勢に通ぜずして世界思潮の歸趨と民族自決主義の趣旨とを誤解し隱然變を思ふ者あり、又中央に於て基督及天道兩教徒有力者の連衡を策し兩教布教地の系統を辿りて獨立宣言書其の他の不隱文書を各地に散布し先づ青年學生を使喚して獨立運動の中堅たらしめ漸次其の煽動脅迫の手を無智の下層階級に及ぼしたるあり彼此相俟ちて浮説一時衆心に共鳴するに至りたるものにして其の根柢頗る薄弱なるを免れず。或は獨立既に成立せるものと誤信し、或は獨立成るの日他郷の壓迫を被るべしと杞憂し又或は自郷に萬歳の聲なきは住民の恥辱なりと稱し、隨所に附和妄動して漫然事を構へたる者其の多きに居れり。故に上、中流人士、官吏、地方有力者等は概ね慎重の態度を保持して之に参加せず、或は公然意見を發表して獨立運動に反對し或は自制團の組織を提唱して煽動脅迫を排除し或は各地を巡回して民衆を説諭し又或は一身の危険を顧みずして騒擾の制止に努力せし者あり。附和雷同者の大多數を占めたる下層農民及勞働者の如きも、全道朝鮮人の總數に比較すれば寔に其の一小部分を出でず、而も其の動機とする所概して煽動、脅迫若くは射利私怨に在らざるなし。發生の當初は二、三暴行を敢てせし者なきに非ざりしも概して穩和なる消極的手段を執り隨處に多數群集して萬歳を齊唱したるに過ぎざりしが時日と共に其の性質惡化して漸く暴動的色彩を帯び或は諸官衙、面事務所等を襲撃、破毀し或は警察官憲、地方官吏等を毆打殺傷する者あり、三月下旬より四月上旬に亙り最も猖獗を極めたり。然るに四月十日前後より其の勢漸く減退し四月末に至り其の終熄を告ぐ。各道中騒擾の激甚なりしは京畿、黄海、平安南北及慶南を最とし、慶北、忠清南北及咸南の諸道是に次ぎ、江原、咸北の二道亦稍々騒擾を見たるも全羅南北道に至りては他道に比し著しく微弱なりしなり。就中群衆の性質頗る獍猛にして往年東學黨の亂に見たるが如き暴狀を呈するものありしは京畿、黄海、慶北、平安の諸道なりとす。斯くて騒擾六十日間に亙り事件發生箇所六百十八、參加延人員五十萬人、騒擾回数八百四十八、同上未然

防止回数三百五十七を算せり。

之が鎮定に關しては數次諭告を發して民衆の覺醒を促し官吏、地方有力者等をして民心の善導綏撫に任ぜしむると共に當初騒擾者の武器を有せざりしに鑑み絶對穩和の手段を採り集團過大に且つ惡化せるものにして警察力の不足を訴ふる場合に限り特に守備兵を送派警戒したり。事件漸く擴大するに伴ひ暴民衆を恃みて官憲に反抗し或は豫め鎌、石、棍棒等の兇器を用意して官吏に迫り官文書を燒棄し廳舎、器物を破毀し官吏を殺傷し又は良民を劫掠する等暴狀を極むるものあるに至り其の困惑甚だしかりしを以て暴動發生し若くは其の虞ある騒擾地域の内外に一時軍隊を配置して良民を保護し鎮定の效を全からしめむことを期するに及び爾來其の效果顯著にして一時さしにも猖獗を極めたる各地の騒擾も頓に其の勢を挫折して日ならず全く鎮靜に歸したり。鎮定後一般民心の歸趨を窺ふに知識階級に屬する朝鮮人の多數は獨立運動の無謀なるを覺り不逞者流の妄動を擊斃せしこと勿論なりと雖も、煽動脅迫其の極度に達せし際に於ては獨立或は成らざるに非ざるやを疑ひ、其の然らざる者も脅迫と後難とを恐れて曖昧なる態度を保持したりしが時日の経過に伴ひて其の疑惑消散し漸く官憲に信賴するの念を深くしたり。又前日の附和雷同者は概ね悔悛して生業に復し曩に騒擾を醸したる部落民にして進みて前非を官憲に陳謝し將來其の過を再びせざるべきを誓ふ者を出し殊に講和條約の成立後本件の真相一層明確を加ふるに至り、一般民衆は不逞者の横暴を怨み、百事隨て常態に復し、尙一部不逞の徒窃に無稽の浮説を流布し不穩の文書を配付して民衆を盪惑せむとする者尙暫く其の跡を絶たざりしも一般民心を衝動挑發するが如き大事を醸すに至らず官制改革後に於ける諸般新設の進捗に伴ひて民心益々安定し全道の秩序平靜に歸するに至れり。當時本事件に關し犠牲となりたる者合計二千五百七十七人、内五百六十二人は死者にして其餘は負傷者なり。檢事の手依て處理せられたる者凡そ二萬人、内に約五百名の婦女子を含む。起訴總人員九千餘名、有罪と決定せし者七千八百十六名に達せり。

第二章 官公署

第一節 府政

第一屆 居留民史

一、總說

木浦府の今日あるは開港と共に居留地の設定あり、各國居留地會と並んで在住日本人の居留民會乃至居留民團逐次發達し、併合の後現制を布かれしものなるが以下其の推移を説かんとするに當り、先づ茲に少しく朝鮮在住居留民史の序曲を奏せむとす。

朝鮮半島は、古來亞細亞大陸及海島相互間の津梁にして、事は遠く古朝鮮に遡つて語ることを得べく、是等民族の移動振りたる、交通機關完備の今日とは全く其の趣を異にするものなれば、單に途を此の土に假りて以て足れりとせし者は殆ど之れ有らざりしなるべく、必ずや屯田游牧して歲月を費し、所要の準備・研究成るを待ち、初めて或は永住の計を樹て或は理想の山河を目指して發程したりと推すべきが故に、所謂在住居留民の文字の使用は最新の事に屬すとすも、其の實は夙に存して甚だ久しと知るべし。

而して初めに東漸の形を示したるべき移動の波は、太平洋岸に當つて反撥し、聽て逆流の勢を爲し、爾來交互錯雜して許多の歴史的事實に現はれ、素尊の曾戸茂梨占居、任那官家の設置、神功皇后の渡海、新羅諸王氏の日本發祥、應神、仁德、雄略、繼體、欽明、齊明諸帝の半島用兵、乃至豐臣氏の征明役等、兩者間の交渉極めて頻繁にして、居留民問題亦隨

所に發發したるを疑ふ能はず。徳川氏平和の政策を持し、對馬の宗氏をして隣邦の誼を復せしめてより二百五十年、而して明治の聖代に入れり。

此の間、室町幕府盛なるや、足利氏は後花園帝の嘉吉三年(紀元二、一〇三年)、(李朝四世、世宗二五年)宗氏をして朝鮮政府との間に癸亥條約を締結せしめ爾來釜山、齊浦、鹽浦の三港に使館の設置、日本人の居住、交易行はるゝに至れり。之れ日韓通商並に開港の濫觴なりとす。其の後凡そ七十年を経て中宗五年(後柏原帝、永正七年)、(紀元二、一七〇年)所謂三浦の亂起り、在住日本官民一時悉く撤退し、通商亦全く斷絶したるを以て、後再び折衝を重ね、齊浦に倭館を置き、釜山一港を限つて商埠地とするに改めたり。壬辰の役あるに及び國交復た古の如くならず、徳川氏覇業を成すや、後陽成帝の十五年(紀元二、二七〇年)、(李朝光海君二年)將軍秀忠初めて歲船貿易條約を約し、倭館を釜山に設く。茲に於て修好交易又足利氏の舊時の如し。幕末兩國の聘禮絶え、足利氏以來數百年間日鮮外交の衝に當れる宗氏は努めて是れが恢復に心を碎きしも、其の未だ目的を果さざる内、維新と共に外交は中央政府の直轄に歸し、且つ明治六年十一月大院君執政の罷退に因り、從來固守扞げざりし半島政府の鎖國攘夷主義亦遂に一變し、新機運を打開するに至れり。

而して明治九年二月二十六日を以て調印したる修交條規所謂江華條約は、近世朝鮮に於ける對外通商に關する最初の約款にして、釜山、元山、仁川皆是れに依りて開かる。是れより漸次開港地に外國人居住するに至り茲に居留地及居留民なる名稱を生ぜり。

二、各國居留地會

1、組織 近代國際間に於ける各國民の居住、營業は相互に自由なるを原則とすと雖も、鎖國主義の國家に在りては一定の開放地を限つて他邦人の居住營業を許可するものあり。(現在に於て斯る邦は支那一國を餘すのみ)而して其の開放地

中條約國民の居住地域を特定するときは之を居留地と名け、該居留地を或る一國に限りて指定すれば專管居留地となり、各國の爲に別を立てざるときは共同居留地となり、開放地に於て内外人居住の區劃を設けざるもの之を雜居地と稱す。

併合前に於ける朝鮮の釜山、元山、仁川、馬山には日本の專管居留地を設け、我が木浦を初め鎮南浦、群山、城津等には共同居留地を置き、京城、平壤等は所謂雜居地なりしなり。居留地の經營は則ち之に關する當事國間の條約若くは協定に基きてせらるべく、而して其の條項は通例一、居留地の地域、二、居留地内の行政權、三、借地權の性質、借地料及地稅、四、地券の發給書替の手續、五、領土國臣民の居留地内に於ける取締及訴訟の管轄、七、設定前の外國人の借用地、八、居留地の最惠國待遇等を規定するものなり。

共同居留地の行政は領土國と在留各國領事との共同管理下に領土國官憲之を執行する原則なるも、亦一法として行政權を居留民の自治團體に委任し領土國及外國は單に之が監督に任ずるものあり。我が木浦の如きは正に此の組織を採用するものにして居留地協定は木浦各國居留地章程と云ひ、仁川居留地に關する取極に則り明治三十年十月十六日即ち開港に後ること半ヶ月、京城に於て韓國外部大臣と列國使臣との間に調印せられたるものなり。今次に居留地行政執行機關の組織と權限とを略述せむ。

執行機關の組織

木浦共同居留地行政は木浦各國居留地會の執行する所にして左記議員を以て成る。

- (1) 監理又は相當地位を有する韓國地方官。
 - (2) 同地方駐在の領事。
 - (3) 登録を受けたる地主の互選に係る三名以下の議員。
- 居留地會の權限 居留地會は法人にして左の如き權限を有す。

(1) 役員を選定し事務章程を定むること。

(2) 使用人を任免し及其の職務を指定すること。

(3) 警察を設置し及維持すること。

以下居留地内一般行政上必要な諸項及韓國政府に代りて居留地内の地租を徵收すること等を列記し別に通則、細則を制定して執行に便せり。

次に参考のため二、三重要な事項につき具體的説明を加ふべし。

2、居留地の境域

松島の北端より驛の南方を通過し、西に向つて霞町高臺の頂點に至り、夫れより南折午砲臺下に出で諭達山腹を溫錦洞漁港の舟入に達して止む一線を以て區劃せらるゝ臨港地帯。

附、木浦港の港界につきての詳細は地理の部總說中に記載せり。

3、地區の等級

之を甲、乙、丙の三等に分つ。甲は平地、乙は高地、丙は千瀉地にして、章程には一・二・三等と分ち、英文にはA、B、Cの稱呼を用ひたり。而して甲及丙は五百乃至一千平方米突を一地區とし、乙は千乃至五千平方米突を一地區と爲せり。

4、地區の公賣

居留地の土地は購入取得することを得、總て競賣法に依り拂ひ渡せり。拂下希望者は其の地區の名稱、番號及面積を記載して自國領事館に申込むべく、領事館は木浦を監理する朝鮮地方官に移牒し、地方官は三十日以上の期間を隔て、公賣期日を定め、一切の公賣要件を京城駐劄の各國公使、木浦駐在の各國領事及木浦各國居留地會に豫告し夫夫公告周知せられたり。

5、公賣の方法

公賣場所に集りたる公衆は掛官に對し口頭を以て思ひ／＼に糶り上ぐるものとす。左れば最初の申込

者は單に地區公賣手續の端緒を爲すのみに止まり、其の地區が果して何人の手に歸するかを豫測すべからざるなり。

公定價格は百平方米突（凡そ一畝歩）につき甲區銀五弗、乙區三弗、丙區五弗の定めにして、競落金の内公定原價は朝鮮政府之を收入し、剩餘は居留地會の所得となりて經營諸費の主要部分を爲せり。

6、地租 地租は百平方米突につき甲及丙は各年額銀六弗、乙區は同二弗にして、内百平方米突に付金參拾錢は朝鮮政府の收入に屬し、殘餘は凡て居留地會の收入と爲る。

而して右地租は毎年一月初旬に同年度分全額を前納すべく、一月中に完納せざる場合は延滞利子を徴收せられ、又年度内に納付せざれば居留地會は所轄官廳に出訴し、尙目的を達せざる時は沒收せらるゝに至る。

7、地區改良の責任 仁川各國居留地に於て少數外人の爲に主なる地域を買占められ、苦き經驗を味ひたる日本居留民は、前轍に顧み必ず適當の所置なかるべからずとし、乃ち土地の取得者は其の取得の時より二ケ年以内に一區域に對し銀貨二百五十圓以上の改良（埋立、地開き、建築等を意味す）を行ふべきことを命じ、行はざるときは沒收する旨を規定して買占防止の目的を達せり。

斯くして木浦各國居留地は其の名稱の如何に拘らず、其の在住民の國別より見て、又各國人取得地域の歩合より考察して全然日本專管居留地の實を示せり。

三、日本居留民團

居留民團は領事裁判權の行はるゝ國（支那及舊韓國等）に於ける外國人居留地に在留する帝國臣民を以て、構成する自治行政團體にして、是につき明治三十八年三月制定法律第四十一號居留民團法は其の第一條に「專管居留地、各國居留地（雜居地其の他に住居する帝國臣民の狀態に依り外務大臣に於て必要と認むるときは、地區を定め其の地區内に住居す

(元) (現) 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校 木浦高等女學校



る帝國臣民を以て組成する居留民團を設立することを得」と規定せり。本法は同年九月勅令を以て其の施行規則發布せられし以來漸次各地に設立を見たるものなるが明治三十年十月を以て開港したる木浦が其の施行前凡そ十年間を如何なる制度の下に經過したるかに付き其の梗概を述べむ。

1、私的斡旋者 草創の時代正規の機關未だ整はざるに當ては自然之が救済の便法行はれて以て一時の缺陷を補ふを常とす。木浦開港當時來往の日本臣民に能く便宜と保護とを供與して遺憾尠からしめしもの之を鷄林獎業團と爲す。這是當時仁川に在住し後代議士となれる福井三郎等有志の主唱に係り日清戰後我商權の擴張を圖るの一策として日本人の韓國内地行商を盛ならしめむことを欲し、廣く朝鮮に會員を募りて設けられしものなり。仁川に本部を置き、各道に大區、小區を劃し、木浦は其の第四大區に當る。開港に先つこと數月明治三十年六月以來早く既に事務所を開き、理事荒井徳一、書記山下次太夫、山木好太郎等數人を派遣し以て當時内地行商の名義の下に來往せる日本人の爲

め諸般の便宜を圖り又附近の經濟事情を調査したり。而して其の十月開港以後と雖も尙居留民公共の爲に斡旋の勞を執り以て次回世話掛設置の時に及べり。

2、世話掛 明治三十一年二月初めて世話掛と稱する公共機關を設く、開港以後數月を経、居留民の數、既に三百に達し、尙續々増加の趨勢を示すものあるに依り、領事は此の月十二日館令を以て公共事務を處理すべき機關を、月の十七日迄に構成すべしと命じたるを以て茲に世話掛なるものを設くるに至れり。概要左の如し。

世話掛 荒井徳一(掛長)、松崎文六、宮川百太郎、三澤友輔、橋西清一郎、川村佐太郎、渡邊彌太郎以上七名。

事務所 掛長宅即ち鷄林獎業團内。

職員 掛長一名、會計一名及有給の書記、小使。

協議會 協議員三名、世話掛の互選に係る。

經費 毎月戸別割三十五錢を徴收す。不足あるときは有志の寄附を仰ぎ尙足らざれば臨時費を徴收す。

世話掛制度時期中の主なる事業は専ら衛生施設にして、成立當初の領事館公達、第一回協議會何れも此の事項に屬し、同年八月居留民會組織迄六ヶ月の間清潔維持、衛生保全に伴ふ諸多の施設を遂行せり。

3、日本居留民會 世話掛に於て處理したる公共事務は其の後居留日本人の數一千に達せむとするに至つて、更新を要するものと認め、協議會は乃ち日本居留民會規則を立案したるが明治三十一年八月八日領事の認可あり九月一日を以て世話掛制度消滅し日本居留民會制度實施せらるゝに至る。時に十八銀行の北隣木村健夫宅の一室に於て事務を執れり。今其の組織を見るに議員十五名、中十名を公選、五名を領事指名となし、議事機關には議長、常議員あり、執行機關には會長、理事各一名、書記若干名を置けり。

此の時代に入りては前世話掛當時に比し一進境を示し、間もなく大和町通りに獨立の事務所を設置(クラブ前の平家建十五坪程の借家)したりと雖も未だ頗る狹隘を免れず。事務所は理事者の住宅にも會議室にも兼用せられ尙且つ明治三十三年商業會議所の設立に當ては一部を同會議所にも充てらるゝの狀態にして其の不備不便なる到底居留民發展の趨勢に伴ふ能はざりしを以て、同年民會の特別収入及有志の寄附金等合計三千圓を以て事務所建築のことに決し、翌三十四年一月大和町領事館用地の一部に洋風瓦葺木造二階建二十四坪一棟及附屬建物一棟の造築落成を見たり。二月十一日紀元節を卜して落成式を擧げ、民會及會議所は共に此に移轉し以て民國廢止の期に及ぶ。之れ即ち現今高等女學校寄宿舎となれる建物にして、居留民團役所たりし當時若干の増築を加へたるものなり。

民會規則は民會の發達に隨伴して改廢の要あり。明治三十四年五月一日其の全部改正を行ひて領事指名議員の如き之を廢止する等大に進歩の跡を示せしと雖も、元來便宜の私設機關に止まる民會が實績擧揚上支障を感ずるの點、未だ決して尠しとせず。其の最も甚だしきは民會費負擔の問題にして、領事館某巡查を初め多衆の内には往々其の納入を肯んぜる者あり。之に對し民會當事者は百方諒解を求めしと雖も時に已むことを得ずして領事に稟議し、領事は爲めに唯一最後の手段として一、二是等の輩に退韓命令を以て臨みたることすらあり。此の退韓處分は林公使より不當の處置として取消を命ぜられ行はるゝこと無かりしが、當時の民會當事者が會務の遂行上如何に苦心を拂ひたるかは之を以ても略々察するを得べし。斯くの如き狀態なりしを以て是非共之に公的強制力を具備せしめざる可からずとは一般の輿論にして夙に政府筋に要望する所無きに非ざりしと雖も當時の事情未だ何分の議を決する能はざりしかば領事は終に當面の改善策として、明治三十五年三月二十四日達第二號を以て日本居留民現則(第一條 此の規則は條約及各國居留地規則に牴觸せざる範圍に於て當港に在留する日本居留民の共同福利を増進發達せしめむが爲め制定したるものとす)を公布し、同月二十六日より之

を実施したれば、茲に在來の居留民會事務所を閉鎖し、爾後三十九年民團施行の期に至る四ケ年有餘の間、本規則に依る居留民役所に於て一切の公共事務を處理せり。

會	長	久水三郎	自三十一年九月一日
同		高根信禮	自三十二年四月一日
民	長	同	自三十五年三月二十六日
		人	至三十九年八月十五日民團設置

高根會長は明治三十一年十二月以來理事として在職し、三十二年四月以降暫時會長代理たり。

4、居留民團の設廢 大陸方面に於ける日本の勢力擴張に伴ふ必要と熱望との結果は、終に政府をして明治三十八年三月居留民團法を發布し之を清、韓兩國在留日本臣民の團體に適用するの意を明かにせしめたり。即ち在外居留日本人團體を法人組織となし法律保障の下に有力なる活動を遂げしむるの要ありとする當時の輿論並に之に基く運動の結果なりとす。本法は發布後一年有餘の間、尙朝鮮に實施せられざりしが、三十九年七月統監府令を以て同施行規則發布せられ、八月十五日木浦居留民團の設置を見たり。居留民會は同時に消滅す。

茲に於て乎木浦居留民の完全なる自治機關成立し、民團は居留民に納税を強行するを得、又法人として事業の施設上頗る局面を展開したり。

臨時民長代理	高根信禮	自三十九年八月十五日	
民	長	同	自三十九年十月十四日公選
		人	至大正三年三月三十一日民團廢止退任

統監府は明治四十一年七月二十二日令第二十三號を以て民團法施行規則を改正し、民長は民選に依らず、統監之を任免することとなりしかば、反對の民論激烈を極め、或は議員の決議となり、言論機關の論難となり、或は有志の會合批判と

なり、政黨より延いて議會の問題となり、木浦居留民議員亦居留民總代として請願書を統監に提出し、其の不可なる所を主張する等のことあり、一時社會を騒がしたり。此の故にや改正府令は其の儘施行せられしも爾後統監の民長任命には十分民意尊重の實を示し、大體に於て支障なきを得たり。

民團は斯くして三十九年八月設置以來滿四ケ年、在韓居留民の發展に貢獻する所多かりしが、四十三年八月韓國併合の事あり、政府は便宜の措置として暫らく其の現狀繼續を認めたりしと謂ふと雖も、早晚必ず廢止せらるべきの運命に到達せり。

抑々帝國の治外法權が清韓兩國に及ぶの結果施行せられたる外交時代の自治機關たる民團制度が、併合の結果内地の延長と成りたる朝鮮に於て各國の治外法權撤去と共に存立の要なきは、法文上明なれども一方個々自治體の歴史に鑑み舊新兩民族の懸隔ある現狀に照し、急激に劃一の治下に置き難き事情存するも亦極めて明かなる所なり。然らば民團廢止後の善後策果して如何、新附の民と全然同一に取扱はるべきか、名目は廢するも別に規を定めて實を存せらるべきか、巷間是れに對する揣摩臆測盛に行はれ、再び各種の運動となり、木浦居留民團亦大正元年九月十九日を以て議員協議會を開き、内閣總理大臣以下要路に向つて陳情したり。

結局大正二年十月三十日總督府制令を以て、都會地を律すべき府制の制定（大正三年四月一日施行）を見、民團は居留地會と共に廢せられて區域に於ける内鮮人一樣に政府の官吏たる府尹の管轄を受くるに至れり。之れと共に學校組合令に依る木浦學校組合設立せられ、從來民團事業の中重要な位置を占めたる内地人子弟の教育設備を負擔する朝鮮總督治下唯一の自治機關となれり。但し府制施行地に於ける組合の管理者は府尹之れを兼ねるの規定なりとす。

第二 府制實施後の行政

一、府 大正二年十月制令第七號を以て府制を、翌三年一月總督府令第三號を以て同施行規則を各公布あり。次で府制は改正學校組合令と共に大正三年四月一日より施行の旨同年三月總督府令第二十八號を以て指定せらる。別に大正二年十月總督府令第百一十一號を以て府の名稱、位置、管轄區域左の通り定められたり。

名稱 木浦府
位置 木浦

管轄區域 木浦府各國居留地一圓

府内面の内、陽洞、新昌洞、嵩峙洞の一部、南橋洞の一部、北橋洞の一部、竹洞の一部、溫錦洞の一部、斯くて新木浦は生れたり。其の面積〇・一五六方里、舊居留地及隣接府内面の一部を包含し、其の事務は大體に於て舊居留地會、舊民團(内教育事務を除く)、舊府内面管掌の事項を總括するものなり。府廳は大和町二丁目に在り、舊理事廳廳舎(元領事館)を襲用す。

日本帝國褒章之記

茨城縣士族

高根 信禮

大正三年四月一日全羅南道長官工藤英一は、告示第十三號を以て、府制第三十五條第一項及第二項に依り、府(及學校組合)の承繼すべき元木浦

資性溫厚夙に朝鮮に渡航し明治三十二年木浦日本居留民會會長に擧げられ、尋で木浦居留民團長と爲り、其の職に在るや力を教育の普及惡疫の防遏に致し、殊に上水道の敷設に盡瘁して優良なる飲料水を供給し、其他陸地棉の栽培

居留民團の事務及權利義務を左の通り區分指令せり。

木浦居留民團の事務及權利義務移屬區分(抄)

(第一)、木浦居留民團の事務中左の事務は之を木浦府に承繼せしむ。

一、庶務に關する事項

イ、吏員の進退身分に關する事務

ロ、文章及統計に關する事務

ハ、褒賞に關する事務

ニ、外國人に關する事務

ホ、社寺、兵事に關する事務

ホ、傳染病豫防及避病舎に關する事務

ヘ、其の他の衛生に關する事務

四、恤救に關する事項
イ、行旅病者死亡人救助に關する事務

ロ、棄兒救助に關する事務

ハ、罹災者並に窮民救助に關する事務

を獎勵し或は率先植樹を企劃して造林思想の養成に力め、又は商業會議所及商品陳列所を設置して商工業の發展を圖る等洵に公衆の利益を興し、成績著明なりとす依て明治十四年十二月七日

勅定の監綬褒章を賜ひ其の善行を表彰せらる

大正八年二月一日

賞勳局總裁 正四位勳二等 伯爵 兒玉 秀雄

此の證を勘査し第八百二十九號を以て褒賞簿冊に登記す

賞勳局書記官 從五位勳五等 横田 郷助

ヘ、諸營業鑑札下附並に諸證明に關する事務

二、居住諸届に關する事項

三、衛生に關する事項
イ、墓地及火葬場に關する事務

ロ、汚物掃除に關する事務

ハ、屠畜場に關する事務
ニ、囑託病院に關する事務

同 未埋築地
 同 一部埋築地
 同 未埋築地

一四四・六九〇
 三〇六・〇四八
 七五〇・七五〇
 五二四・七五〇
 一八四・二八七・二三〇

市街宅地豫定地

口、建物

所在	構造	棟數	建坪	摘要
木浦府 松島	木造檜皮葺	一	二・三〇〇	松島神社神殿
同	木造瓦葺平家建	一	一三・五〇〇	同 拜殿
同	同	一	一一・〇〇〇	同 社務所
同	木造板葺平家建	一	一・〇〇〇	同 社務所
同	木造亞鉛葺平家建	一	一六・〇〇〇	水道倉庫
同	同	一	二九・〇〇〇	水栓看守人詰所
同	同	一	二〇・〇〇〇	水道用倉庫
同	木造瓦葺平家建	一	九・五〇〇	玉の池水道派出所
同	同	一	七・五〇〇	松島水道派出所
同	木造亞鉛葺平家建	一	六・〇〇〇	船舶給水事務所
同	同	一	一六・〇〇〇	火葬場
同	同	一	三・〇〇〇	同 休憩所
同	木造瓦葺平家建	一	三七・五〇〇	屠畜場
同	同	一	一八・二五〇	驛醫院
同	同	一	一三四・五〇〇	避病舎

種別	数量	摘要
同 本町二丁目	一〇箇所	囑託醫院
同 同	六〇〇〇	囑託醫院附屬手術室
同 同	三三・〇〇〇	囑託醫院特別病室
同 同	二五・七五〇	囑託醫院長舎宅
同 幸町一丁目	七・五〇〇	第一部消防器具置場
同 同	九・五〇〇	第二部同
同 同	八・七五〇	第三部同
同 同	四八〇・〇五〇	上

ハ、現金 なし
 ニ、有價證券 なし
 ホ、設備

種類	数量	摘要
防火栓用消防器具置場	一〇箇所	木浦府山手町外九箇所所在
汚物溜場、塵芥焼却場	二箇所	木浦府大成洞所在
貯水池	三箇所	
濾水池	三箇所	
配水池	二箇所	
敷設第一水源池	七、九九四間	
敷設第二水源池	七、九九四間	
敷設第三水源池	七、九九四間	
敷設第四水源池	七、九九四間	
敷設第五水源池	七、九九四間	
敷設第六水源池	七、九九四間	
敷設第七水源池	七、九九四間	
敷設第八水源池	七、九九四間	
敷設第九水源池	七、九九四間	
敷設第十水源池	七、九九四間	

第一編 政治
 第二章 官公署 第一節 府政

- 1、病院備付の分一切
- 2、水道費特別會計に屬する分一切
- 3、避病舎備付の分一切
- 4、屠畜場、墓地、火葬場備付の分一切
- 5、消防及汚物掃除に關し備付の分一切
- 6、其他學校組合に移屬せざる一切の備品

二、負 債

(一) 木浦府承繼の分

認可年月日	起債目的	起債許可額	利率	借入先	借入額	借入未済額	借入年月日
大正二年十二月十七日	水道擴張工事費	一七、五〇〇・〇〇	七年五分五厘	京城東洋拓殖株式會社	三三、〇〇〇・〇〇	九四、五〇〇・〇〇	大正三年二月五日
大正三年三月九日	臨時給水設備及舊債償還費充當	一〇、〇〇〇・〇〇	九分	同上	一〇、〇〇〇・〇〇	—	大正三年三月三十一日
計		二七、五〇〇・〇〇			四三、〇〇〇・〇〇		
認可年月日	起債目的	借入年月日	利率	借入先	借入額	償還額	未償還額
明治四十一年十二月三十日	水道布設費補助	明治四十二年十一月廿四日	無利	政府貸下金	三〇、〇〇〇・〇〇	—	三〇、〇〇〇・〇〇
明治四十二年三月二十七日	水道工事費充當	明治四十二年四月一日	七年七分三厘	京城株式會社 漢湖農工銀行	一三〇、〇〇〇・〇〇 一、四〇〇・〇〇	三三、〇六二・五六	一〇九、三三五・四四
明治四十四年六月八日	水道設備費充當	明治四十四年八月一日	七分三厘	同上	二、〇〇〇・〇〇 一、一〇〇・〇〇	二、一八七・九四	一九、九三三・〇五
計					一八三、五〇〇・〇〇	三四、二五二・五七	一五九、二六七・四三

三、大正二年度の財務に關する權利義務

- (イ) 府制施行前締結したる工事請負、物品購入、勞力供給等の契約其他の事由に依り發生したる權利義務にして出納閉鎖期迄に消滅せらるもの、中教育事業に關するものは學校組合其他は府に承繼せしむ。
 - (ロ) 前項以外民團收入にして出納閉鎖期迄に收納を了せざるものは府に移屬す。
 - (ハ) 民團債收入、國庫補助金其他用途の特定したる收入の使用殘額は其の用途に依り區分し教育事業に關するものは學校組合其他は府の收入とす。
- 特別會計に屬する歲計剩餘金は府の收入とす。
- 前二項に掲げたるものを控除したる歲計剩餘金の殘額は第一項の債務及第二項の未納金中確實なる收入見込額を參酌し追て之を定む。

四、其他の權利義務

(イ) 警務囑託に關する權利及木浦府に承繼する財産に附帶する權利義務は木浦府に承繼せしむ。(中略)

以上區分に準據して舊民團關係一切の事務は、大正三年四月十八日元民長高根信禮より木浦府尹橋本豊太郎に引繼を了せり。

此の外各國居留地會關係の事項は、三月三十一日從來會頭を兼ねたる橋本豊太郎より木浦府尹橋本豊太郎へ、又府内面關係の事項は、四月二日元府内面長曹秉恩より同じく木浦府尹橋本豊太郎へ、各引繼を完了せられたり。

各國居留地よりの引繼中、稍々著しきものは、土地旭山B第四七號二、四七〇方米(七七七坪餘)價格四、四八三圓、建物瓦葺平家一棟二八坪(事務員住宅)價格九六〇圓、書籍雜品一二九點價格四一五圓、午砲及附屬設備、此の設備費凡二

五〇圓、街燈五十五基、此の設備費凡六〇〇圓、現金一千餘圓等にして、舊府内面よりは、土地、南橋洞宅地（面事務所敷地）五八坪價格一七四圓、鳶時洞及山亭里墓地三二、五二五坪價格一六三圓、建物瓦葺平家一棟八坪價格一六〇圓、現金六七五圓等を其の主なるものとす。

四月一日府制施行と同時に、木浦府の管轄は遽かに縮小せられて前記市街地のみとなり、その他、從來管轄に屬したる村落及島嶼部は新設務安郡の管下に移れり。舊木浦府尹橋本豊太郎引續き新木浦府尹に任じ、舊府廳は其の儘新府廳舎に充てられたり。

府制の示すところを見るに、府は法人にして官の監督を受け、其の公共事務及法令に依て府に屬せしめられたる事務を處理すべきものとす。府内に住する者は悉く府の住民にして、府尹は府を統轄し之を代表す。府の官吏と相携へて府の事務を處理せしむるため、府尹の任免する府吏員を置く。

府尹の諮問に應ぜしむるため府に協議會を設け、府尹及協議會員を以て之を組織す。協議會員の定数は人口に依りて多少あり、朝鮮總督の指定する所にして木浦府協議會員の定数は十四名なり、協議會は府尹を其の議長と爲す。府協議會員は、總督の認可を受けて道長官（後に知事）が府住民中より選任するところ、設置の當初任期二ケ年の名譽職なりしが、後大正九年七月府制及同施行規則の大改正行はれて公選制度となり、之を三ケ年に延長せり（同年十一月二十日第一回總選舉施行）。府協議會に諮問すべき事項概ね左の如し。

- 1、府條例を設け又は改廢すること。
- 2、歳入出豫算を定むること。
- 3、府債に關すること。

- 4、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと。
- 5、基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置又は處分に關すること。
- 6、府の廢置又は境界變更の場合に於て財産處分を要するとき之に關すること。
- 7、其の他府尹の必要と認むること。

府は事務處理上の必要より又は府住民の權利義務に關し府條例を設く。又自己に必要な費用及法令に依り府の負擔に屬せしめられたる費目を支辨する義務を有するが故に、財産其の他府に屬する收入を以て、前記の諸費を償ふて足らざる場合、府税及夫役現品を賦課することを得。尙府は其の負債を償還するため、或は府の永久の利益と爲るべき支出を爲すため、又天災事變のため必要な場合に限り、府債を起すことを得べし。

府制施行後の各般の施設につきては、夫々相當部門に配し、章節に分ち、記述する所あり、茲に詳説を避くるも、便宜上其の主なるものにつき以下列記せむとす。

大正三、四、五年度第三水源築造、大正八年度木浦病院本館を新築す。其の經費二萬五千餘圓の大部分は木村健夫、山野瀧三兩名の寄附なり。大正九年棉作支場長農學博士三原新三に囑し、カリタゴの發生並に習性につき調査を遂ぐ。大正十一年度専ら土木事業に力を注ぎ、就中竹洞以北鮮人町の發展を見たり。大正十一年度南橋洞及溫錦洞に各一箇所の公設洗濯場を新設す。大正十二年度府營住宅を仲町に建築す。大正十三年度火葬場を改善擴張し、又木浦濟州間公衆用無線電信開始につき無電局設置費中へ府費六千圓を寄附せり。大正十四年度に於ては特に土木水道の改善を圖り、二萬圓を投じて普通學校下通りを改修し、又二萬數千圓を以て警察署前より錦町に至る水道鐵管の敷設替を爲したり。大正十五年度都市計畫調査に着手す。尙木浦病院入院患者用病室を完備せしむるため、凡二萬圓を投じて新築及模様替を爲す。又總經費

十三萬五千圓を以て第四水源の新設に着手せり。十一月朝鮮物産共進會、全羅南道物産共進會を木浦に開催し、觀覽者二十萬人木浦港勢をして、爲に一大躍進の氣運に乗ぜしめたり。同時に木浦の過去、現在、未來を示したる模型を製作せしむ。

昭和二年四千七百圓を以て渡船さくら丸を新造し、木浦龍塘間の府營渡船を開始す。東海岸に共同荷揚場を區別し、吏員を置きて整理に任せしむ。下水道並に賦課物件の調査及湖南町水面埋立工事に着手し、又共進會記念館（現圖書館）を府廳構内に移轉せり。

昭和三年六月木浦圖書館を新設し、九月木浦府史の編纂に着手す。又年度初頭より公設市場を南橋洞に開設したり、外に市街整理調査費二千八百餘圓を置き及水道送水管擴張工事費十二萬圓を計上せり。

昭和四年度凡三千圓を投じて渡船代船うめ丸の新造、龍塘着船場及同待合所の新設を爲す。又六千數百圓を以て公益質屋を南橋洞に開設したるの外、湖南町埋立を完成し、昭和通三線道路、木浦夢灘間新設道路並に開通、公設運動場亦竣工したり。

歴代府尹一覽

氏名	在任期間	摘要
橋本豊太郎	自明治四十三年十月至大正八年五月	仁川理事廳副理事官より來任 鎮南浦府尹に轉出
深川傳次郎	自同同十年八月	鎮南浦府尹より來任 仁川府尹に轉出
曾我章四郎	自同同十三年十二月	京城朝鮮總督府屬より來任 退官内地へ

飛鋪秀一	自同同五年十月一日	釜山府理事官より來任 咸興府尹に轉出
板垣只二	自昭和五年十月一日	馬山府尹より來任

二、學校組合 在朝鮮の日本帝國居留民團は其の數十二、日露戰役後に於ける居留民の増加に伴ひ居留民團法及同施行規則に基き主として京城、木浦其の他開港地に設立せられたる内地人の自治體にして内地自治體と等しく教育、土木、衛生、救助其の他各般の公共事業を施設經營し設置以來漸次發展を遂げ殊に中頃民長官選制度施行後一層其の成績良好なるを致せり。

居留民團は元來其の當時外國人の地位に在りたる日本帝國臣民を以て組織せられたるものなるに由り、併合と同時に自然地方行政機關に編入せらるべきものなりしも、時に朝鮮人の民度は未だ内地人と共に自治體を運用するの域に達せず隨て朝鮮に於ける地方行政制度は未だ自治體を認むるの時期に至らざるを以て、今に於て遽かに居留民團を地方行政機關に編入せば行政上種々の支障あるのみならず、其の解體と共に勢ひ民團從來の歴史と效績とを全然喪失せしむるの虞あり。然れども居留民團制に代り朝鮮の時勢民度に適當する自治體を特設せむとするが如きは、一朝にして之が準備を全うすべしに非ざるを以て、總督府設置と同時に制令第一號、朝鮮に於ける法令の效力に關する件、の規定に依り居留民團法及同施行規則は尙當分の内朝鮮に於て效力を有することを認め、更に居留民團の整理は將來之に代るべき地方行政制度の完成を俟て之に着手することとし、之と同時に從來理事廳理事官の管掌する所たりし居留民團の監督に關する事項は、併合に伴ふ理事廳廢止の結果之を道知事又は府尹の權限に分屬せしめられたり。

此の狀態を以て推移すること三年有半、大正三年府制及改正學校組合の施行に依て従前民團の管掌に屬せし公共事務中

教育行政事務は新設の木浦學校組合に、其の他の一般行政事務は新木浦府に各引繼を了し歴史ある木浦居留民團の終焉を告げたるものとす。而して斯の如く民團事務中内地人の教育に關するものに限り府の區域内に學校組合を新設して之を繼承せしめたるは就中教育上の施設及負擔に關しては朝鮮の民度に鑑み尙暫らく内鮮人の區別を存するの已むを得ざる事情ありたるに依る。

朝鮮に於ける學校組合は明治四十三年來の施設にして居留民團所在地以外内地人の比較的密集せる地域に於て其の子弟の教育事業を遂行し兼て又衛生事務を附帶處理することを得たる自治的法人なりしが、大正三年民團廢止に伴ひて改正せられたる要旨は、(一)學校組合中府の區域を包含するものに在りては府尹を以て管理者の職務を行はしむること、(二)組合の監督官廳を明定し、府の區域を包含する組合に在りては道知事及總督、其の他の組合に在りては郡守、道知事及總督之を監督すること、爲し、(三)學校組合は從來教育事務の外附帶事業として衛生事務を處理するを得たれども改正令に於ては其の範圍を教育事務に局限したること、(四)組合の設置、廢止及境界變更は特定の資格ある組合員三分の二以上の同意又は組合會の特別決議を要することを明定したること、(五)組合會の組織及其の職務權限並に組合會議員の選舉に關する事項を明定して制度の統一を期したること等其の主なるものなり。

大正二年十月制令第八號改正學校組合令、大正三年一月總督府令第六號學校組合令施行規則並に公布、同年三月總督府令第二十八號を以て令及規則を同年四月一日より施行せらる。其のため時の本道知事工藤英一は府制第三十五條第一項及第二項に依り學校組合が舊居留民團より承繼すべき事務及權利義務につき次の如く指定したり。

木浦居留民團の事務及權利義務移屬區分(抄)

(第一) (關係なきにつき略す)

(第二)、木浦居留民團の事務中左の事務は之を木浦學校組合に承繼せしむ。

- 一、學齡簿に關する事務。
- 二、兒童の入退學に關する事務。
- 三、學校職員及傭人の進退に關する事務。
- 四、學校衛生に關する事務。
- 五、學校組合に移屬したる財産及營造物の管理に關する事務。
- 六、授業料及學校組合に移屬したる財産より生ずる收入に關する事務。
- 七、學校組合に移屬したる負債に關する事務。
- 八、學事統計に關する事務。

(第三)、木浦居留民團の權利義務は左の區分に依り木浦府及木浦學校組合に承繼せしむ。(木浦府關係省略)

一、財産の内

(一) (無關係につき省略)

(二) 木浦學校組合承繼の分

イ、土地

所 在	地 目	坪 數	摘 要
元木浦各國居留地 B第三〇號	宅 地	一、二〇二・四三七	木浦公立尋常高等小學校敷地

所	在	地目	坪數	摘要
木浦府大和町二丁目	宅地	三五九・五四〇	官有財産有償借地	
木浦府廳敷地内		三五九・五四〇	借地料壹ヶ年六十五圓三十四錢	
計				

へ、設 備なし
 下、備 品 (器具機械を包含す)

一、小學校備付の分一切
 一、民團役所備付の分一切

二、負債の内

(一) (無關係につき省略)
 (二) 木浦學校組合承繼の分

認可年月日	起債目的	借入年月日	借入先	利率	借入額	償還額	未償還額
明治四十五年 六月一日	校地整理及校 舎新築費充當	大正元年十月一日	京城東洋拓 殖株式會社	七年 七分五厘	三五,〇〇〇・〇〇〇 円	四,八三二・五七〇 円	三〇,一六八・四三〇 円
計					三五,〇〇〇・〇〇〇	四,八三二・五七〇	三〇,一六八・四三〇

三、大正二年度の財務に關する權利義務(省略)
 四、其の他の權利義務の内
 イ、(無關係につき省略)

ロ、教育費指定寄附金に關する權利義務及木浦學校組合に承繼する財産に附帶せる權利義務は本學校組合に承繼せしむ。

木浦に於ける學校組合の規約は總督府の示せる準則に基き制定、大正三年四月一日朝鮮總督の許可を受け同月十一日附發布を見たが、昭和二年一月七日告示第一號を以て改正あり。要點を摘記すれば左の如し。

- (一) 名稱、木浦學校組合(事務所は府廳内)
- (二) 區域、木浦府一圓及務安郡二老面の内竹橋里、龍塘里、山亭里、太陽里の一部
- (三) 規約中所定事項の綱目大要

(1)公告、(2)組合會議員の選舉人被選舉人資格、(3)吏員、(4)退隱料其の他給與、(5)賦課徴收、

尙聊か學校組合に依り其の機能を説述すれば、組合は官の監督を承け法令の範圍内に於て内地人の教育に關する事務を處理するところの法人なり。組合の區域内に住所を有する内地人を其の組合員とす。組合會を置き組合會議員は公選とし木浦の組合會議員は其の定員十二名なり。組合會の議決すべき事項の概目は、(1)規約の變更、(2)豫算の決定、(3)決算報告の認定、(4)財産及積立金穀の設置、管理、處分、(5)不動産の管理處分、(6)財産及營造物の管理方法の決定、(7)使用料組合費及夫役現品の賦課徴收、(8)組合債、(9)豫算を以て定むるもの以外義務の負擔、權利の拋棄、(10)訴訟和解等を擧げたり。管理者は組合員中より道知事之を命じ任期を三ヶ年と爲すも府の區域を包含する學校組合に在りては既記の如く府尹其の管理者たる職務を行ふ。管理者は組合を代表し組合一切の事務を擔任す。

組合會の議決其の權限を超え、法令若くは組合規約に違反し、又は公益を害すと認むるときは、管理者は知事の指揮を請ひ其の議決を取消し其の事件を處理することを得。又組合會成立せざるとき、會議を開くこと能はざるとき、又は議決

すべき事件を議決せざるときは、管理者は知事の指揮を請ひ其の議決すべき事件を處理することを得。

組合に吏員を置く、府尹之を任免し及懲戒を行ふ。府尹は又府の官吏をして學校組合の行政に關する事務に従事せしむることあり。組合は其の必要な費用を支辨する義務を有し、之れが爲に組合費及夫役現品を賦課す。其の徴收は地方費の徴收金に次で先取特權を有し、取扱手續は國稅の例に依る。尙重要事項の執行に當ては豫め總督、道知事等監督官廳の許可を要す。

木浦學校組合設置後實施せられたる事項は、夫々各學校の沿革に於て記述したる所の如しと雖も、尙茲に便宜上其の主なるものを年次に從て列記すれば、大正三年四月小學校に女子補修學校を開設す。四年、五年相次いで小學校を増築し、七年小學校の尋常科補習科を廢し高等科に補習科を置き又割烹室を増築せり。八年兒童の増加に伴ひ學級の不足を告げ二萬餘圓を投じて大に増築を加へ且つ運動場を擴張したり。九年小學校の補習科廢止、四月商業專修學校を元民團役所の建物に開設。後建築費約三萬七千圓を以て大成洞に新築移轉す。又小學校内に實科高等女學校を設く。十年實科女學校を一般の高等女學校に改造昇格し、十一年其の校舍を新築す。用地買收費十四萬四千圓、建築費三萬一千五百餘圓。又小學校に御眞影奉安所を新設す。十二年度以降商業學校を道地方費の經營に移したり。十三年小學校々舎増築、十五年一萬四千餘圓を以て高等女學校々舎の増築及作法室の新築を爲し、一萬一千餘圓を以て小學校教室の増築を行へり。昭和三年御大禮記念事業として小學校講堂及教室を新築す。百八十坪四萬四千八百餘圓、同時に小學校舊講堂を女學校用として移轉改築せり。

三、學校費 學校費は大正十年度以降の新施設にして、府及學校組合と其の沿革を一にせずと雖も、暫らく府制施行の期を劃して、其の後の朝鮮人教育に關する行政上の變遷を敘せむとす。

朝鮮に於ける内地人の教育は、併合以前統監府の管掌に屬し、専ら教育に關する内地の諸法規に準據して之が施設經營を進め、居留民團及學校組合が直接其の經營に任じたること既に述ぶる所の如し。然るに朝鮮人の教育は之と全然系統を異するものにして、舊韓國政府學部の管掌に係り、専ら舊韓國の慣習民度を參酌し、之に準據して制定せられたる關係法規に基き、官公署或は私人の手に依りて施設經營せらるゝものなり。

明治四十三年八月併合、十月朝鮮總督府設置あり。統監府及舊學部の並に廢せらるゝや乃ち内務部に學務局を置き、以て兩者の管掌を同一の教育行政機關の下に統一するに至れりと雖も、教育制度に至りては未だ内地人と朝鮮人と、各其の民度を異にするを以て、遽かに之を劃一に律すること能はず。由て兩者の區別は暫らく之を従前の儘に存置するの已むを得ざるものありたり。而して朝鮮人に對する學制は朝鮮併合と共に當然之を改正せざる可からざりしと雖も、事は根本の問題に關し、慎重審議、將來に對する教育方針の大體を確立するに非ずんば、容易に之が改廢を行ふこと能はざるを以て特に急施を要する國語科の内容を變換し、朝鮮語及漢文教科書中の語句に必要な改訂を加へ、之に伴ふ教育上の注意を與へ、及祝祭日を改むる等、當面一日も擱き難き事項に付不取敢改正を加ふるに止め、其の間來るべき新制度の組織に付き、豫め慎重なる調査考究を重ねられたり。當時初等普通教育の機關としては普通學校あり。明治三十九年學制改革當時初めて設けられたるものにして之を官立、甲種公立、乙種公立、補助指定及私立の五種に區分したり。官立は舊學部（併合後は總督府）の直轄に係るもの、甲種公立は地方廳の經營に係り經費の大部分を國庫より補助するもの、乙種公立は舊令（小學校令）に依りて設立せられたるもの、丙、普通學校令施行の際、其の存続を認めたるに過ぎざるものにして、國庫よりは少額の補助を與ふるに止め、設備、内容、固より完全ならず。補助指定普通學校は、舊學部より特に内地人教員（本科訓導兼教監）及朝鮮人教員（本科副訓導）各一名を配置して内容の整理改善を圖らしめ、其の給與を國庫より補助せ

るものとす。此の區別は舊學部時代の設定に係り、併合後直に其の制度を改廢するの時宜に適せざるを認めて、姑らく従前のまゝ襲用せられたるものなり。

明治四十四年八月二十四日勅令第二百二十九號を以て朝鮮教育令發布、同年十一月一日施行、朝鮮に於ける朝鮮人の教育は總て本令に依ることと定められ、同時に各學校官制、各學校規則概ね公布、同日を以て效力を發生せしかば、半島教育制度正に此の時を以て一變せり。

次に維持經營の途如何、之に付ては同年十月二十八日制令第十二號公立普通學校費用令の制定公布あり、公立普通學校の設立維持は道長官の監督を承けて府尹又は郡守之を管掌し、所用の經費は臨時恩賜金、利子、郷校財産收入、基本財産收入、授業料、寄附金、國庫補助金及地方費補助金を以て支辨するの外、學校設立區域内朝鮮人の負擔と定め、以て依る所を明にしたり。

大正八年八月長谷川總督、山縣政務總監並に冠を掛けて去り、齋藤海軍大將、水野法學博士之に代るや、朝鮮施政革新の聖旨及原總理大臣の聲名に基き、文化的政治を確立せむことを期し、幾多の改革を施したり。總督府設置以來繼續したる帝國一般會計よりの補充金は、財政計畫終結の爲め大正八年度を以て一旦之を辭し、歐洲大戰の影響其の他の關係に依り、復た當分の間従前の補助を仰ぐこととなりしと雖も、併合以來施設の徹底と民度の向上とは、相俟つて財政方面にも種々の變革を齎らし、大正九年七月道地方費令の發布を初め、朝鮮人教育につきては制令第十四號を以て朝鮮學校費令の公布を見たり。従來の公立普通學校費用令は府尹又は郡守の設立經營する普通學校維持費の一部を、設立區域内居住の朝鮮人をして負擔せしむるに止まりしが、大正八年庶政釐革、普通學校を急設するに決し、向ふ四ヶ年を期して三面一校實現の方針を以て進むに當り、費用負擔の能力を増大すると共に、兼て地方自治の一階梯として、茲に學校費を設け、十年

度より施行せらるゝに至りたるものとす。

學校費は、實に普通學校、其の他、朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲め、府、郡、島に設けられたるものにして、其の事務は府尹、郡守又は島司之を擔任す。學校費は賦課金、使用料、補助金、財産收入、其の他學校費に屬する收入を以て支辨せられ、賦課金は府、郡、島内に住所を有し又は土地若くは家屋を所有する朝鮮人に之を賦課せらる。學校費に關し擔任者の諮問に應ぜしむる爲め、學校評議會を置き、擔任者及評議員を以て之を組織す。評議會員の定員は、府に在りては六人以上二十人以下の範圍内に於て朝鮮總督之を定め、擔任者を以て議長と爲す。評議會に諮問すべき事項は、(1) 歳入出豫算を定むること、(2) 賦課徵收に關すること、(3) 起債に關すること、(4) 豫算以外義務の負擔及權利の拋棄等とす。評議員の任期は三年にして、府に在りては之を選舉し、郡、島に在りては郡守又は島司之を命ず。斯くて公立學校費用令は、學校費實施と同時に廢せられ、従前學校に屬したるところの權利義務は、其の學校所在の府、郡、島學校費に夫々移屬したり。

木浦公立普通學校は、併合前、教監を配置したる所謂補助指定學校にして、教育令實施と同時に現制の公立普通學校と爲り、舊木浦府内(現務安郡を含む)朝鮮人の負擔金其の他に依り維持せられ來りしが、大正三年新木浦府の管轄に移れり。同年教室其の他を建築或は修理し、四年簡易商業學校教室三十六坪を新築す。五年普通學校一部建増し、七年同前、九年同前、同年七月朝鮮學校費令公布あり、十年四月一日を以て施行せられ木浦府學校費茲に起る。此の年復た普通學校教室其の他を建築し、工費一萬五千圓を投じたり。大正十一年四月一日簡易商業學校(明治四十五年南橋洞に創設)を商業補習學校と改稱す。又普通學校兒童を男女に依て分離し、北橋洞に女子部教室を新築せり。十二年三月商業補習學校を廢し、四月速成儒達學校を附設す。六月女子部を獨立せしめて女子公立普通學校と爲し校舍増築、十四年三月儒達學校を

廢止し、女子校運動場を修築す。昭和元年普通學校煉瓦造講堂新築、三年八月女子公立普通學校を廢し、男子校に合併す。十二月煉瓦建總二階造校舍成り、北橋洞に一偉觀を現出したり。

尙、府學校費は現在普通學校一校二十二學級を經營し、賦課金其の他の收入を以て之が經費に充當しつゝあり。最近五ヶ年間の歳入歳出表の如し。

木浦府學校費豫算表

年次	歳入		歳出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
昭和元年度	四九、九五〇 <small>円</small>	—	三四、六四〇 <small>円</small>	一五、三一〇 <small>円</small>
同 二年度	三九、二〇七	—	三七、四〇二	一、八〇五
同 三年度	九一、五一五	—	三四、〇〇五	五七、五一〇
同 四年度	三八、六二七	—	三四、四五七	四、一七〇
同 五年度	三七、四〇〇	—	三六、五五一	八四九
				計
				四九、九五〇 <small>円</small>
				三九、二〇七
				九一、五一五
				三八、六二七
				三七、四〇〇
				三四、六四〇 <small>円</small>
				一五、三一〇 <small>円</small>
				一、八〇五
				五七、五一〇
				四、一七〇
				八四九
				計
				四九、九五〇 <small>円</small>
				三九、二〇七
				九一、五一五
				三八、六二七
				三七、四〇〇

第三 土木施設

一、總説

木浦の地形たる務安半島の先端海中に没入せむとするところに臨み、開港の初めに當てや全域總べて山角に非ざれば瀉地にして殆ど尺寸の平地を存せざりしなり。大小の商店及住宅を建築し、道路市街を鋪裝擴張する、一々岩石を削平し潮汐を阻止して、而して成れり。木浦建設の苦心夫れ斯の如く、到底他都市の開拓と日を同じうすべからず。現在府の疆域東西二、三三〇米、南北一、五一〇米、之を一周すれば九、七〇〇米餘にして、其の面積二三三ヘクタール餘ありと雖も、

半は丘陵にして殘餘は則ち埋立地なり。開港當時、泥濘脚を没したる干潟地に立て、兎も角も今日の市街を基礎づけたる蘭人技士スターデンの苦心は、決して少々ならざりしなり。土木施設は常に必ず府の疆域と大小相應するものなるが故に重複の嫌あるも聊か行政區劃の變遷を敘せむとす。従前羅州に屬せし務安郡の地は、明治二十八年地方制度の改革と同時に獨立して郡を稱し、十九面六百四十六洞里に區劃せり。時に其の面積三三六・五平方糎（二一平方里八）而して府内面の一部約一方料を各國居留地と爲す。租界の土木行政はもと、各國居留地會の擔當する所なりしが、明治三十九年八月居留民團法の施行と共に、在留日本人自治團體たる木浦居留民團の手中に移れり。先是同年二月領事館を統監府木浦理事廳に改められ、一方務安港監理亦廢されて府内面の行政は務安府尹に歸す。明治四十三年八月日韓の併合行はるゝや理事廳を廢して木浦府を創設し、橋本豊太郎木浦府尹に任ぜられて舊務安府一圓を管轄せしも僅かに三年有餘にして大正三年四月新府制の實施あり、木浦府の區域は舊府内面の市街地二三三・一ヘクタールを限り、其餘は之を務安郡として分立せしめたり。之と同時に居留民團は其の終焉を告げ、土木行政亦府務の一部と爲り以て今日に及べり。

木浦港は其の位置梁山江の江口に當り、北群山、東麗水の中間に突出して古來朝鮮の寶庫と呼ばるゝ三南の要樞を占むるのみならず、對支貿易の歴史的運漕路を扼し、港内波靜かにして水深又適度、湖南鐵道の開通と、埠頭數次の設備改善とは、海陸物資の集散年と共に著しきものあるを致し、今や貿易年額四千萬圓に達せむとす。最近甲、乙、丙各種棧橋數基の完成（中途幾分變更せり）を見むとし、將來更に海岸地帯の埋立、鐵道線路の延長、船車の聯絡等一層利便を加ふるに至らんとするの狀勢あり、今後の發展刮目すべし。

地形必然の結果として、乍遺憾、開港以來飲料水に恵まれざりし府民は、宅地の構築と同時に終始之に苦めり。或は釜山より井堀職人を招きて資金を惜まず掘鑿を試み、其の到底望少なきを知るや二老面龍塘、靈岩郡龍堂乃至高下島其の他

に良水を探索し、水船を以て之を市内に配給の方法を執り。而かも畢竟不安なき能はず、水道設備を要望するの聲頻りなりしと雖も、當時居留地の實力は未だ其の負荷に堪ふるの域に達せず、三郷面自防浦よりの送水計畫に無慮二百萬圓を要すと聞いて折角の調査も一場の笑話に化せるが如きことすらあり。然れども府民が生命直接の問題は、便々として久しく放擲せらるべきに非らず。其の後幾多の計畫、失敗等を繰り返して明治四十一年終に具體案に達し以て現在水道施設の基礎を爲せしが、府勢不斷の發達は爾來數次の擴張を餘儀なからしめ、昭和四年度を以て第四水源を完成し送水管の根本的敷設を行ふに至れり。然れども人口の自然増加、工業用水の需要等を豫測する時は到底久しきに亙り現状を以て満足し能はざるや明にして、近き將來再び之れが擴張を行ふの亦已むを得ざるものあるべし。

下水道は理想として上水道と相伴ふべきものなりと雖も、後れ勝なる上水道設備すら尙且つ無理算段に依り辛うじて糊塗せざるべからざりしが如き程度の富力なりしを以て、從來殆ど見るべき施設を行ふ能はざりしは事情已むを得ざるに出づとは謂へ又甚だ遺憾なしとせず。輒近都市計畫の調査と共に此の方面に對する限本の方針樹立せられ、序を逐ふて工事の進行を見んとするは府將來の爲め誠に慶すべし。

二、土 木

木浦は往時半農半漁の一寒村にして、船着場たる木浦臺は一見飛島の如く、其の東側海岸に臨める傾斜部に僅々數戸の民屋ありしに過ぎず。殆ど道路と名付くべきものなく、人は天然の地形歩行に堪ゆる所を求めて辛うじて往來したるのみ。斯の小徑は、北の方大成洞の郡界一本松より商業學校前に來りて右折し、務安郡廳前より竹洞の磯鼻傳ひに警察署角に至りて分岐し、一は木浦臺を攀ぢて埠頭に出で、他は小學校前を経て溫錦洞に通ずる起伏極りなきものなりしなり。明治三十年十月開港と同時に東松島、南木浦臺、西溫錦洞、北霞町を結ぶ九十九萬八千八百八十二平方米（約一軒平方）の

地域を各國居留地と定めらるゝや、各國居留地會は和蘭人スターデンをして市街計畫を作成せしめ、市街道路を幅員八米、十米、十二米、十五米の四種に區分したり。此の地域内に於て各國領事館、税關、公園、道路敷地等三十二萬五千七百十三平方米を除きたる六十七萬二千三百六十九平方米の宅地は、之をA、B、Cの三地區に分ちて順次公賣に附せり。即ち、

種別		草地、水田等にして高潮位上にある平坦なる低地部
A 地區	面積	十一萬二千七百平方米
種別		丘陵、山腹、傾斜地の部分
B 地區	面積	三十四萬二千八百五十五平方米
種別		海濱干潟地にして埋立を要する部分
C 地區	面積	二十一萬六千八百五十四平方米

而して公賣は百平方米に對する公定原價を定め競賣法に依る。其の第一回は明治三十一年二月を以て行はれ、大和町二丁目及本町一丁目の三、四番地四百二十七平方メートルの落札を見たが、右の内大和町二丁目三番地は即時埋築に着手せられ、之を地區埋築の嚆矢と爲す。其の後地區の公賣は相亞いで行はれ、爾來買入地區を削平或は地盛して家屋を建築する者漸次其の數を増したるも、主として大和町、務安通、木浦臺附近の舊道に沿へる草地、畝、干潟地等の中に點々散在するのみ、未だ以て市街と謂ふべからず。落莫たる居留地一圓、道路の敷設あるなく、海岸附近の如き、假令道路を築造せむとするも、潮水浸襲して工事容易ならず。茲に於て事の難易と緩急とを圖り、當時最も緊急とせられたる木浦臺及福山町巖

角間、延長二百二十米、幅員十米道路の布設に着手し、明治三十一年末を以て完成せり。之を木浦に於ける最初の道路工事と爲す。但し此の道路たるや、満潮時には海水法尻に達し、恰も海岸道路の觀を呈せり。

次に警察署を中心とする十字道路延長六百九十米のもの築造せられ、甫めて一部市街の體裁を爲せるに依り乃ち凡そ七區域に分ち町名を定めたり。又木浦開發上の最急務たる櫻町巖角より松島町巖角に至る延長千五百米及夫より更に福山町巖角を連絡する延長二百三十米の海壁工事は、數度の折衝を重ね韓國政府に依り工費九萬五千圓の豫算を以て三十二年六月工事に着手せられたり。本工事は港町税關及東海岸兩方面より開始され、着々進行を告げたるも同年九月三十日、壽町、榮町間に於て凡そ百米に及ぶ既設の海壁崩潰陥落せしを以て、一部路線の變更已むなきに至れり。又一方海壁のみを單獨築造するは危険の恐れあるを以て、海壁保全上、幅十五米の海岸道路を、海壁と併せて布設することとなり、居留民團は之が經費三萬數千圓を計上したるが、爾來順調なる工程を辿り三十四年四月竣功を見たり。

此の間土砂運搬線路に當れる府廳下より海岸に至る延長六百米道路及之に直角に交叉する京町筋二百九十米道路乃至壽町、榮町、幸町等の延長合計六百米の道路各順次に築造され頓に面目を改めたり。

主要建物としては帝國領事館（今の府廳）及附屬官舎、警察署、巡查合宿所、監獄、居留民會事務所、寺院、病院等を初めとし會社、商店等亦競ふて建築せられ次第に市街の外形を備へ來れり。

海岸通一、二丁目方面も、道路及埋築工事の進行に連れ、漸次家屋の建築を見るに至れること勿論なりとす。三十九年理事廳開設時代より居留地外なる竹洞以北に内地人の入込む者激増し、鮮人家屋を買収又は賃借して之に居住する者日々其の數を加へ、四十二年光州、木浦間八十六軒五の道路開通と、竹洞游廓の公許せられたるとに依り、鮮人町に於ける内地人の雜居は一層其の著しきを加へ、到る所其の影を見るの狀況となれり。四十三年新政實施と共に、居留地制度撤廢せ

らるゝや、従前居留地外に屬せし一等道路沿ひに相當家屋の建築あり、市街の體裁漸次に整ひて、商況益々股盛なるを致せり。四十四年松島神社の新築落成に次いで公會堂新築成り、又鐵道工事の開始を動機として停車場、松島神社並に櫻町魚市場附近の各開鑿、埋築等市街地域の膨脹を來せり。大正二年櫻町の山手に遊廓地區を設定し、竹洞遊廓を茲に移轉したり。又海岸通りを工場地區と定めてより、諸工業の發達と共に該方面は各種工場の建設に依り大に盛況を呈するに至れり。大正三年四月府制實施と共に、府面積二三三・一ヘクタールとなる。所謂舊府内面の市街地帯一圓にして現行三十三町洞の名稱區域は前年十二月の改訂に屬す。茲に新木浦の輪廓定まりしと雖も、道路面は依然不良にして、雨天には泥濘脚を洩し、交通衛生上放任を許さざりしを以て、之が改善に全力を集中するに至り、銳意土盛作業を繼續施行し、七星霜を閲して漸く一旦完成を告げたり。爾後専ら路面の補修及砂利撒布等の事業を進め、稍々道路としての形體を備へ來れり。

大正十三年南橋洞、昌平町、大正町等の埋築行はるゝと共に道路及溝渠の築造あり、市街は此の方面に於て著しき發展を見たり。又西部に在ては内地資本家に依り、經費九萬圓、二ヶ年の日子を費し、溫錦洞海面干潟地二・三ヘクタールの埋立完了し、漁船溜及荷揚場の設備亦同時に成れり。次で十四年木浦土地株式會社は、總工費二十餘萬圓を投じて屠獸場の西方に七百五十米の防潮堤及機關庫東方に五百五十米の締切工事を施し、合計一七五ヘクタールの干拓地を得、將來市街の膨脹に備ふる所ありたり。大正十五年十一月木浦に於て朝鮮棉業共進會、全羅南道物産共進會の開催せらるゝや、豫め路面舗装の必要を痛感して之が實現を企て、南橋洞、陽洞、竹洞木浦劇場前、務安通法院前（切下）、常盤町、海岸通等の路面にマカダム舗装を施すと共に、府内全路面の形體を正型に改められ、漸く都市街路として甚だしき遜色なき程度となれり。多年の懸案たりし驛前埋立は、昭和三年七月を以て起工せられ、二ヶ年の日子を費して完成し、新に七・一ヘクタール

ルの廣潤なる市街地を現出せり。其の北部一角には公設運動場の設備を見、又法院前方所謂B山の土取跡より驛前に通ずる幅員十五米新式道路は、歩車道の別を設けアカシヤの街路樹に依り風致を添へ、木浦の幹線道路として恥ぢざるものあり。

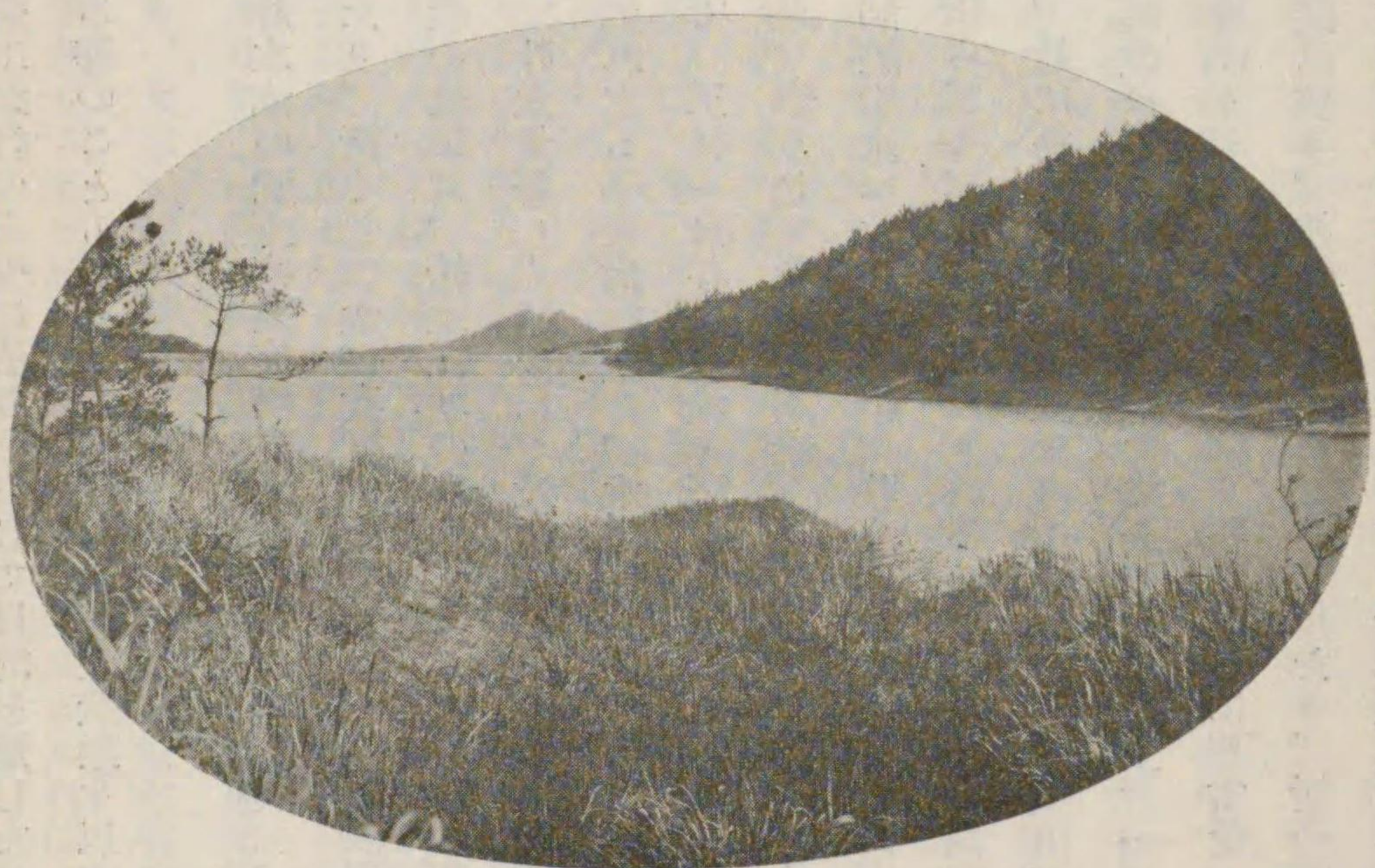
該道路が湖南町に於て鐵道用地と會する地點より、夢灘驛前に通ずる三等道路延長二四軒七六は、道地方費約五萬圓を投じ、旱害民救済事業として昭和五年五月完成せり。

又府内目貫の商店區たる福山町東角より西南に向ひ、榮町會點より右折して警察署前に至る一等道路筋の兩側には同年初夏鈴蘭燈の設備を見、特に夜間の市街美を發揮するに至れり。

三、上水道

1、沿革 木浦市街の大部分は海面埋立地にして、殆ど井水を得る能はず。偶々山麓地帯に一、二之れ有るも概して水質は不良、湧出量は寡少なる爲め、鑿井に據る飲料水の供給は到底満足を期待す可らざる状態なりしが故に、三十一年久水領事時代早くも各國居留地會の問題と爲り、乃ち當時海壁工事實施の爲め韓國政府より派遣中の某技師に囑し、儒達山南麓の溪谷に小規模の堰堤を築きて雨水を貯溜し、夫より木管を以て現警察署門前の貯水槽に導き、而して居留地内に配水せんと試みたることありしも、設計の缺陷と資金の不十分とは、遂に實用に至らずして止り。爾後百方研究捜査の結果、府外龍塘里（當時務安府内龍塘里）に良質の天然湧水あるを發見したれば、同所に貯水池を設け、約千米に亘る竹管（後瓦斯管に替ふ）を以て海岸取水場に導き、干瀉地滯筋を水槽船に依り木浦臺海岸貯水槽に運搬せり。市内の配水は殆ど義務的に八頭司組をして請負はしめたるも、一日僅に十立方米内外を得るに過ぎざりしを以て、到底全需用家を満足せしむる能はず。依て八頭司組は對岸、靈巖郡龍塘及港外四哩餘を隔つる花源半島の一點に貯水場を設け市内高地部

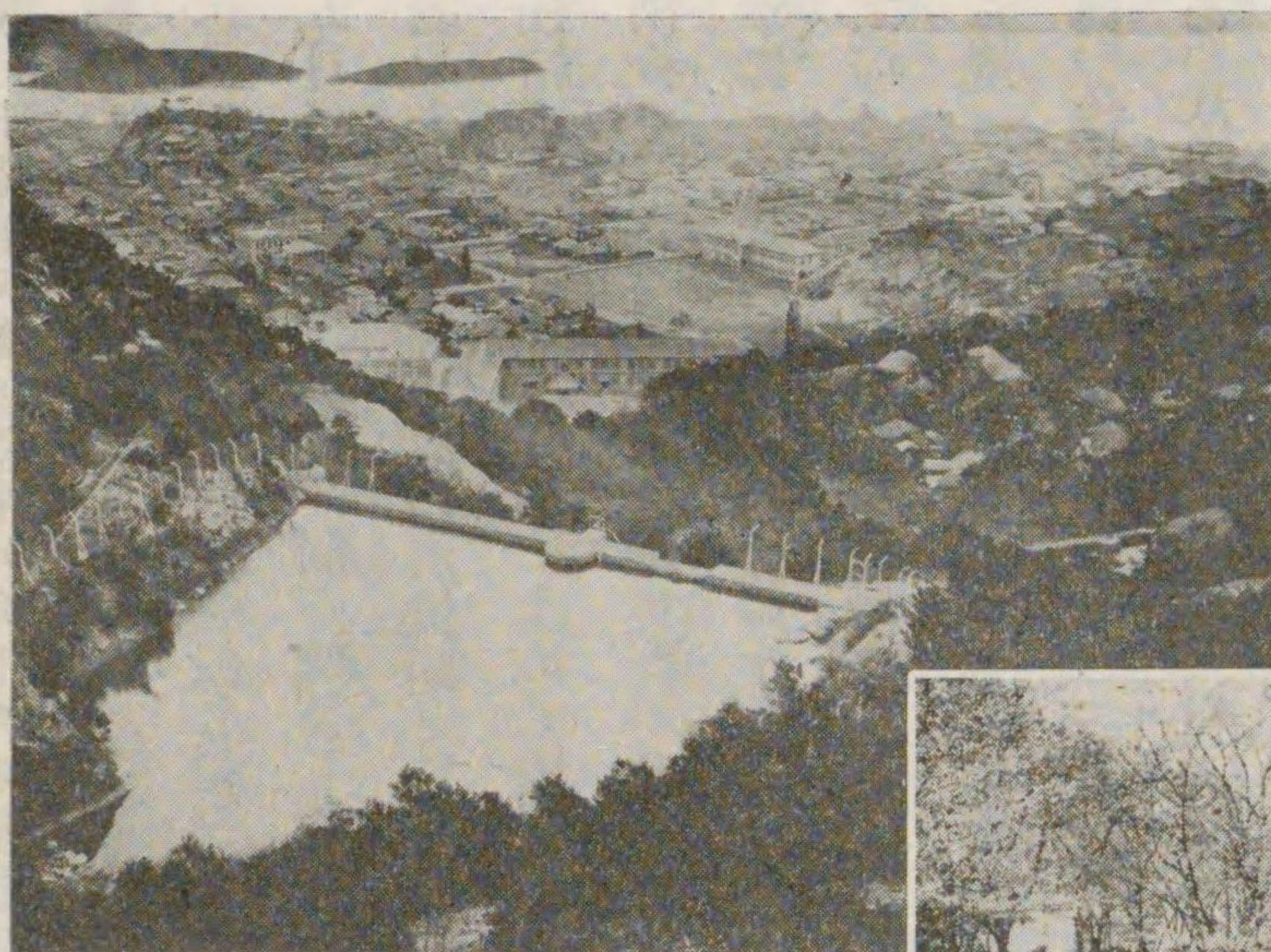
井水と併せて、船車の便に依り多少を論ぜず之が補給の途を講じたり。然れども斯る一時的の彌縫策を以てしては、到底人口不斷の増殖に對應する能はざるのみならず、出入船舶並に工場等に對しては、全然給水の餘地無く、自然港勢發展上著しき阻害たるを免れざりしかば、若松理事官之が解決を策して先づ河地技師及佐藤技手を招きて徐ろに計畫する所あり、次いで明治四十年理事官中大路正雄の蒞任するや特に統監府技師佐野工學士の踏査指導を求め、各國居留地會の事業として（後四十一年民團事業に移す）水源二箇所を選定し、直ちに準備施設に着手せり。此の計畫は、市街の東北約六軒五を隔りたる務安郡二老面上里大朴山腹の谷間に第一水源を、府内溫錦洞儒達山麓の溪澗に第二水源を、各築造するものにして其の様式たる何れも天水貯溜、鐵管送水、自然流下法に依る。工費十五萬餘圓、之が財源は漢湖農工銀行との間に締結したる十二萬圓の借款及時の韓國政府よりする三萬圓の無利息貸下金と、其の他僅少なる民團雜收入に之を求め、明治四十一年十一月起工、四十三年五月竣功通水、茲に府民は良實飲料水の充分なる供給を得て、多年の渴望を初めて醫せり。以上統監府書記官藤原正文、理事官中大路正雄、



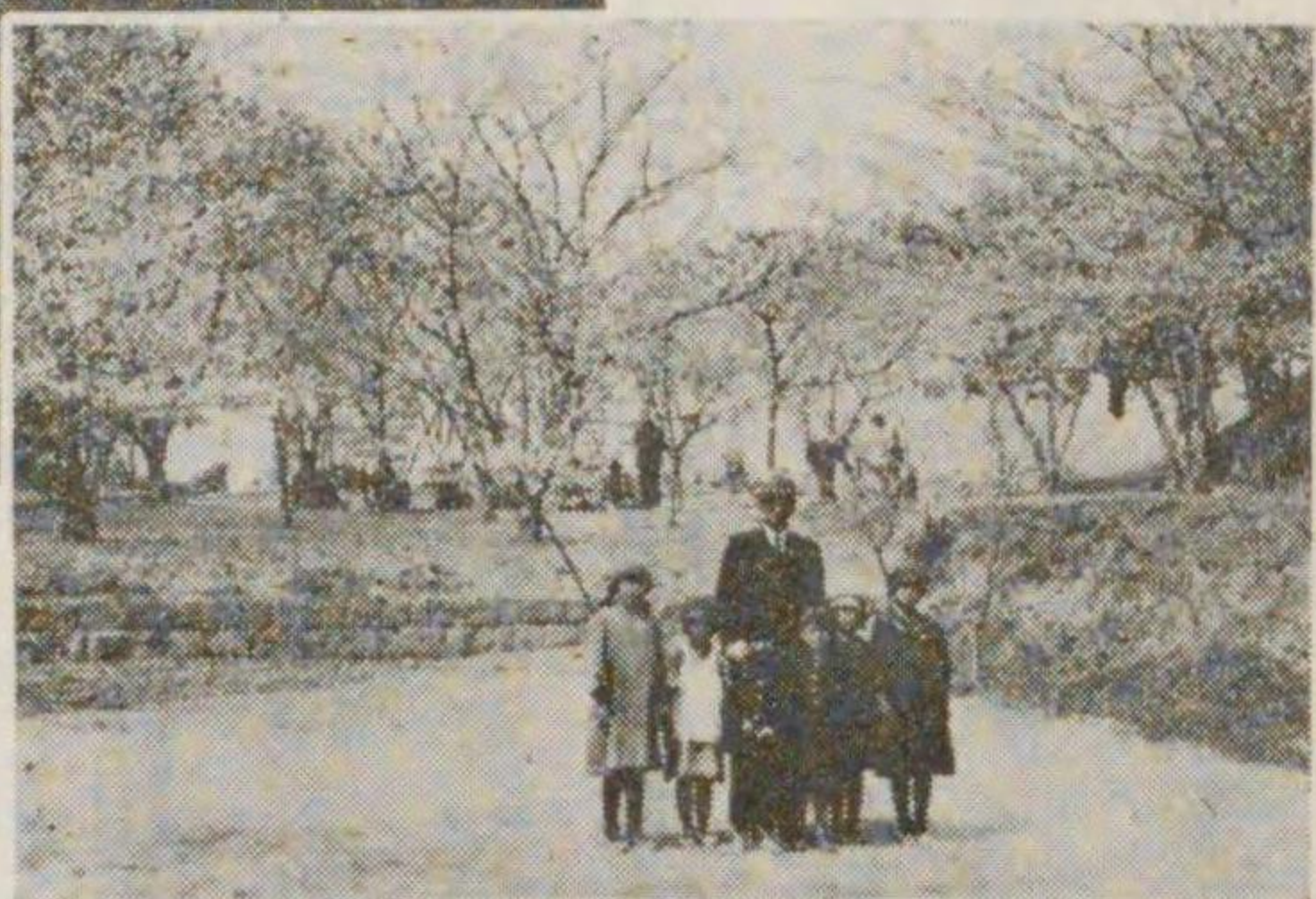
第一水源貯水池(減水時)

民長高根信禮諸氏の盡力多し。殊に十二萬圓借款の如き幸にして後、農工銀行の引受に依り辛うじて目的を達したるも最
初人を東京に簡派して某保險會社に交渉を開き、見事に拒絶せられたる等のこともあり、當時民團の財政状態を以てして
は、かなりの難事業たりしなり。

次で第二期擴張の必要を認め、第二水源豫備池の築造並に第一水源貯水池の嵩上げ及府内配水管増設の事を決し、民團
債二萬圓を以て四十四年九月着工、翌四十五年五月工事の完成を告げたり。斯くして水道敷設後の府民は、一時潤澤なる
良水の供給に歡喜したるも、日韓併合、新政實施と共に居留地制度撤廢の結果は、給水區域の擴張と爲り忽ち再び飲用水
の不足を訴ふるに至れり。殊に大正元年夏季の降雨量極めて寡少にして貯水量著しく減少し、遂に無制限給水の繼續不可
能に陥り、二年二月十九日より、一日中六時間給水の方法を採れり。然れども早天尙打續き、水源殆ど涸乾せむとし、僅
かに數日の水量を餘すのみとなりしかば、茲に已むなく非常手段に出で、三月一日各給水栓を閉鎖し、専ら公設共用栓に
依りて一人一日十八リットル（一斗）を限り給水することとしたる結果、辛うじて斷水の不幸を免れ得たり。其の後幸に
して降雨あり、幾分の貯水量を増加したれば、六月より一日四時間の制限給水に緩和せしに、貯水量爲に甚しく減少を來
し、十月一日より再び一人一日十八リットル限りの極端なる給水法に依らざるべからざるに至れるのみならず、同年稀有
の旱魃は遂に翌三年三月一日、水源全く涸渴し、斷水の慘況に陥れり。茲に於て民團は淡水を得る爲め、遠く榮山江上流
の河水を水槽船に依りて運搬し、榮町海岸（今尙水場の名稱を存す）に設けたる簡易濾過槽にて急速濾過の上、一旦貯水
槽に收め、夫より請負人をして府内各戸に配水せしめ、僅かに危急を凌げり。其の後降雨に依り各水源池に相當量の貯水
を見たるを以て、六月一日以降上水道給水を復活し、一日四時間の制限に依り、持續給水することを得たり。斯の如き悲
慘なる給水状態は、畢竟淡水供給力の甚だ貧弱なるを語るものにして、當時の水道設備は、居留地内居住實人口三千人に



池ノ玉源水二第



櫻の池ノ玉

對して、五千人分の需要水量を見込み、之れが供給に應ずべ
き計畫を樹てたるものに過ぎざりしかば、四十三年新政實施
に伴ふ供給區域擴張の結果、人口一躍一萬人を突破するや、
此の異常急激なる膨脹は、容易に前記の悲況を招來したるも
のとす。而して今や、到底既設水道の裝備を以てしては、需
給の調節不可能となれるを以て、更に一層豊富なる水源を索
めざるべからず。乃ち第三期擴張の議を決し、市街の東北約
十三軒の地點、務安郡三郷面柳郷里（元郡山洞）國師峯山麓
の溪谷を相して、第三水源池を築造することゝ爲れり。總工
費二十三萬五千圓、半額は國庫補助に待ち、残半は府債を以
て補ひ、大正三年四月起工、五年四月竣工通水し、府民は再
び充分なる淨水の配給を得て愁眉を開けり。實に府尹橋本豊
太郎、民長高根信禮在職の時代とす。爾來年々順當の降雨あ
り、貯水池水位、一弛一張の間に支障無き給水状態を持續し
來りたるも、大正十年に至り、九月以降全然水位を増加する
程度の降雨無く、各水源の貯水量次第に減少したれば、十一
年一月又しても給水時間を制限し、以て水位の保持に努めた

るも、日を経て漸次涸渴に瀕したるを以て、同年十月再び前例に倣ひて一人一日の給水量十八リットルに制限し、辛うじて断水の厄を防ぎつゝ七ヶ月餘に及びしも、斯の惨状に直面したる府民は思を將來に馳せて晏如たる能はず、大正十二年度に於て工費五千九百餘圓を投じ第三水源池の堰堤を九十糎嵩上し、以て其の貯水能力を増加せり。此の結果として、同年五月一日以降、給水時間を延長し爾來一日十五時間と爲すことを得たりしも大正十四年（以下府尹飛鋪秀一在任）雨量適順を失し、各貯水池の水位頻りに低下せしを以て、三び節水の必要起り、四月一日遂に専用給水栓全部に互り、従来の放任給水制を計量給水制に改めて需用者の注意を喚起し、依て大に濫用の弊を防ぎ節水の功を奏したり。併も依然として降雨少く、六月十一日以降更に一日十時間給水とし、同月二十八日又々一人一日十八リットルの非常手段を採れり。其の後幸にして降雨あり、幾分貯水量の増加を見れば、七月末日より一日十一時間給水に延長せり。されど府勢の發展に伴ふ工場、船舶等の需用量激増の結果、府内高地部及配水管の末端等は、常に流出不良にして終日断水の惨状を呈することすら屢々なるが故に十五年三月、工費二萬二千餘圓を以て、配水管の増設を爲し依て給水の普及を圖れり。又一面濫用、分與、盗水等の防止策として、五月一日以降私設共用栓及公設共用栓をも計量給水制度と爲し、私設共用栓には總代人を定め、公設共用栓は給水販賣請負人をして給水せしむることとなれり。斯の如く配水上大に警戒を加へ、漸く危難を免れ得たりと雖も、由來當府水道の如く天水を貯溜し供給するものにおいて、需水量の供給力を超過するは、實に冒険極まるを以て、茲に第四期擴張として、第三水源隣接地に、工費十三萬五千圓を以て第四水源築造の計畫を樹てたり。三分の二に當る九萬圓は國庫及地方費の補助に仰ぎ、三分の一に當る四萬五千圓は府債に依ることとし、大正十五年六月起工、昭和三年三月竣功せり。第四水源完成後、需水量と給水力とは略々均等を保つことを得るに至りたるも、惜い哉送水能力之れに伴はずして、朝夕尙市民の需用を満すこと能はず。給水不足の歎は隨處に起り、各公設共用栓の如き汲水者蜚集

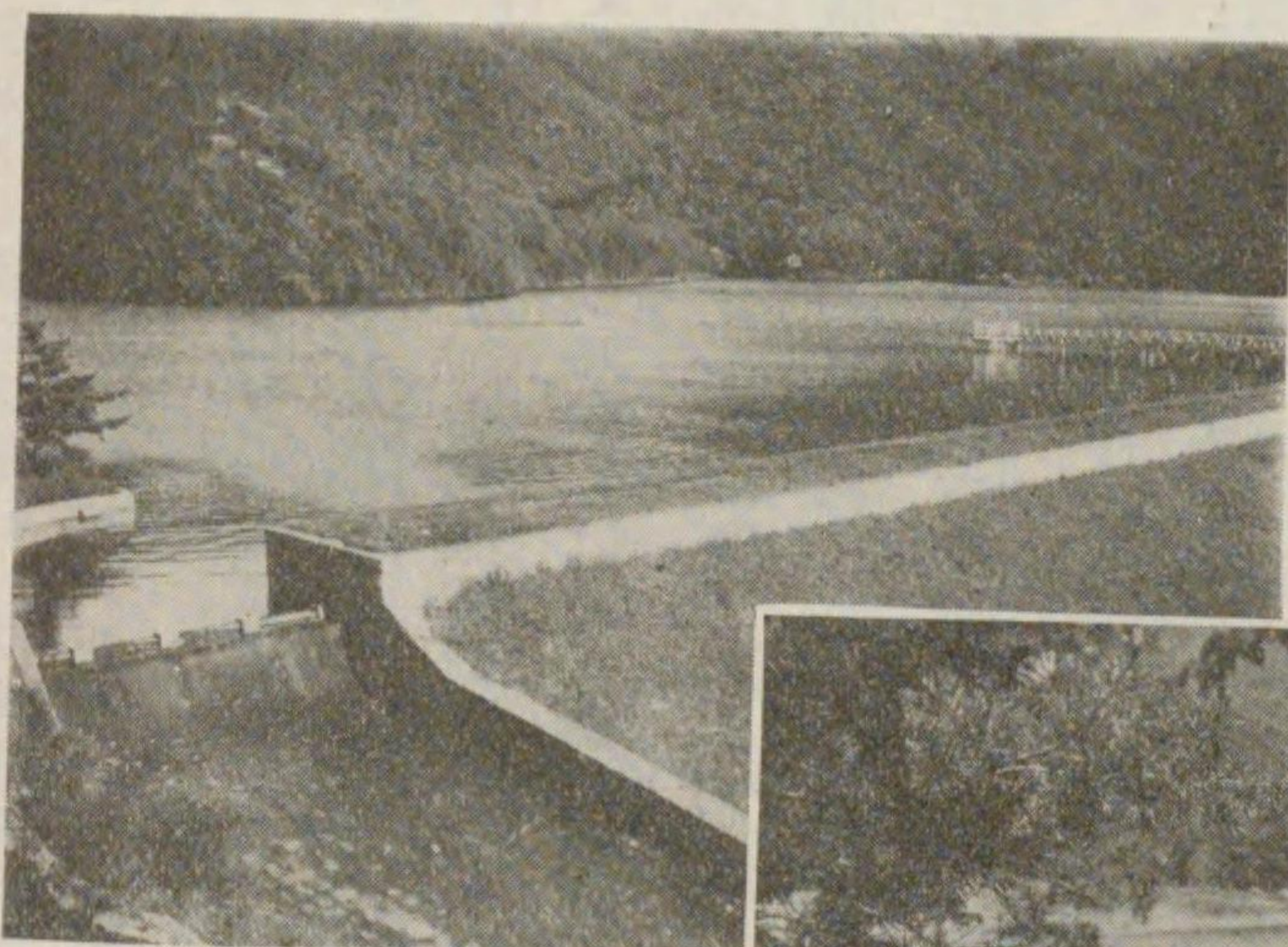
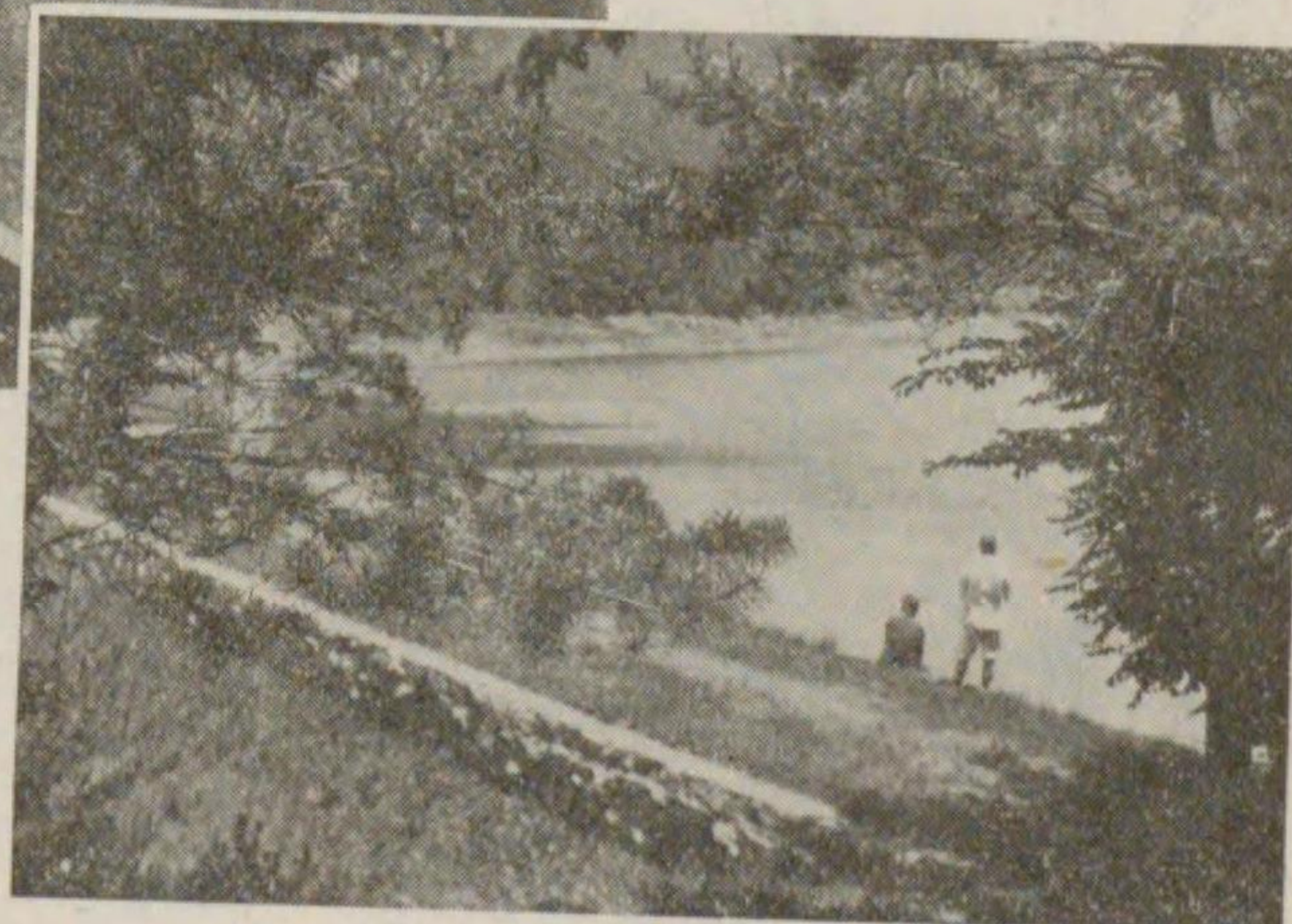
し、汲桶は水栓を基點として百、二百遠く長蛇の列を作るの奇觀を呈せり。此の現象は、前記第四水源の新設に省みて畫龍點睛を缺くの恨あるものなれば、自然の歸結として送水管敷設替の議起り、即ち第三水源より一本松配水池に至る延長一萬七百五十九米、口徑二百耗の舊鐵管を撤去して、之に代ふるに口徑二百五十耗管を以てし、又第一水源より松島配水池に至る延長五千六百二十四米、口徑百五十耗送水管を二百耗管に改むるの計畫を樹て、昭和三年九月起工、同五年三月竣功せり。工費十八萬七千圓の内、十一萬七千圓は國庫及地方費の補助に依り、七萬圓は府債に依れり。此の間未曾有の大旱魃に遭遇し、只僅かに第一水源貯水池に約七萬立方米の餘水を保持せる以外、他は悉く殆ど池底を現はさむとする危険に瀕せしを以て、昭和四年九月二十一日以降、唧筒に依り第一水源の貯水を一本松配水池に分配し、松島配水池と呼應して辛くも府内全般に向て給水を持続せり。其の他給水の制限を爲すと共に、百方節水の方法を講ぜられしも、依然として降雨無く、水源愈々涸乾に迫りたるを以て、之が對策として第三水源の下流一軒六の地點に補水井を設け、唧筒に依りて第三水源貯水池に逆輸し、池中へ瀑布式放水を爲す設備を整へ、十二月十二日より翌五年三月末日迄繼續運轉せり。此の補水量凡そ三萬二千立方米餘、依て僅かに断水の不幸より免るゝを得たり。一方昭和四年度に於て、給水量を考慮したる配水系統の根本的改革を企て、水壓不足の松島方面及配水管末にて放水悪しき海岸通以西の櫻町方面並に配水本管の壓力を阻礙さるゝ南橋洞方面に對し、各夫々適切なる措置を加ふると同時に、五年四月以降、順調の降雨に恵まれたる結果、七月十日愈々時間の制限を解き不斷給水とせり。

2. 現況 木浦水道は前述の如く水源を四箇所有し、何れも山間溪谷に雨水を瀦溜する貯水式にして、堰堤は第二水源貯水池の石築を除き、他は悉く土堰堤とす。源水は導水管に依りて過濾池に誘導され、同處に於て濾過したる淨水は、量水器を通じ、送水管に依りて配水池に至り、更に再び計量されたる水は、配水管を経て各需用者に供給せらる。

第一水源貯水池は、市街を距ること北五軒九、務安郡二老面上里大朴山腹の溪谷に在り。流域面積四九・六ヘクタールを有し、溪間の最も狹隘なる箇所を扼して土堰堤を築けり。其の構造は直高十一米八十二糎、堤頂長さ百九米九糎、其の幅一米八十二糎を有す。内側は三割法粗石張、外側は二割法芝張にして、堤身には粘土の刃金を入れ漏水を防止す。堰堤の東側には幅四米五十五糎、深さ九十一糎の割石造餘水吐を設け、最大豪雨時の溢流に備ふ。堤頂以下一米五十二糎を満水面とし、此の場合に於ける水面積三萬九百八十平方米あり。満水面は海拔二十九米四十糎に位し、夫より八米七十八糎の下位を有効低水面とす。此の満低兩水位間に貯ふる水量は、十四萬三千六百五十四立方米にして、人口八千人、二百十五日間の消費量に相當す。

濾過池は圓形にして、内徑十八米十八糎あり、中心に於て十字に之を四分し、内一個を豫備池と爲す。常用三池の濾過面積百六十九平方米にして一日最大濾過能力六百六十八立方米なり。濾過層は砂利厚さ三十糎、砂厚さ七十六糎とし、砂

二其上同



一其源水三第

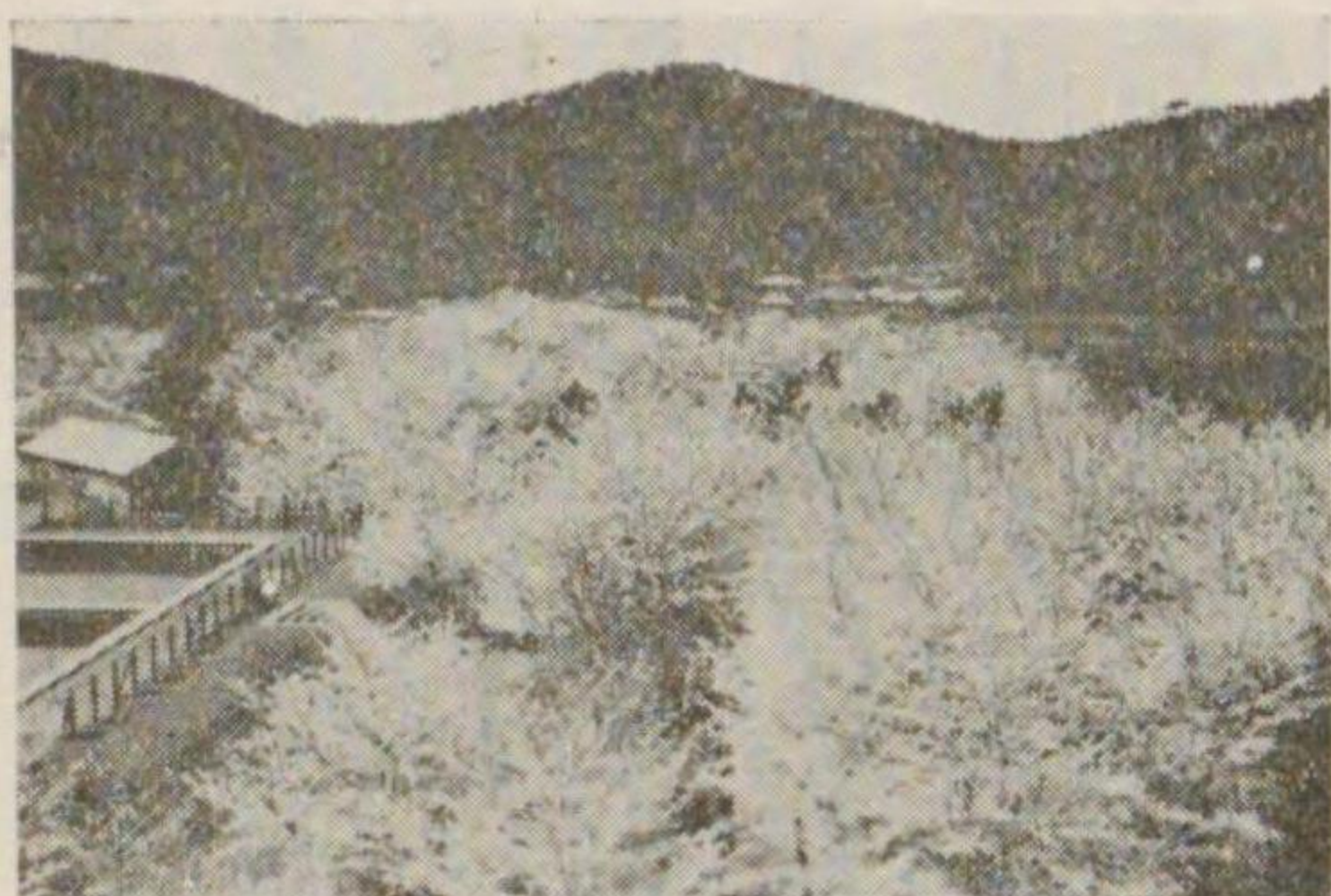
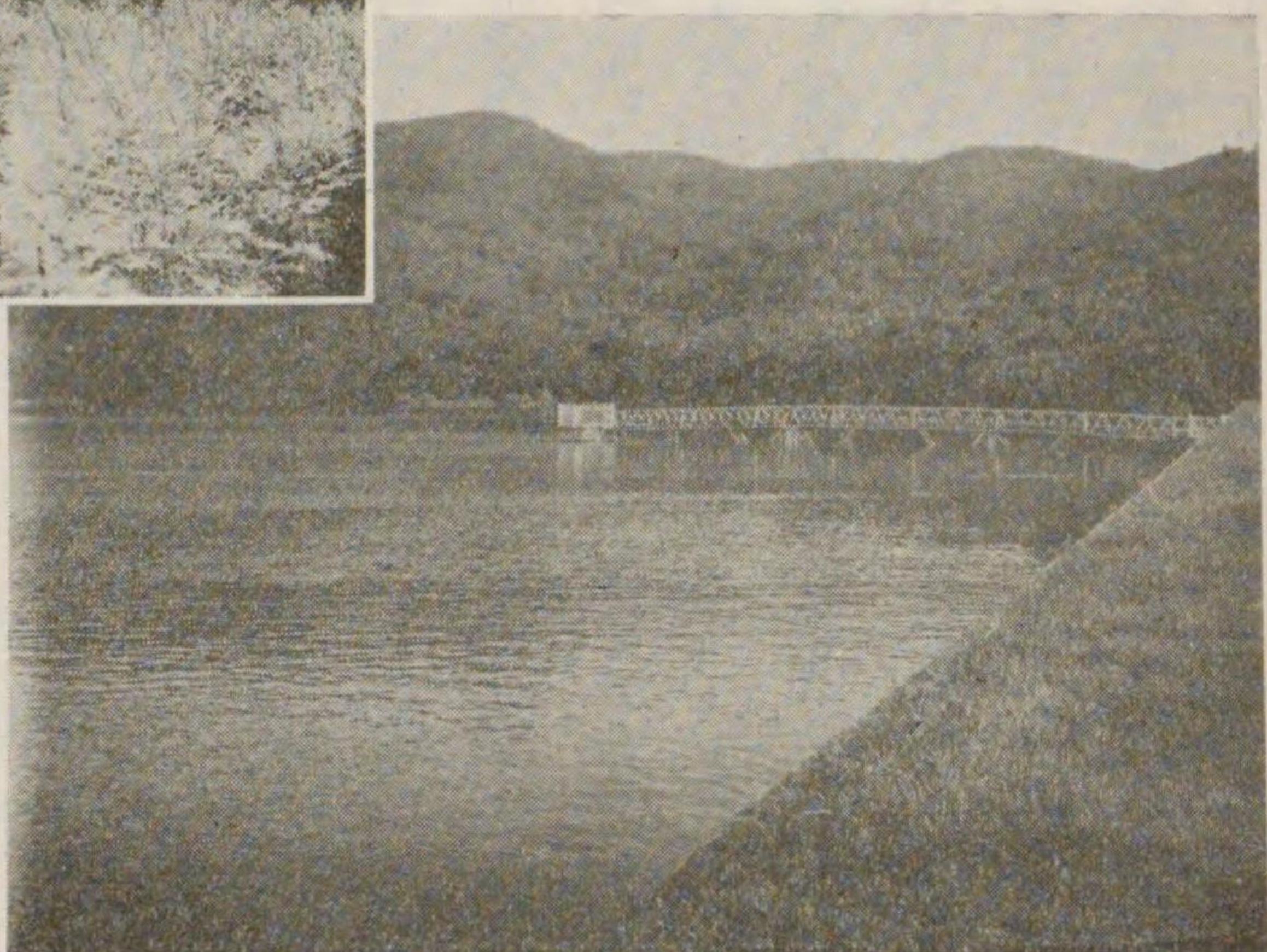
面上九十糎の水を湛ふ。池は總て混凝土造りとし、濾過水の流出口には節制器を取付け、濾過速度の調整に備ふ。

送水管は、口徑二百五十耗管を以て量水器室に至り、夫より口徑二百耗管を以て下塘附近に到り、鐵道線路を横斷し、龍塘防潮堤内干拓地を経て鐵道機關庫の東に出で、線路に沿ひて松島配水池に達す。其の延長五千六百二十四米、兩池水位の差は四米十九糎なり。途中高所には排氣瓣を、低所には吐水瓣を裝備しあり、一日六百六十八立方米を送水することを得べし。

配水池は、圓形にして内徑十米六十一糎、深さ上家下端より三米四十二糎、水深三米十八糎あり。満水面は海拔十四米四十六糎、有効水深二米七十二糎とし、有効容量二百四十一立方米なるを以て、配水区域内最大給水量の約六時間分を貯ふることを得。池は總て混凝土造り、内面はモルタルを以て止水工を施す。上屋は鐵骨を組合せて八角錐形と爲し、屋根はスレート葺、前後に出入口を設く。

配水管は、口徑二百五十耗管を以て配水池より量水器室を通過し曙町に至る。次で二百耗と爲りて壽町、木浦臺、本町、京

三其源水三第



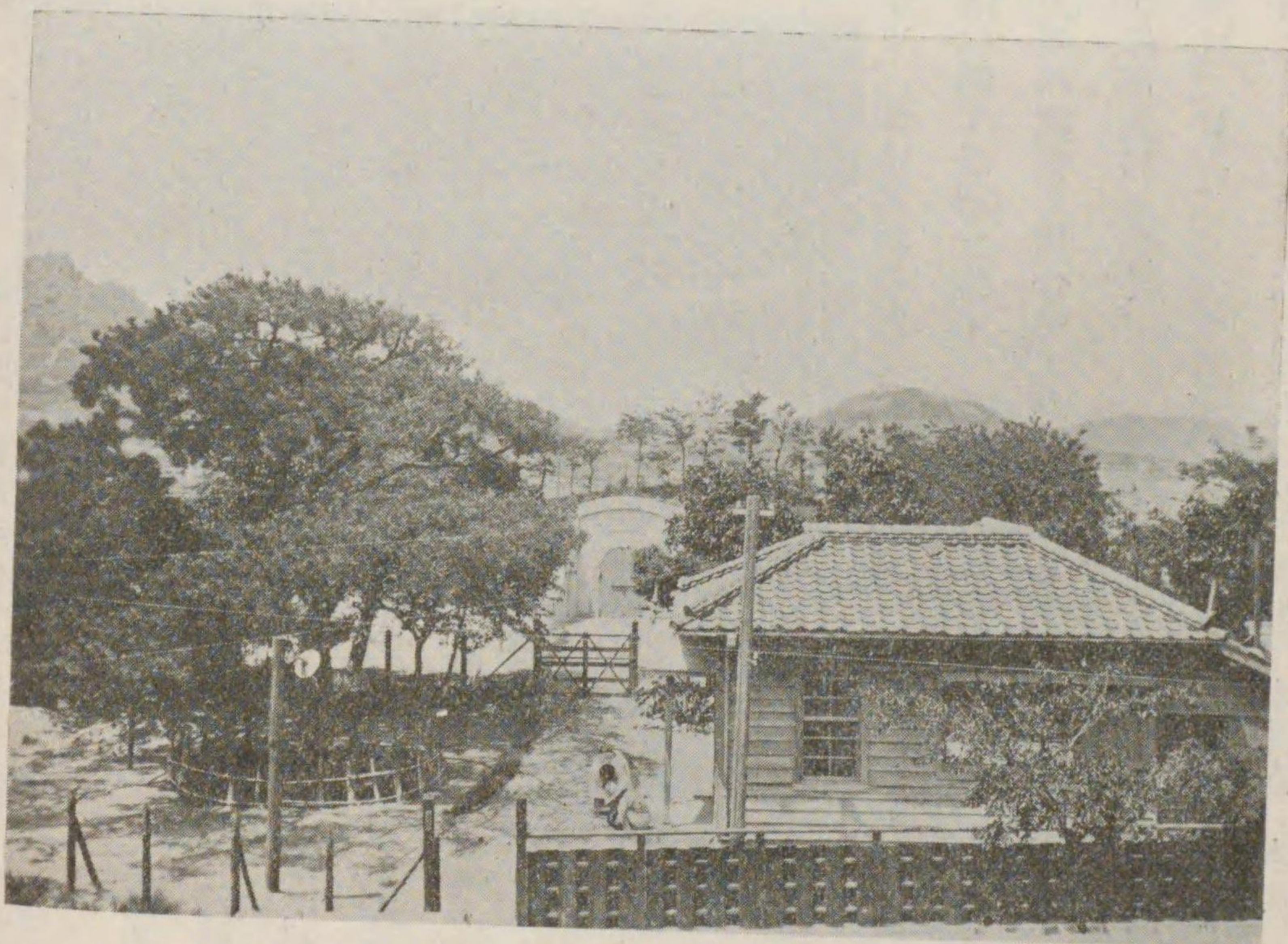
櫻の内城地

町、仲町、錦町、港町等に分布す。此の延長三千六百九十八米なり。

第二水源貯水池は府内温錦洞に在り。儒達山腹流域面積八・三ヘクタールの溪谷に二箇所を設け、内一池を豫備池と爲す。堰堤は何れも切石を用ひたる混泥土練築にして、堤頂長さ各三十六米三十六糎あり、内徑一米八十二糎の半圓形取水塔を設け、之より濾過池に導水す。本貯水池は満水面海拔四十七米六十糎、有效水深四米七十糎、容積四千六百九十立方米なり。豫備貯水池は本池の上方に在り、満水面海拔八十一米四十九糎、有效水深四米九十六糎、容積二千五百四十五立方米にして、兩地を合し貯水量七千二百三十五立方米、人口八百人、百八日間の消費水量に相當す。

濾過池は其の數二個を有し、何れも一邊四米二十四糎の正方形を爲す。常用一池の濾過面積十八平方米あり、一日最大濾過能力六十七立方米にして、濾過層は一米二十糎、水深九十糎とす。池は切石混泥土練築とし、濾過水の流出口には濾過速度の調整装置を施す。

第三水源一本松配水池



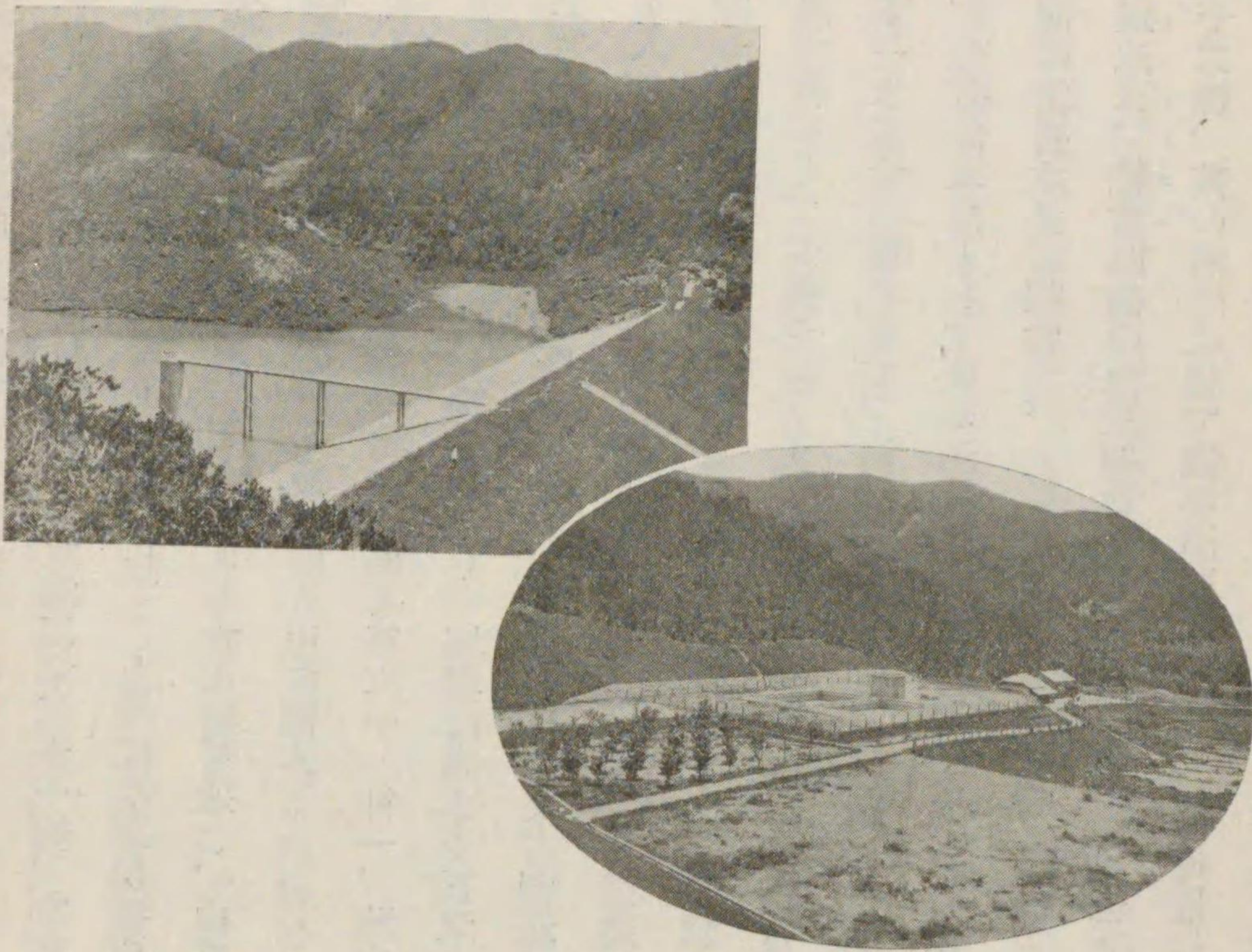
配水池は、矩形にして幅三米六十四糎、長さ六米六糎あり。其の深さ二米六十一糎、上屋下端より十八糎を満水面とし、海拔三十八米九十六糎に位す。有效水深二米二十一糎、容積四十九立方米なり。區域内最大給水量の約十一時間分を貯ふことを得。池は切石混泥土練築にして、上屋は木造切妻亜鉛葺なり。前後に出入口を設く。

配水管は、口徑百糎を以て配水池より量水器を通じ、山手町、大和町を経て務安通に達す。延長八百五十米なり。途中一本松系の配水管と連結装置を施し防火用に備ふ。

第三水源貯水池は、市街の北方一萬七百六十一軒一、務安郡三郷面柳橋里國師峯山麓に在り。流域面積一〇三・九ヘクタールを括扼する地點に土堰堤を設く。堰堤は高さ十五米十五糎、馬踏四米二十四糎、天端の長さ百六十米三十糎あり。内側は三割の傾斜を有する野面石張りとし、外側は二割法にて張芝を施す。又其の内部には漏水防止の爲め中心に粘土の双金を入れあり。取水塔は内徑一米五十二糎、堰堤と同高にして切石の混泥土練築とし、堰堤間は鐵骨造、幅一米の板橋を架設せり。導水管及泥土管をして堰堤を横斷せしむる爲め設けたる暗渠は幅一米五十二糎、高さ一米六七糎、長さ五十六米六糎にして混泥土造とす。尙堰堤の北端部には幅六米三十六糎、深さ六十糎の割石造の餘水吐を設く。満水面は堤頂以下一米五十二糎にして、海拔五十七米二十八糎に位す。其の面積五萬三千七百六十二平方米あり。爾下十一米八十糎を有効低水面とし、此の満低兩水位間に貯ふる水量は、三十一萬五千六百八十九立方米にして、人口三萬人、百八十九日間の消費水量に相當す。

濾過池は、總數四個の内三個を常用とし、一個を豫備と爲す。何れも一邊十二米十二糎の正方形にして、池壁の高さ二米四十二糎、其の構造は總て鐵筋混泥土造なり。濾過層は、砂利厚さ三十六糎、砂厚さ三十糎を置き水深九十糎を保つ。常用三池の濾過面積四百二十六平方米、一日最大千六百七十立方米の濾過能力を有す。淨水は中央集合井に入り流下す。

（後直設築）源水四第



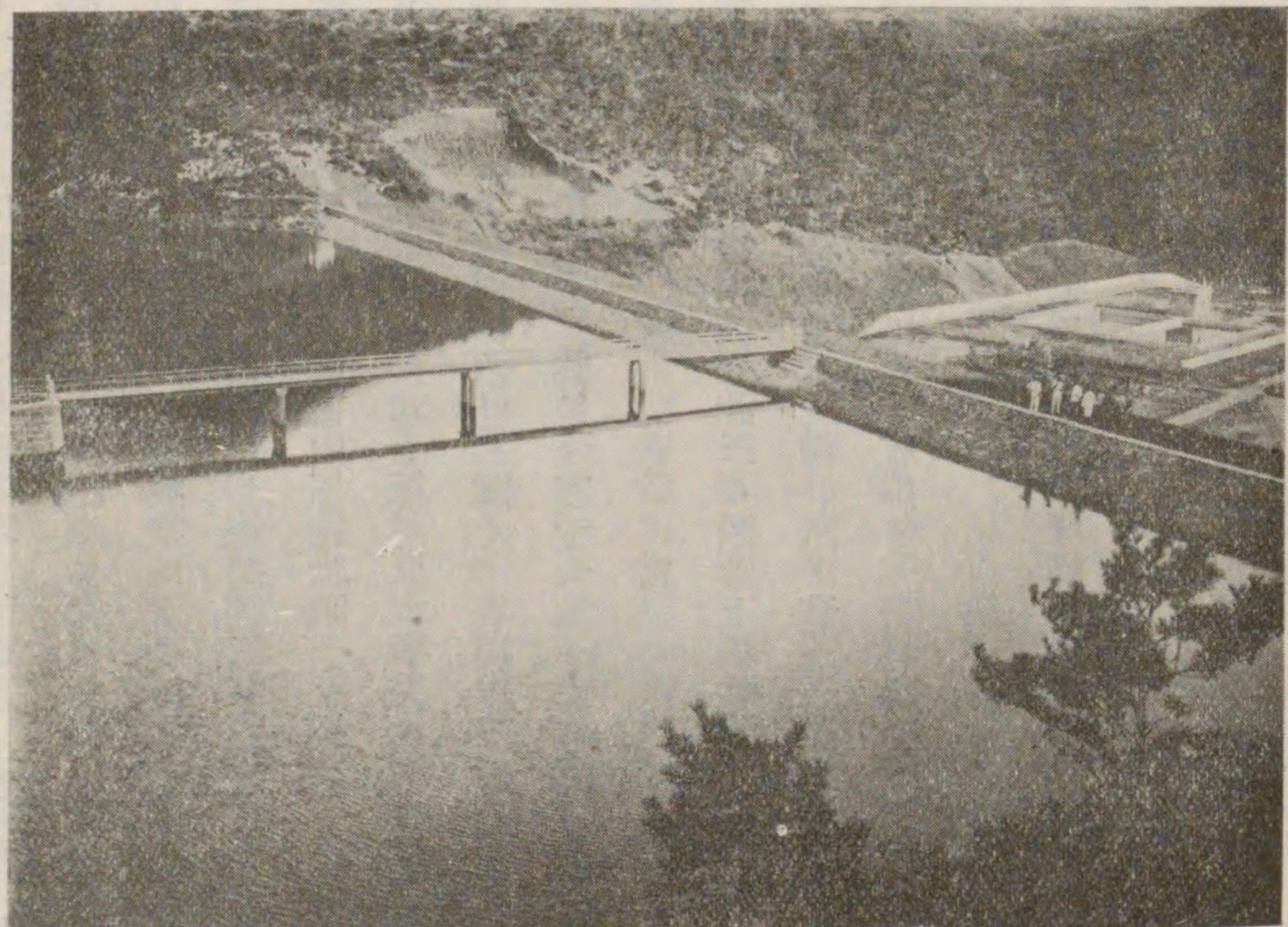
池過濾源水四第

流水口には節制器を取付け濾過速度を調整す。
 送水管は、口徑二百五十耗にして、量水器室を經、鐵管專用道路に依りて中登浦に出で一等道路に合す。道路に沿ふて進むこと一耗三、左折して上里に出で、第一水源所屬送水管と合し、之と併進すること一耗七、干拓地に於て西方に分岐し、鐵道線路を横斷して二老面事務所前一等道路に出で、道路の西側に沿ひ府内大成洞一本松配水池に至る。其の延長一萬七百五十九米、而して兩池水位の差は十五米八十耗なり。途中干瀉地分岐點東方三百米の箇所に於て第一水源所屬送水管直結裝置を施す。又全線中高所には排氣瓣を、低所には吐水瓣を各適當に裝備し、一日千六百七十立方米を送水することを得。
 配水池は、内徑十八米十八耗の圓形にして、池壁の高さ四米三十耗なり。満水面の標高二十八米二十六耗、有效水深三米九十四耗、有效總容積九百三十三立方米なるを以て、人口二萬人に對し凡そ八時間の最大給水に堪へ得べし。池は總て鐵筋凝混土を以て築造され、池内淨水

の循環を滑にし、兼て屋蓋を支持せしむる爲め同心圓の隔壁を設けあり。拱を架して上覆と爲し、覆蓋の外表には厚さ九十一耗の被覆土及張芝を施し、以て日光を遮り溫度の變化をして甚だしかららしむ。尙換氣の用に備ふるため、九個の孔穴を設け、又監視及灑掃の用に便するため内部に一條の通路を鋪けり。池底及周壁にはモルタル及アスファルトを以て止水工を爲し、尙水位を外部より驗する爲め、覆土の上部に水位表示機を備ふ。

配水管は、口徑三百耗を以て配水池より量水器室を通過して一等道路に出で、同地點に於て二百五十耗及百五十耗の二條と爲り、一等道路筋を駢進して昌平町に至り、西部及南部に分岐す。西部に向へる百五十耗管は陽洞、南橋洞の界を北橋洞に至り、南折して百耗と爲り南橋洞、竹洞を經て遂に務安通に達す。南部に向へる二百五十耗管は一等道路を昌平町、大正町と順次通過し、明治町に至りて二百耗と爲り、常盤町、寶町、幸町、榮町、大和町、本町、京町、仲町、錦町、柳町を經て海岸通三丁目に至る。茲に再び縮小されて百五十

（時るたし水満てめ初）源水四第



耗と爲り、海岸通四丁目、櫻町を経て旭町に至るや更に百耗と爲りて温錦洞に達す。途中湖南町、務安通、福山町、港町等に於ては各百耗の支管を派出し、給水の普遍を期せり。以上是等の延長一萬一千百九十六米なり。

第四水源貯水池は、第三水源に隣接して其の北側に在り。流域面積四九・二ヘクタール、堰堤は土築にして高さ十五米、十五糎、堤頂の幅四米五十五糎、長さ百二十七米二十七糎なり。内面は三割法、粗石張りとし外面は二割の勾配にて張芝を施し、中心に粘土の双金を入れ漏水を防止する等既設各水源の例に異ならず。取水塔は内徑五米四十五糎にして切石を用ひて混凝土練築と爲し堰堤まで鐵桁造、幅一米の板橋を架設せり。導水管は口徑二百五十耗、取水塔より堰堤の心部を通じて濾過池に至る。堰堤の要部山際に割石を以て幅五米四十五糎、深さ九十糎の餘水吐を設く。堤頂以下一米五十二糎を満水面とし、此の面積三萬五千二百九十二平方米、海拔六十一米二十三糎に位す。其の下方十一米三十六糎を有効低水面とし、有効貯水量二十萬五千四十二立方米なり。人口二萬人に對し百二十三日間の消費水量に當る。

濾過池は二個あり。各幅十米六十糎、長さ十六米三十六糎の矩形にして、濾過面積合計三百四十七平方米、一日最大濾過能力千六百七十立方米なり。濾過層は砂利厚さ四十五糎、砂厚さ七十六糎、砂面上九十糎の水を湛ふ。池は鐵筋混凝土造にして、池内はシルベスター・モルターを以て止水工を施す。濾過淨水は集合井に入り流出すべく、同時に節制器に依り濾過速度を調節せらる。

送水管は、内徑二百五十耗にして、量水器を通過し、二百六十九米の地點に到りて第三水源所屬送水管に接続す。

四、下水道

1、緒言 都市の下水道が保健、衛生上極めて緊要の施設なるは茲に更めて歎々を要せず。其の研究は近時著しき進歩を遂げ、就中歐米各國に在りては、既に幾多の改良實驗を重ねられ、殆ど理想の域に達せむとせり。其の處理法たる、概

ね各戸より排出せらるる廢水、尿尿等の汚水と雨水とを各別個に處分すべき分離式を採り、汚水は之を路側に埋設したる汚水渠に集め、自然流下に依りて下水處分場に送り、清淨操作を施して、固形物及無害の清水に分ち、固形物は焼却し、清水は之を附近の河海に放流するものなれど、我國に在ては、尿尿は古來貯槽に依る汲取法を採用し、廢水及雨水は之を同一渠内に集むる混合式に従へり。翻つて我木浦に於ける處分法を見るに、日々各戸より排出せらるる汚水は僅かに屋外に誘導するのみ之が完全なる疏通法を講ぜざる結果、汚水は地表を汚染して其の不潔名狀すべからざるものあり。一朝豪雨に際會せむか、下水は忽ち放出口を阻まれて到る所低位に向つて汎濫するの狀態に在り。其の都度府民の生活は脅威せられ、衛生上眞に寒心すべし。茲に於て下水敷設の議起り、昭和二年度下水調査費を計上し、府内全般に涉つて之が調査を遂げ、工費六十萬圓を要する新計畫を樹立したり。而して本計畫は、内最も緊要なるものを選び、工費三十萬圓を投じて第一期工事を遂行するに決し、國庫より十五萬圓、地方費より六萬圓の各補助を受け、不足九萬圓は府債を以てし、昭和五年度以降三ヶ年の繼續事業として實施せらるるに至れり。本工事完成の曉、木浦市街の内容は、一段の改善を見るべし。

2、既設下水渠 既設下水系統は儒達山頂より午砲臺、信號臺を連ねて務安通に達する分水線を以て府内を南北に兩分し、北部の集水面積一〇七ヘクタール、下水渠計五條、延長三千三百米にして、南部は集水面積六四・七ヘクタール、延長千七百米、三條の下水渠あり。然れども大部分は自然の流路にして、下水渠と名付くべきは僅かに隻手を屈するに足るのみ。其の主なるものを擧ぐれば、先づ北部に於て普通學校前より南橋洞の中央を貫き、一等道路に至る幅二米二十糎、深さ一米三十糎の石造開渠延長五百米、及務安郡廳前より公設市場前、竹洞境界を経て一等道路を横斷し、昌平町に至る延長三百三十米の二線あり。後者は上流に於て幅一米五十糎、深さ一米十糎の鐵筋混凝土造函形暗渠を成し、下流に於て幅

一米八十糎、深さ一米三十糎の石造開渠たり。但し道路沿ひの部分は石蓋を架して暗渠と爲す。次に南部に在ては錦町より税關棧橋附近の海中に放流する幅一米十糎、深さ一米四十糎の石造開渠、延長三百七十米及小學校前より女學校横を経て海岸に至る幅一米五十糎、深さ一米二十糎の石造暗渠、延長八百米あり。是等主要線の合計は二千米にして、八線總計五千米の四割に當り、集水面積一ヘクタールに對し十一米六十糎と爲る。下水渠の築造は、市街地の擴張に伴ひ、道路築造と共に施行せられたるものにして、女學校横及税關横のものは民團時代の築造に掛り、南橋洞中央下水は大正十三、四兩年度に於て施工せられ、郡廳前より公設市場に至るものは、昭和元年二月の兩年度に於て築造を見たるものとす。

3. 下水道計畫 衛生上の見地より、就中緊急なるものを選定實施せられむとす。即ち現在の集水總面積一八八・六ヘクタール、之を儒達山頂より分水界に従て南北に分てば、北部は一二五・八ヘクタール、南部は六二・八ヘクタールとなる。依て北部を第一區より第三區に、南部を第四區より第五區に之を區分し、幹線下水渠に依り海中に流出せしむ。下水道の方式は、汚水と雨水とを同一系統の渠に集むる混合式を用ひ、計算上最大雨量を排出するに足るべき斷面積を有せしめ、其の構造は鐵筋混凝土、函形暗渠と爲し、支線の一部斷面小なるものは鐵筋混凝土、圓形暗渠とし、又山腹にあるものは割石を以てせる混凝土練積の開渠とす。

第一區は集水面積三七・八ヘクタールを有し、石造開渠を以て務安郡界を山腹に沿ひ、竹橋里屠獸場前を干拓地に流下す。此の延長一千百米なり。其の構造は花崗割石を用ひ混凝土練築とし、上流溪谷間に於ける呑口は、底幅及深さ共に一米五十糎、兩側法は三分勾配にして、下流吐口は底幅三米三十糎、深さ二米二十糎あり。縱斷勾配は上流部に於て百五十分の一、其の他は總て三百分の一となせり。途中左右兩側より流れ込むべき下水に對しては、夫々注入口を設け、又地形に應じて落差工を施し、水勢を緩和すると共に砂止裝置を施す。尙開渠の兩側は石垣保全上、幅六十糎及一米の犬走り

設け、東側には更に幅三米及一米二十糎の下水沿道路を築造し、一般交通に便すると共に下水渠の浚濬、土砂の運搬其の他の用に備ふ。

第二區集水面積は、既に山岳部に於て上記の開渠に依り三七・八ヘクタールを減少せるが故に六七・二ヘクタールと爲る。幹線下水渠は、幅二米十糎、深さ一米二十糎の函形暗渠を以て、南橋洞中央既設下水渠に接続し、昌平町、大正町を経て幅三米三十糎、深さ一米二十糎と爲り、明治町既設下水渠に接続する延長二百七十米とす。南側支線は公設市場前、既設暗渠に接続する幅一米八十糎、深さ一米の函形暗渠に依り、昌平町幹線下水渠に會せしめ、延長二百四十米あり。北側支線は湖南町公設運動場横より、南して十五米道路を濬り、明治町幹線下水渠に達する延長四百七十米上流幅一米八十糎、深さ九十糎、下流幅二米十糎、深さ一米二十糎の函形暗渠とす。

第三區は集水面積二〇・九ヘクタールを有し、幹線下水渠は、明治町一等道路より驛前下水渠に接続す。幅一米五十糎、深さ七十糎の函形暗渠、延長百五十米なり。北側支線は務安通、竹洞境界より驛前に出で、幹線下水渠に接続す。高位部は内徑七十五糎の圓形暗渠、低位部は幅一米二十糎、深さ七十五糎の函形暗渠にして、此の延長百八十五米なり。南側支線は務安通眞光寺下より常盤町に出で北側支線に會す、内徑九十糎の圓形暗渠にして延長二百米とす。

第四區は集水面積二〇・一ヘクタール、山手町、溫錦洞界より内徑六〇糎の圓形暗渠延長百米を以て大和町に出で、夫より榮町筋を海岸に至る延長七百五十米、上流は幅一米十糎、深さ七十五糎、下流は幅三米六十糎、深さ九十糎の函形暗渠を幹線下水渠と爲す。内徑七十五糎、延長九十米の圓形暗渠、福山町より來りて榮町幹線に注ぐ。

第五區は集水面積一二・二ヘクタールにして、一等道路筋本町より京町、仲町を経て錦町に至り、既設下水渠に接続するものを設く。上流は幅一米二十糎、深さ七十五糎、下流は幅一米八十糎、深さ九十糎、延長二百七十米の函形暗渠とす。

五、都市計畫

一八八

1、緒言 都市の顯著なる發達は、方今世界共通の現象にして、實に二十世紀文化の一反映なり。有らゆる商工業は殆ど都市に向つて集中せられ、通商、貿易及金融の機關、悉く備はらざる無く、互に連絡提携して愈々其の妙用を發揮するものあり、今や都市の經營施設如何は、國運の盛衰に著しき影響を及ぼすに至れり。

我が港市木浦は、明治三十年開港以來一路只發展の趨勢に乗じつゝありしと雖も、將來の大木浦を豫想するとき、固より今日に於て豫め適當なる計畫の立案決定なからざるべからず。或は商業、工業、住宅等の各地域を指定して、一は其の土地の利用を適切ならしめ、一は住民生活の安靜と能率の増進に資し、或は交通施設を完備し、或は非衛生地域を改造すると共に建築物を統一し、或は上下水道の施設系統を一にして之を普及せしめ、或は除穢施設を完全にし、或は社會施設を興し、或は官衙、公館の位置を按配して、其の機能を充分發揮せしむるが如き、永久に公共の安寧を維持し、福利の増進を計る爲め、所謂木浦百年の大計を樹立するの資料として、府は大正五年より昭和元年に逮ぶ既往十一ヶ年、木浦府及隣接面に於ける都市計畫上必要の數字を統計聚集せり。近く都市計畫法規の發布を待ち更に根本的計畫案は作成せられ、文化都市の建設を見るに至らむとす。

2、人口及密度 府は現在人口三萬人に達し、逐年増加の趨勢にあり。大正五年以降十一ヶ年間の増加率は六・五%にして、之を内地諸都市の平均増加率三・二%に比し、二倍以上の發展率を示し、更に郊外の隣接面に至りては、一二・二%と云ふ異數の膨脹率を示しつゝあり。

木浦府内に於ける人口平均密度は、一人當八四・六平方米にして、未だ極めて稀薄なりと雖も、密集地域に於ては、一人當三〇平方米以下の所謂飽和密度に達せるもの數區に及び、今後の膨脹は、主として隣接面に於てせらるべきものと豫

想せらる。

3、工場及其の發展狀況 府内工場の發展狀況を見るに、最近數年間に於て原動力二三・五%、職工六・九%、資本金二一三・三%、生産價額三五%の増加率を示しつゝあり。此の増加率を以て今後を推さんか、隆盛なる工業都市としての將來も亦想像に難からざるなり。然れども現在府内に於ける工場は、是を建築物法より見るに、元來工業地域内に非ざれば存置を許すべからざるものにして尙且つ商業及住宅の地域内に介在し、常に其の近隣に危険と不安を與ふるのみならず、自ら工場能率を阻害しつゝあるもの決して尠らず。是れ實に土地利用の判定を誤りたるものにして、須らく速に商業、工業及住宅の各地域を定めて其の能率を増進せしめ、又同時に市民生活の安全を期すべきなり。

今試に、内地に施行せらるゝ市街地建築物法に依り、制限を受くべき建築物を調査したるに(イ)商業、混合、工業の各地域に非ざれば存置すべからざる建造物三七、(ロ)混合、工業の各地域に非ざれば存置すべからざる建造物九、(ハ)工業區域に非ざれば存置すべからざる建造物二四、(ニ)特別地域内に非ざれば存置すべからざる建造物一あり。蓋し各地域の決定は、早きに於て慎重なる調査を要すべし。地域の決定、港灣計畫等に於て就中考慮せらるべきは其の地に於ける最多風向なるが、四季を通じて北西風最も多き木浦に在て、惡臭及煤煙の甚だしき工場は、斷然南方海岸附近に指定せざるべからず、現海岸通工業地區は、大體に於て適當の地點を選定せられたるものと謂ふべし。

4、交通及運輸 府内に於ける道路は、其の延長三萬三千三百五十五米、此の面積二十一萬三千七百九十五平方米あり。幅員一米より十六米に至る府全面積の九分二厘に當り、未だ一割にだも達せず。従つて將來道路の新設、擴張は、都市計畫上最も重要な施設の一にして、現代都市の理想とする二割乃至三割の標準に到達せしめむとせば、尙多大の努力を要す。殊に竹洞以北に位する市街の道路は、紆餘高低、幅員又狹隘にして殆ど諸車を通ぜず、必ずや早晚改良建設せら

るべきものとす。

一九〇

昭和四年木浦に於ける鐵道旅客數は、乗車人員十八萬六千二百二十五人、降車人員二十一萬五千八百七十八人、合計四十二萬二千三百零三人にして、人口一人に付一四・六人に當り、鐵道貨物噸數は發送四萬三千九百九十六噸、到着九萬四千五百四十四噸、合計十三萬八千五百四十噸にして、人口一人に付五・〇三噸に當れり。

水運に依る貨物は、出荷二十四萬八千六百十五噸、入荷十一萬八千六百〇三噸、合計四十二萬七千二百十八噸にして、人口一人に付一五・五噸に相當す。而して其の多くは米、繰綿、棉實油、海藻等なりとす。

5、衛生及保安 府内の衛生状態を省るに、其の死亡率は人口一千に對し一八・七人にして、之を歐米優良都市に於ける十乃至十五人に對比する時、衛生状態の佳良ならざる多言を要せざるべし。之れが改善策としては、現在の密集生活を擴散し、非衛生地域に區劃整理を行ひ、上水道を増設し、下水道を完備し、多數の小公園を設け、汚物の清掃を充分にし、衛生に關する知識を普及せしめ、傳染病に對する自覺を促す等、幾多適法の施設を行ひ、以て此の嫌忌すべき非衛生状態より府民を救済せざるべからざるなり。因に傳染病死亡率は、人口十萬に對し六十六人にして、呼吸器病死亡率は同じく八十四人なり。

府内水道普及の状態は、昭和四年度給水戸數内地人千四百十二戸、朝鮮人千七百七十六戸、外國人六十二戸、合計三千二百五十戸にして、總戸數五千五百十四戸の約六割は上水使用者と謂ふべく、一日の給水總量は、最大千二百〇五立方米、最小六百十五立方米にして、給水人口一人當り一ヶ年最大五十五立方米、最小十四立方米、平均三十二立方米を配水せり。

下水道は、儒達山脚に依りて北部及南部の兩系統に分たれ、流集面積合せて一七一・七ヘクタールあり。從來不完全な

る僅々七條の下水溝其の延長五千米に依りて排水の用を便じたりしも、其の大部分は自然の流路に止まり、出水毎に氾濫を重ね、其の被害甚だしきのみならず、其の都度下水は停滯し、衛生上放任し得ざる状態なるを以て、既記の如く工費三十萬圓にて、昭和五年度より工事に着手し、昭和七年度を以て竣功の豫定なり。

府内に於ける汚物處分は府の直營を以てし、總經費一萬一千四百九十二圓を費す。人口一人當り一ヶ年、尿尿九十七リットル、塵埃百十四疋を收去す。屎尿は之を賣却し、塵埃は湖南町溜池附近に運搬投棄して、之が埋立に充當しつゝあり。汚物處分費は人口一人當り收入十一錢、支出四十三錢、差引支出三十二錢に當る。

木浦府の屠場に於て處理せらるゝものは、牛及豚を主とし、人口千人に付一ヶ年八十四頭の割合にして、平壤、京城には及ばざるも大邱の八十八頭に稍々匹敵し、釜山の四十九頭は遠く之を凌駕せり。

避病院の收容定員は三十二人にして、一ヶ年入院患者平均三十三人、入院者一人當り入院日數十六日、人口千人に付入院患者數一・六人なり。

墓地は二老面山亭里及竹橋里の二箇所在り。面積一二・五ヘクタールを有し、人口一人當り四・六平方米、之を使用者別に同じく一人當り内地人二・六平方米、朝鮮人六・六平方米とす。

火葬場の使用狀況は、一ヶ年内内地人百十五人、朝鮮人四十三人、合計百五十八人。人口千人に對する使用者數内地人十六人、朝鮮人二人、平均六人にして漸次増加の趨勢を示す。

公園は、松島神社を中心とする通稱松島公園一箇所にして、其の面積一・五ヘクタール、府面積の〇・六%、市民一人當り公園面積〇・五平方米とす。

火災損害は、一ヶ年一人當り八圓十一錢にして、市街地建築物に制限を加へ、防火地區を設定するの要あり。

6、公館及建築 府内に於ける官公衙及公共的建築物は、面積二萬七千七百二十六平方米に達し、府全面積の約一割を占む。府内に於ける社會施設の主なるものは、學校、病院の外、圖書館、公設運動場、公會堂、共同荷揚場、公設市場、公益質屋、渡船等なり。

活動寫眞館及劇場各一箇所あり。一ヶ年の興行延日數四百五十日、入場延人員七萬二千五百人、此の人口一人當二・七人の割合となる。

7、財政及經濟 府の歳入は、昭和四年度に於て二十四萬八百二十二圓、歳出二十一萬三千六百七十三圓、人口一人に付歳入九圓〇二錢、歳出七圓七十六錢なり。負債は第二期及第三期水道擴張費、病院増築費、水道計量器取付及堰堤増築費等を主なるものとし、大正六年乃至昭和五年の間に於て償還せらるべき總金額九萬八百圓あり。又昭和四年度木浦府公課負擔額は、内地人一人當二十四圓〇八錢、朝鮮人一人當一圓五十錢、外國人一人當十五圓九十八錢、平均七圓六十三錢とす。

木浦府の財産は、昭和四年末現在、四十一萬千七百圓にして、其の主なるものは、土地二十八萬二千圓、建物十一萬四千六百三十九圓、船舶六千三十九圓なり。

最近府内に於ける土地賣買價額は、中等地一平方米につき田十五錢、畝十三錢、垓六圓、借地料は中等地に於て年額田七錢、畝七錢、垓一圓六十錢とす。

金融狀況を見るに、昭和元年度預金高三千九百四十四萬一千四百八十四圓、貸出高一億四百六十九萬二千四百四十九圓、爲替高一億六千二百六萬七千六百十五圓にして、人口一人に付、預金高千四百三十三圓、貸出高三千八百五圓、爲替高五千八百五十九圓なり。

第四 府の財政

一、總 說

由來地方の發展は、土地自然の形勢に基くところ多しとするも、又常に住民不斷の建設的努力に正比例するや疑なく、之を換言するに、人爲たる施設費増加が、都市文化及經濟の發達に伴ふは、動かすべからざる必然の事實なりとす。

我が木浦府が、開港三十餘年後の今日、儒達山一帯の丘陵及木浦臺（舊木浦鎮）、松島等の一部に漸く原狀を留め、其の他に於ては殆ど全く往昔の觀なき迄に、著しき港灣都市的發達を遂げたるは、實に木浦港本來の自然地理的優位と、他面若干政府の補助とを除けば悉く之れ府自體の積極的施設に基くとせざるべからず。然り府當局施設の如何は、懸て木浦の消長に關し、其の施設の物質的原動力を鹽梅するもの即ち府の財政に外ならず。

以下府の財政を述べんとするに當り、順序上先づ筆を、府の現狀に到達せる變遷推移の跡に運ばざるを得ず。只其の詳細は已に沿革の條に敘述せり、依て茲には則ち大要を記するに止めむ。顧みるに、木浦は明治三十年十月一日の開港にして、同年二月六日早くも日本帝國領事館の正式開廳あり。翌三十一年二月十七日在留日本居留民相謀りて世話掛を設く、之を公共團體たる現木浦府の濫觴とも謂ふべし。他方各國居留民は少しく後れて同年四月一日木浦各國居留地會を組織せり。同年九月一日世話掛を改めて日本居留民會を設置したり。同三十五年三月二十四日領事は、領事館令を以て新に日本居留民規則を定め、曩きの居留民會に於ける制度上の不備、運用上の缺陷を救濟改善したり。同三十九年八月十五日我政府は、清韓兩國に於ける我居留民團體に對し居留民團法を施行したるを以て、同時に木浦居留民會消滅し、木浦居留民團となりて更生し、茲に日本在留民の自治機關は、法人の資格を備ふるに至り、爾來公法を以て居留民に納税（舊居留民會又所時代には税金と云は）を強制し、公共事業の遂行に當り大に新局面を打開することを得頗る適切好都合と爲れり。同年二

月一日統監府開廳の結果領事館は撤廢されて理事廳となり、同四十三年八月二十九日、日韓兩國合併に依り、同年九月三十日理事廳を閉ぢ、朝鮮總督府の所屬地方官廳たる木浦府を置き、帝國政府の完全なる施政は、正に此の日を以て始まり。

其の間自治團體たる居留民團は、開港以來居留地の發展に伴ひて其の事業は累次膨大し、神社、教育、衛生、水道、消防等各種の事業を施設經營し、府の發展に努め來れり。然るに大正三年四月一日府制施行さるゝに及び、府は新に府制に因りて定められたる、公法人としての府及從來居留民團所屬の事業並に其の財産（但し教育に關する事業及之に關する財産、収入は學校組合之を繼承せり）を管掌することとなり、居留民團茲に消滅せり。爾來公法人としての府の事務は、木浦府廳内に於て朝鮮總督府々尹に依り料理せられ、所謂府政は同一廳舍内に在て官吏及府の職員相提携、之れに當り以て今日に及べるものとす。今より此の間に於ける財政の推移を、1世話掛時代の財政、2居留民會時代の財政、3居留民團時代の財政の區分に從つて概述するところあらむとす。

二、經過

1、世話掛時代の財政 明治三十一年二月十七日、初めて世話掛を設置したる時代は、單に申合せに依る一の交渉團體に過ぎざりしを以て、其の諸經費の如きも、當今より考ふれば漸く一戸瘠世帯の夫れに異ならず、極めて貧弱なりしが、試みに茲に摘録すれば左の如し。

世話掛設置の翌月たる三月分の收支

收入		支出	
内	入	内	出
戸別割 (八十三戸分)	八一・二五〇	糞尿塵芥掃除費	七一・九六五
衛生費	二九・〇五〇	書記給料	
寄附金	二四・九〇〇	小使給料	
寄附金は收入不足を補ふ爲に主立ちたる有志者より毎月一定の金額を醸出したるものなり。	一四・二五〇	筆紙墨薪炭油代	
井戸掘請負保證金	一二・九五〇	雜費	
		麻耶經歡迎費	
		足額遊谷龍郎氏	
		より借入分償却	
差引殘金	九圓十八錢五厘		

爾後人口の増加に伴ふ自然の増収に依り月々若干宛の膨脹を示したりと雖も世話掛制度下に於ける最後の月（同年九月一日を以て日本居留民會成立）たる八月分の決算を見れば收入金一百二十九圓九十五錢（内十五圓四十五錢の未徵收金を含む）支出金一百三十一圓四十五錢差引不足一圓五十錢也、之に對して前月末の繰越金一百二十四圓四十八錢五厘再差引殘金一百二十二圓九十八錢五厘とあるに徴するも略々當時の財政状態を察知し得べし。此の故に同年春季共同井戸の掘鑿に當りても其の財源無く而かも臨時別途の賦課を爲すに忍びざりしかば金二百圓の居留民債を起し、總て收入増加の時に及んで償却せむとするの議を決し乃ち居留民中の有力者十名が好意的に金二十圓宛の無利息公債に應じて當座を間に合はせたることあり。又六月隔離病舎設備の要あるや「借用證、一金二百圓也、右の金額借用仕候處確實也、返済の儀は毎月日本居留民公費取立の内より、金二十圓宛十ヶ月賦として返済可仕候爲念證書差入候也。明治三十一年六月二十九日、日本居留民世話掛長荒井徳一、居留地會々頭久水三郎殿なる一札を入れて各國居留地會より貸付を受けたる等のことあり。

斯の如き微々たる財政状態の下に於て、百事創業の時代に善處せむことの困難なるや言を俟たず。當事者は爲に遺練に次ぐに遺練を以てし、漸く當面を糊塗したるに過ぎざりしが、九月一日居留民會の成立を告げ、茲に全責務を之に引渡すこと爲れり。

2. 居留民會時代の財政 貧弱なる世話掛の財政を繼承したる居留民會は其の後人口の増加並に交通貿易の發達に伴ひ稍々餘裕を加へ爲に聊か民會内容の充實を圖り又諸般の事業を擴張し得たりと雖も、元來居留民會は國法上公法人たるの資格を具有せざりしを以て民會唯一の財源たる民會公費の徵收上に根本的の弱點を有し、多數の居留民中には此の弱點に乗じて公費の負擔を背ぜざる者なしとせず、完全に經費徵收の目的を達せむは、民會が公法人たらざる限り到底不可能と謂はざるべからず。依て民會に法人の資格を附與せられたしとは、獨り木浦に止まらず、在韓居留民の擧つて政府に希望せし所なりしかども、政府は何等の理由存せしか、當時在韓遲疑して容易に決せず、木浦居留民會は差當り改善の一策として、協議の結果明治三十五年三月二十四日帝國領事の職權を以て、達第二號日本居留民規則の公布を斷行し、同月二十六日より之を實施するに至れり。茲に於て公費賦課方法も改定せられて、從來の戸別課金を撤廢し、所得課金と特別課金との二に分てり。而して所得課金は、營業所得、俸給所得若くは其の他の生業所得に對して賦課し、特別課金は、所得課金を賦課せざる特種の營業者又は稼人に賦課し、其の賦課等級は、調査委員の査定に基き、民會に於て議決するを例とせり。其の等級及課金左の如し。

所得	課金	摘要
特等	五・〇〇〇	料理店
高等	四・〇〇〇	業種
中等	三・〇〇〇	別
低等	二・〇〇〇	課
特等	一・〇〇〇	金
高等	一・〇〇〇	摘要
中等	一・〇〇〇	月額
低等	一・〇〇〇	月額

等級	課金	摘要	業種	別	課	金	摘要
一	二・五〇〇	同	飲食店	一	五〇〇	同	同
二	二・〇〇〇	同	藝妓	二	二・五〇〇	同	同
三	一・六〇〇	同	玉突	三	一・〇〇〇	同	同
四	一・二五〇	同	遊藝稼	四	五〇〇	同	同
五	九〇〇	同	射的場	五	五〇〇	同	同
六	七〇〇	同	興行	六	一・〇〇〇	同	同
七	五〇〇	同		七	一・〇〇〇	同	同
八	四〇〇	同		八	一・〇〇〇	同	同
九	二〇〇	同		九	一・〇〇〇	同	同

斯くして稍々財源の確立を見るに至りたるかの如き觀ありしと雖も漸次増大する經費の徵收上尙其の賦課方法の理想的ならざるを認め、居留民團法將に實施せられむとする明治三十九年に至り日本居留民課金規程なるものを制定實施せり。即ち賦課金を營業及所得の二種とし、營業課金を更に第一種、第二種、第三種に區別し第一種は十二等に、第二種は十一等に、第三種は營業の種目に依り二等乃至六等に細別し、所得課金も亦一定の收入ある者若くは相當の資産ある者十等に區別して徵收する等専ら各方面に互りて其の公平を期せられしが同年七月民團法施行、八月十五日木浦日本居留民團の組織ありて從來の居留民會は存在の資格を失へり。

居留民會經費の累年比較を示せば左の如し。

年次	區分	經常部	臨時部	計	一人當	一戸當
明治三十年	分	—	—	—	—	—
同三十一年	分	—	—	—	—	—

明治三十二年	三、三八九・八八〇	三、三八九・八八〇	三、八八七	一四・七三〇
同 三十三年	四、〇三三・〇三〇	四、〇四九・九〇〇	八、〇八二・九三〇	四・七七〇
同 三十四年	三、八七四・〇〇〇		三、八七四・〇〇〇	四・一三〇
同 三十五年	五、七九一・一〇〇		五、七九一・一〇〇	一五・四三〇
同 三十六年	六、二四六・〇〇〇		六、二四六・〇〇〇	二一・八〇〇
同 三十七年	七、七三八・〇〇〇		七、七三八・〇〇〇	一八・五一一
同 三十八年	五、三八六・〇〇〇		五、三八六・〇〇〇	二三・五二〇
			二・六六五	一五・六七六

3、居留民團時代の財政 明治三十九年八月十五日木浦居留民團設置さるゝや舊居留民會を繼承し、茲て多年の要望達せられて、在留日本人團體は新に法人の資格を有する自治體となり、公共事業の施設及一般財政の運用、特に居留民に對する公費徴收に關し、利便を加へたること曩日の比に非ず。既記日本居留民課金賦課規程は、其の後引續き襲用せられ來りしと雖も、漸次各種事業の擴張に伴ふ經費の増大と共に再び徴收上不備の點を免れざるに至りしを以て、主として其の缺點を更正し併せて賦課の公平と普遍とを期し、尙徴收上の利便を圖らむが爲め明治四十二年三月十日新に木浦居留民團稅賦課徴收規則を制定し監督官廳の認可を得て同年四月以來之を實施せり。次いで大正二年四月一日必須の事情に基く二三の部分に修正を加へて其の適應性を切實にし以て大正三年四月一日木浦府設置の時に及べり。

- 此の期間に於ける稅種、等級及要目を摘記すれば左の如し。
- 營業稅 自一等 (年額三百圓以内) ……至十五等 (年額三圓以内)
 - 戶別稅 自一等 (年額百圓以内) ……至十二等 (年額一圓五十錢以内)
 - 雜種稅 種目を料理店外十七種に別つ。
 - 年稅 最高二百圓 (料理店) ……最低一圓 (人力車)

月	稅	最高 五圓 (藝妓) ……最低五十錢 (仲居)
日	稅	最高 三圓 (興行) ……最低二十錢 (遊藝稼人)

家屋稅 稅率 家屋評價額百分の一

備考

イ、年稅は四期に區別して徴收す。

ロ、各稅等級、賦課額及家屋評價額は毎年居留民會に於て議定す。

此の他居留地外民團區域内に在る土地の中宅地に對する課稅の爲、明治四十五年土地稅賦課徴收規則を制定し同年四月より實施して居留民團廢止の時迄存續せり、其の等級別一坪當年稅額は左の如し。

一等地	金十錢	二等地	金八錢
三等地	金六錢	四等地	金四錢
五等地	金二錢	六等地	金一錢

如上稅收入に就きては、常に意を用ひて連脱、不公平無からむことを期すると共に、傍ら其の増徴を圖り、夫々各種公共事業の施設に充當しつゝありしが、同年十月民團立病院建築の議起り、之を執行せむとするも民團の經常收入を以てしては、到底實現不可能なる状態にありたるを以て、遂に其の財源を起債に依りて求むべしと爲し、同年十月五日木浦輸出商組合より金六千五百圓を借入れ、病院敷地買入及其の埋築、建物新築に充て、以て當時に在りては先づ完全なる病院設備を爲し得たり。

本居留民團の財政は、各施設事業の遞増と共に、累次膨脹し優に居留民會時代の總經費に倍加するの狀態を呈し、外形上

木浦の面目も亦頓に更新され來りしが、茲に木浦居留地に於て、開港以來の重大問題たる、飲料水供給の一事に至りては尙依然として解決を見ず。之が缺乏に基因する港民日常の脅威は勿論、當港に出入する艦船にとりても、毎時多大の痛痒を感じたり。況んや將來勃興すべき各種工業との關係を豫想するに及んで、大なる憂慮なき能はず。必ずや當港發展の前途に阻碍と爲ること尠少に非ざるなり。乃ち明治四十年統監府指導の下に、天水瀝溜式水道の設計を確立し、各國居留地會の事業として之が準備を進め、越へて翌四十一年、居留地會補助の下に居留民團の經營に移され、久しき間の難問題たりし給水施設事業は茲に漸く解決せられむとせり。然るに偶々財界不況の影響を受け、既定計畫の遂行上尠からざる困難を感じたるも、藤原統監府書記官、中大路理事廳理事官、高根民長及居留民會議員諸氏其他官民の熱烈なる協力後援に依り漢湖農行銀行との間に十二萬圓の借款を成立せしめ、同時に時の韓國政府より三萬圓の無利子貸下金を得て之を資金に充て同年十一月起工、翌々四十三年五月竣工、茲に飲料水問題解決して木浦港民十餘年來の渴望を醫し港勢發展上一大曙光を投ずるに至れり。其の工費は合計十五萬四千六百五十二圓四十錢にして支出財源は前記民團起債の漢湖農工銀行借入金十二萬圓、舊韓國政府貸下金三萬圓の外、木浦居留地會補助金三千圓及民團雜收入金一千六百五十二圓四十錢を以て之に充當したるものなり。更に明治四十四年豫備貯水池の増設及配水管延長の必要を生じ再び漢湖農工銀行より民團借金二萬一千圓を借入れ給水の完璧を期したり。

是等水道施設に依り民團の財政は既に多岐複雑となりたるが、其の收支及負債償還等は一般會計より分離するを妥當の策なりとなし、明治四十一年十二月十二日木浦居留民團規則第七號を以て、木浦水道特別會計規則を定め、本水道事業に關する負債の償還を結了する迄存續せしむることゝ爲れり。

亞いで明治四十五年、小學校改築の議決せしが、其の財源も亦當時の財政を以てしては起債の外無く、大正元年十月一

日東洋殖産株式會社より、金三萬五千圓の借款を爲し、根本的改築を遂げて現校舍の本館を建築し、小學校教育實施上大に其の局面を展開したり。然れども居留民團末期に於ける居留民戸口の増加及諸工場を増設、出入艦船の頻數等は、實に著しきものあり。曩に計畫或は實施せし諸般の事業設備は、概ね小規模に失して既に當面の要求を滿すに足らず。然るに會て上水道の創設、小學校の大改築等を経て、民團財政は今や窮乏其の極に達し、之れが財政立て直しに就きては、當路者率ゐて最善を策し、或は民團税の改正を行ひ、或は手数料徴收條例の新制に依り、辛うじて彌縫し來りしと雖も、時運の趨勢は遂に久しく糊塗するを許さざるものあるに至れり。

明治四十三年大英斷を以て敷設したる上水道は、未だ數年ならざるに早くも甚だしき不足を告げ、例へ給水制限其他の方法に依るも、現狀を以てしては到底目前の需要に應ずること能はず。發展の過渡期に在る木浦港に取りては、一日も等閑に附すべからざる問題にして、眞個喫緊の重要事なりと雖も、奈何せん打續ける財政の窘窮は、前例を踏襲して再び起債するの已むなきに至り、大正二年一月三十一日民團債一萬七千五百圓也の起債認可を得て第二、第三貯水池の擴張、新設を爲し、翌三年三月三十一日更に一萬圓の民團債を起して給水設備を補ひ、居留民初めて愁眉を開けり。

此の他教育、衛生等の各事業も悉く膨脹し民團の財政は年々多岐多難を加へしが、大正三年四月一日府制施行と同時に、居留民團の實體は新設木浦府及木浦學校組合に依て繼承せられ其の名稱を失ふに至れり。

斯の如く民團時代は現在に於ける府の基礎的施設の時代なりしと謂ふべく、諸經費の増大せしこと昔日の比に非ず、其の歳入出決算額の累年比較を示せば左の如し。

居留民團歲入出累年比較表 (決算に依る右側數字は一般會計、左側數字は水道特別會計)

年次	入		出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
明治三十九年	一三、五七五・八〇	二七、四六・九五〇	九、三三六・八〇	一五、〇〇九・六六〇
同 四十年	一五、四〇八・六五〇	五、七五〇・七九〇	一三、五四九・一〇〇	六、五〇一・〇五〇
同 四十一年	一七、三〇〇・六七〇	一、〇七三・二九〇	一四、八四五・六六〇	一、九五九・七七〇
同 四十二年	三二、〇〇五・四二〇	—	二〇、一七九・四二〇	—
同 四十三年	二〇、八五七・七七〇	四、七四九・一一〇	一六、一七八・一九〇	七、〇三五・五七〇
同 四十四年	一六、〇五九・一五〇	九、二八四・八七〇	一四、二〇〇・九九〇	—
同 四十五年	三三、八〇六・八八〇	九、二七〇・九〇〇	二〇、七三八・六六〇	—
同 四十六年	二六、七〇〇・五〇〇	九、二九三・六〇〇	一四、〇一九・三三〇	—
同 四十七年	二二、二六七・五〇〇	九、二九三・六〇〇	一四、〇一九・三三〇	—
同 四十八年	三二、一八五・三三〇	五、九一五・一九〇	二八、八六一・二〇〇	—
同 四十九年	一四、五七六・六二〇	三、七四一・七五〇	一四、三三三・七〇〇	—
同 五十年	三六、〇八九・四五〇	三、五五九・三三〇	三三、五五九・三三〇	—
同 五十二年	八、九五三・〇〇〇	五、八七九・九五〇	六、一七三・二九五	—

1、府制施行後の財政 大正三年四月一日府制施行と共に、舊居留民團は其の總てを新設木浦府及木浦學校組合に繼承されたること前述の如し。此の新設木浦府は、民團の事業中教育事業を除くの外凡て之を繼承し(教育事業は木浦學校組合擔當す)同時に各國居留地會及舊府内面の事務の殆ど全部を包含したり。而して當時新設木浦府の繼承したる資産及負債左の如し。

(一) 財産
イ、居留民團より引継ぎたるもの

- 土地 價格金二萬四千九百十九圓三十錢八厘
- 建築物 同 金一萬六千二百二十一圓七十錢也
- 工作物 同 金十九萬五千九百八十八圓六十三錢八厘
- 現金 金三萬三千二百五十四圓五十二錢八厘

右現金内譯
 金一萬三千二百十八圓四十三錢也 一般會計打切決算殘金
 金一萬九千八百三十五圓八十九錢八厘 特別會計打切決算殘金
 金二百圓二十錢也 歲入出外現金

- 土地 價格金四千四百八十三圓也
- 建築物 同 金九百六十圓也
- 雜品 同 金四百五十五圓五十三錢也
- 午砲に關するもの一切 同 金二百四十三圓六十錢也
- 街燈一切 同 金五百六十九圓八十六錢也
- 現金 金一千二十四圓九十錢也
- 右の外に現金 金七百七十五圓也

但し國庫よりの特別慰勞金にして收入未濟のもの

以上居留民團の教育事業並に教育に關する財産を除きたる全部及各國居留地會及府内面の大部分に互る行政事務一切を繼承して以來、各種事業は府の發展と共に増大し、愈々港灣都市としての活動期に入りたる感あり。茲に府制施行に依り舊居留民團時代の居留民團稅賦課徵收規則は之を廢止し、府制施行規則第三條に基き、大正三年七月二十日府稅賦課徵收條例を制定實施し、府稅徵收の體系新に樹立せられたり。

今其の概要を摘録すれば左の如し。

市街地稅附加稅
家屋稅附加稅

特別稅

要項

市街地稅附加稅及家屋稅附加稅の賦課率は毎年度豫算を以て定め、其の賦課徵收は年額の二分の一宛を本稅と同時に收納せり。特別稅は分ちて左の三種とす。

- 一、戶別稅
- 二、營業稅
- 三、雜種稅

戶別稅は府内に住所を有し獨立の生計を營む者に賦課し、營業稅は商工業者及其の他の營業者に賦課するものにし

て、其の收益を課稅の基礎と者し、雜種稅は年稅、月稅、日稅に別ち營業又は物件に課稅せり。

右は大正三年七月二十日公布以後、大正四年六月二日及同五年五月十七日の兩度に互り、課率及賦課標準等に若干の改正を爲したる以來、大正十一年五月改正に至る間のものにして、稅目其他大體に於て大正三年七月二十日施行當時に比し、多くの相違を認めず。

此の外、手数料徵收條例(大正三年七月二十日公布)、屠場使用料條例(大正三年八月七日公布)、墓地及火葬場使用料條例(大正四年六月十七日公布)、牛皮乾燥場使用料條例(大正六年三月十五日公布)等を漸次施行して稅外收入の増加を圖り、以て財源の充實に努むる一方、府基本財産蓄積及管理條例(大正五年四月十二日)以下墓地管理資金積立、濟生資金積立、消防組資金積立等に關する各規程(各大正四年四月九日公布)を設けて恒有財産の蓄積を期し、府財政の基礎安定に資する所ありたり。

大正七年六月二十五日木浦府特別營業稅賦課徵收條例を公布して新稅源を求む。本條例は南滿洲鐵道株式會社が、政府の委託に依り朝鮮に於ける國有鐵道及其の附帶業務を處理する爲め、府内に營業所を設けて營業を爲すに當り、該委託業務の經營より生ずる所得に對し賦課したるものなりしが、大正十四年廢止に至る迄僅かに總收入金七百二十七圓九十二錢ありたるのみにして、稅收入に格別の効果を認められずして終れり。

大正九年四月一日公會堂使用條例を公布し稅外收入に更に一項の財源を加へ、翌十年九月七日所得稅附加稅條例を制定實施して稅收入を増し、大正三年度以降適用し來れる府稅賦課徵收條例は十一年三月末日限り廢止し、新に府稅條例(大正十一年五月二十六日公布)、木浦戶別稅條例(大正十一年六月六日公布)を公布し從來特別稅なりし戶別稅を分離して賦課の公平と普遍とを期せり。府稅條例に於ては特別稅の種目中より戶別稅を除き、營業稅は營業種目を物品販賣業以下二

十八業態に分ち、其の課税標準は収益を改めて各業態により賣上金額、保険料金額、収入金額、請負金額、報酬金額に一定の課率を乗じて生ずる額を賦課し其の外雜種税にも二三の改正を加へ稍々面目を更めたりしが大正十三年二月二十六日再び若干の改正を行ひ（車輛税附加税の添加其の他にも多少の變更あり）昭和二年中廢止に至る迄本條例に率由したり。

尙一般の公益を圖ると共に他方若干なりとも府歳入の資に充てむと爲し新に木浦府隔離病舎使用條例（大正十四年二月十五日公布）、渡船使用料條例（昭和三年四月一日公布）、共同荷揚場使用條例（昭和三年十月一日公布）を公布し、府税に在りては昭和二年五月二十八日戸別税條例を改正、同年七月六日新に特別所得條例を制定し、同年七月十五日府税條例を改正して各現在に及べり。斯の如くにして府税の體系は略々整ひ、財源亦相當に確保せられつゝありと雖も、時運の進歩は、府財源の根幹たる府税の擴充に就き、更に一般の考慮を要求しつゝあり。

一方、府新設以來の諸事業は、上來屢々述べし所の如く、擴張に次ぐに擴張を以てし、先に民團債を起して水道擴張工事に着手する所ありしが、府新設當時は既に記せし如く、起債認可額十一萬五千圓の内、二萬三千圓の借入ありたるのみなりしを以て、大正三、四、五年の三ヶ年に互りて、殘餘九萬四千五百圓を借入れ、大正三年三月起工、同五年十月總工費二十三萬五千圓を費して之を竣成し、給水問題は一旦解決を見たるが（水道特別會計は大正八年度に於て府一般會計へ併合す）大正十二年に至り、水道計量器取付及第三水源堰堤増築の必要起り、株式會社殖産銀行より金一萬圓を起債し、當面の急に應じたり。然れども進みて止まざる府勢の膨脹は、爾來幾年ならずして又もや人口の増加、諸工場の増設、出入艦船の輻輳等に因り、三度給水の不足を訴ふるに至り、從來の貯水池及給水設備を以てしては、如何ともする能はず、商港木浦の發展開發上、根本的の支障なりとして給水設備の擴張を渴望する輿論、府民の間に喧囂として沸騰せり。然しながら時の府財政は、從來と同様府税其の他の収入に依りて、到底之を實行すべからざる状態なりしが故に、一時頓挫の

已むなきに至らむとする有様なりしも、本問題の性質上、須臾も等閑に附すべからざる府民日夕の緊急事項なるに省み、打續く起債によりての府財政の困難は、其の工費の大部分を、補助に仰いで緩和を圖り、其の不足額のみ府債を起して充當するの策を樹て、夫々申請中なりしところ、幸にして上局の容るゝ所となり、總督府より四萬五千圓、地方費より四萬五千圓の補助を得、不足額四萬五千圓は大正十五年十二月二十五日殖産銀行より起債し、而して第四水源を新設するの運と爲れり。昭和二年一月二十三日起工、同三年三月三十一日總工費十三萬四千八百二十一錢を費して竣工したり。然るに第三水源一本松配水池間に於ける鐵管は、其の内徑狹少にして、送水能力折角擴張工事の結果に順應して所期の目的を達成するに足らざるものありしかば、昭和三年續いて送水管敷設替を計畫し、適度の配水能力に達せしめんが爲め、昭和三年九月十一日再び其の財源を補助に仰ぎ、總豫算十二萬圓（内總督府補助金四萬六千圓、地方費補助金一萬圓、新規府債六萬四千圓）を以て總長二萬三千三百三十八米中、一萬五千四百九十八米の鐵管敷設替に着手し、昭和四年三月三十一日竣工せり。殘工事七千八百四十米の敷設替は、昭和四年度に互り繼續實施中にして、年度内完成の上は、府民は暫らく本問題に就ての苦患より遠かることを得べきなり。

又昭和三十九年起債六千五百圓を以て建築せられたる木浦病院は、爾來次第に狹隘を感じ、嘗に來院患者の増加に止まらず、朝鮮人一般民度の向上に連れ、患者の慾求に應じて充分なる治療を施さむが爲めには、甚だしく設備の足らざるを憂ふるに至り、大正十五年九月二十三日府債一萬六千五百圓を起して（殖産銀行より借入）病院、病室の増改築を行ひ、昭和二年七月竣工せり。茲に於て患者の收容力を増大したる上、幾多の新設備を加へ、其の規模稍々整ふを得たり。

此の外、學校費及學校組合へ年次各若干の補助を爲し、土木、市街地整理等に幾多の出費あり。現在の木浦は稍々都市の體容を備ふるに至りしと雖も、其の原動力たる府の財政は常に窮乏を訴へ、毎年國庫及地方費の補助金等に依り、僅か

に之を補填し來れる状態にして、巨費を要する上水道、病院造築等の經營の如きに至りては、其の都度起債等に依りて彌縫し、以て今日木浦をして時流に隨伴せしめたるに止まれり。故に府財政の内容に至つては、未だ鞏固且つ平衡を得たりとすべからず。將來近邑合併、大木浦建設の曉を豫想するとき、轉た前途の多難なるを思はずんばあらず。

府には府吏員の外、國及地方費に所屬する若干の官公吏在り。殊に財務行政に就ては、是等の職員合體して國稅及地方稅の賦課徵收並に府の財務行政に當ること既記の如し。諸稅の體系漸次整ふに連れ、其の賦課徵收亦從つて煩雜と爲り、府に於ける財務事務は年一年繁劇を加へ來れり。一方府民の負擔は、國稅、地方稅の増徴、府財政の膨脹に伴つて徵收次第に困難を告ぐるに至りしが、多年幾多の難關を突破して、鍛鍊を経たる効果と、府民の賞讃すべき努力とに依り、市況漸次殷盛を呈し、一家の私經濟亦頓に向上せり。而して府民の納稅に對する自覺心の萌芽は、徵收成績をして漸次好轉せしめつゝあり。

2 現在の財政状態

現在に於ける府の財政状態を左の區分に依り説明せむとす。

- (一) 公課
- (二) 使用料及手数料
- (三) 府債
- (四) 財産
- (五) 其の他一般
- (一) 公課 (府稅) 昭和三年十二月末現在
- イ、稅種

- 一、市街地稅附加稅
 - 二、營業稅附加稅
 - 三、所得稅附加稅
 - 四、地方稅家屋稅附加稅
 - 五、地方稅車輛稅附加稅
 - 六、特別營業稅
 - 七、雜種稅
 - 八、戶別稅
 - 九、特別所得稅
 - ロ、賦課率
- 昭和二年七月十五日改正公布の府稅條例に依るもの
- 昭和二年五月二十八日改正公布の戶別稅條例に依るもの
- 昭和二年七月六日公布の特別營業稅條例に依るもの

○附加稅の課率は毎年度豫算を以て之を定む。

○特別營業稅は營業稅の賦課を受けざる營業者に對し賦課するものにして、其の業態は物品販賣業以下三十一に區分され課稅標準は賣上金額、資本金額、預金額、社債及借入金額、保險金額、無盡掛金額、收入金額、報酬金額に各定率を以て賦課す。其の最高率は金錢貸付業收入金額に對する千分の十、最低率は銀行業社債及借入金額の萬分の一にして、大體に於て營業稅令に準據したるものなれば同令の定むる所と大差なし。但し營業稅令に於て全然課稅外に置きたる特種業態に對し賦課したるものを特記すれば左の如し。

代書業、測量業、湯屋業、理髮業、不動産貸付業、藝妓置屋業、貸座敷業、

○戸別税は年税にして獨立の生計を営む者に對し資力を標準として賦課するものにして、戸別税總額は當該年度に於ける府税豫算總額の百分の四十五以内に於て毎年豫算により之を定む。其の課率及等級は毎年府協議會に諮問して決定す。昭和二年度の賦課率及等級は一等（年額一千三百十四圓六十錢）最低四十一等（年額四十六錢）に定めて實施せられたり。

○特別所得税は、府内に資産又は營業所を有する法人にして、朝鮮所得税令第二條但書の規定に依り所得税の賦課を受けざるもの、即ち所得税法施行地（内地）、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人、換言すれば朝鮮所得税令によりて課税し得ざる法人（但し課税すべき所得なくして非課税となる法人を含まず）に對し、府内の資産又は營業より生ずる所得に付き賦課するものにして、其の課率は法人の本店又は主たる事務所所在地に於て賦課を受けたる所得税額を、各資産の所在地別又は營業所の所在地別所得額の和に對する府内に於ける所得額の割合により按分算出したる金額の百分の十四以内とし、毎年度豫算を以て定む。

○雜種税は年税、月税及日税の三種とし、左に掲ぐる種目に付左の税額に依り船舶又は電柱に付ては所有者、犬に付ては飼養者、藝妓娼妓に付ては稼業者、興行に付ては經營者に對し各之を賦課す。但し藝妓、娼妓にして抱主あるものは抱主に對し賦課す。

(1) 年 税

船 船

木浦府を船籍港又は定繋場とする船舶、但し魚船を除く。

イ、總噸數十噸又は積石數百石以上にして、發動機又は蒸汽機關を備へざる船舶一艘に付金五圓。

ロ、總噸數十噸又は積石數百石以上にして、發動機又は蒸汽機關を備ふる船舶一艘に付金十五圓。

電 柱 一本に付 金二圓
 犬 一頭に付 金二圓

(2) 月 税
 藝妓、娼妓 一人ニ付 金四圓

一 等 同 金三圓
 二 等 同 金二圓五十錢
 三 等 同 金二圓
 四 等 同 金一圓五十錢
 五 等 同 同

(3) 日 税 同 同

興 行 木戸及場代の最高額七分分、但し活動常設館に在りては日税額一圓五十錢。府税賦課徴收、負擔等の狀況を示せば左記各表の通り。

一、府稅累年比較表(其の一)

(各出納閉鎖期末現在調定額)

年 度	市街地稅附加稅		營業稅附加稅		所得稅附加稅		家屋稅附加稅		車輛稅附加稅		特別營業稅	
	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員
大正三年度	五、〇六三・三七〇	三四〇					三、二五三・四八〇	一、三三〇				
同四年度	五、〇五五・一一〇	五五					三、四八九・九〇〇	一、二二六				
同五年度	五、〇九六・〇九〇	五五二					三、五四四・二五〇	一、四〇〇				
同六年度	五、〇三二・三三〇	五九九					三、五九一・〇〇〇	九七五				
同七年度	五、〇三〇・四八〇	六七五					三、六六六・四五〇	九六〇				
同八年度	五、〇三八・九〇〇	六八三					三、六九八・三〇〇	一、〇八一				
同九年度	六、〇〇五・七〇〇	七九一					六、九〇八・三〇〇	一、一八二				
同十年度	六、〇四六・八七〇	七九五					七、六六六・七〇〇	一、二五三				
同十一年度	八、二二二・一〇〇	八三七					七、九八四・六〇〇	一、八九六				
同十二年度	八、八八九・二〇〇	八四四					七、九八二・九〇〇	一、七二〇				
同十三年度	八、一五六・八九〇	八四四					八、四四五・四〇〇	一、六四〇				
同十四年度	八、一五九・八〇〇	八九三					七、四九七・八七〇	一、七三二				
同十五年度	八、一七三・〇〇〇	九一九					九、〇〇〇・四〇〇	一、八三三				
昭和元年度	八、二九七・〇〇〇	九四三					一〇、一〇九・八〇〇	一、八五五				
同二年度	八、二七六・三五〇	九六六					九、四五三・〇五〇	二、〇七七				
同三年度	八、二七三・一六〇	九九九					九、四五二・九二〇	二、〇五五				
同四年度							九、四四二・九二〇	二、〇五五				

一、府稅累年比較表(其の二)

(各出納閉鎖期末現在調定額)

年 度	特別所得稅		戶別稅		營業稅		雜種稅		合計	
	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員	稅額 円	人員
大正三年度										
同四年度										
同五年度										
同六年度										
同七年度										
同八年度										
同九年度										
同十年度										
同十一年度										
同十二年度										
同十三年度										
同十四年度										
同十五年度										
昭和元年度										
同二年度										
同三年度										
同四年度										

二、府稅負擔額累年比較表 (總賦課額は出納閉鎖期末現在調定額、總戶口數は十二月末現在)

年 度	總賦課額 円	總戶數 戸	總人口 人	平均負擔額		備 考
				一戸當 円	一人當 円	
大正三年度	二,五三〇・一〇〇	三,三八九	一一,〇一八	六・三五〇	一・七九一	
同 四年度	三〇,三五三・八七〇	三,五〇八	一二,七八二	八・六五三	二・三七四	
同 五年度	二六,七〇九・九五〇	三,五七五	一四,七〇六	七・四七一	一・八一六	
同 六年度	二五,二九〇・二七〇	三,五四二	一四,八九三	七・四〇〇	一・七一九	
同 七年度	二七,三二五・五五〇	三,四四五	一四,七〇四	七・九三九	一・八五七	
同 八年度	三三,〇六六・六六〇	三,五六四	一五,八二三	一〇・四〇〇	二・三四三	
同 九年度	五九,五〇〇・三七〇	三,六九九	一六,七〇六	一六・〇八八	三・五六二	
同 十年度	五八,四二七・八三〇	三,八二二	一七,九四五	一五・二八八	三・三五五	
同 十一年度	六二,三七七・〇〇〇	四,〇三三	二〇,〇〇八	一五・三〇八	三・〇六四	
同 十二年度	六三,七〇〇・三九〇	四,二六九	二二,三三三	一四・九三五	二・八六七	
同 十三年度	七五,四二五・三七〇	四,六〇四	二三,八五四	一六・三六二	三・一六一	
同 十四年度	八一,三六三・九三〇	五,〇四九	二五,七六二	一六・二一八	三・一五九	
同 十五年度	八三,四八七・五九〇	五,五四四	二七,五三一	一五・一四〇	三・〇三三	
昭和元年度	八八,二六四・七六〇	五,九八八	二九,二四二	一四・七四〇	三・〇一八	
同 二年度	八五,三三九・七七〇	六,一九八	二九,八九四	一三・七六八	二・八五六	
同 三年度	八七,六二二・七三〇	六,三三五	二九,九八五	一四・〇五一	二・九二二	
同 四年度						

三、府稅徵收狀況表 (昭和四年度分) (出納閉鎖期末現在)

地稅附加目	調定濟額 円		不納缺損額 円		收入未濟額 円		收入歩合
	前	後	前	後	前	後	
地稅附加目	八,二七三・六〇	八,二七三・六〇					一・〇〇〇

(一) 使用料及手数料

種 別	前	後	前	後	前	後
營業稅附加稅	二四,一〇一・八二〇	二四,〇九九・四九〇	二・三三〇			九九九
所得稅附加稅	二,六三四・九七〇	二,六三四・九七〇				一・〇〇〇
地方稅家屋稅附加稅	九,四三三・九一〇	九,三〇〇・〇〇〇	三七・八〇〇		四四・八三三	九九七
地方稅車輛稅附加稅	三,五八七・五〇〇	三,四九〇・五〇〇	七・〇〇〇		六・〇〇〇	九九三
特別營業稅	六,二六〇・〇〇〇	五,九二〇・九〇〇	八二・七九〇		一三〇・二七〇	九九五
戶別稅	二七,八九五・五五〇	二六,三三三・七〇〇	一一・三九〇		七四五・四四〇	九六八
特別所得稅	三七・九六〇	三七・九六〇				一・〇〇〇
雜種稅	六,二八八・三三〇	六,一八八・三三〇	二五・〇〇〇		五・〇〇〇	九九五

- (1) 手 數 料
- (2) 屠場使用料
- (3) 墓地及火葬場使用料
- (4) 水道使用料
- (5) 牛皮乾燥場使用料
- (6) 公會堂使用料
- (7) 隔離病舍使用料
- (8) 共同荷揚場使用料
- (9) 渡船使用料

(10) 市場使用料 昭和四年度より着手
(11) 督促手數料

(1) 手 數 料

イ、印鑑に關する證明 (大正三年七月二十日公布施行、大正八年一月一日改正、大正十一年十一月三日改正、昭和二年十一月十一日改正現行)

ロ、住居、身分、資産、土地建物公課に關する證明 一件に付 二十錢

ハ、營業に關する證明 同 三十錢

ニ、前各號以外の證明 同 三十錢

ホ、公簿圖書の照合閱覽 同 二十錢

ヘ、公簿圖書の謄本抄本 同 十錢

ト、産穢物の埋却 原本一葉に付二十錢

チ、犬鑑札の再下附 一件に付一等一圓

但し官廳公署の請求に係る場合及兵事に關し請求ありたる場合には之を適用せず。

(2) 屠場使用料 (大正三年八月七日公布施行、大正九年四月一日改正現行)

牛 一頭 金 二圓

馬 同 金 一圓

豚 同 金 六十錢

羊 同 金 參十錢

犬 一頭 金 十五錢

(3) 墓地及火葬場使用料 (大正四年六月十七日公布施行)

イ、墓地使用料

甲 種 一區域(方六尺) 金 二圓

乙 種 同 (方四尺) 金 一圓

ロ、火葬場使用料

十五歳以上 屍體一個 金 一圓

十五歳未満及胎兒 同 一個 金 五十錢

府住民に非ざる者にして墓地及火葬場を使用せむとするときは倍額とす。

(4) 水道使用料 (大正十三年二月一日公布實施、大正十五年四月一日改正現行)

イ、計量の方法に依る使用料

甲、專用給水

一、工事其他一時の給水二十五石迄一圓五十錢、二十五石を超ゆるときは一石迄を増す毎に五錢を加ふ。

二、庭園、噴水、瀧、泉池、其他娛樂用給水一月分五十石迄三圓六十錢、五十石を超ゆるときは一石迄を増す毎に六錢を加ふ。

三、湯屋業給水一月分四百五十石迄六圓、四百五十石を超ゆるときは一石迄を増す毎に一錢一厘を加ふ。

四、湯屋業用給水を除くの外の營業用給水壹ヶ月分七十五石迄三圓、七十五石を超ゆるときは一石迄を増す毎に六錢を加ふ。

三錢二厘を加ふ。

五、前各號以外の給水一ヶ月分三十八石迄一圓八十錢、三十八石を超ゆるときは一石迄を増す毎に三錢八厘を加ふ。

乙、私設共用給水

一、一戸一ヶ月に付二十石迄八十錢、二十石を超ゆるときは一石迄を増す毎に三錢二厘を加ふ。

丙、公設共用給水

一、一石迄毎に二錢五厘とす、但し特定の用に供する爲め許可を受けたる者の需用者より受くべき給水の代價は府尹の定むる所に依る。

丁、船舶用給水

一、一石迄五錢とす。

ロ、計量の方法に依らざる給水使用料

甲、専用給水使用料

- 一、一戸（五人以内）一月に付一圓八十錢、人員一人を増す毎に一ヶ月に付二十錢を加ふ。
- 二、支栓一個毎に一ヶ月に付四十錢。
- 三、支栓を設けざる浴槽一個毎に一ヶ月に付四十錢。
- 四、牛馬一頭毎に一ヶ月に付五十錢。

計量の方法に依らざる専用給水に依り營業用の給水を受くるときは、前項使用料の外尙前項第一號に依り算出し

たる使用料の五割を徴收す。

乙、私設共用給水

- 一、一戸（五人以内）一ヶ月に付八十錢、人員一人を増す毎に一ヶ月に付十錢を加ふ。
- 二、浴槽一個毎に一ヶ月に付二十錢。
- 三、牛馬一頭毎に一ヶ月に付四十錢。

計量の方法に依らざる私設共用給水に依り營業用の給水を受くるときは、前項使用料の外、尙前項第一號に依り算出したる使用料の五割を徴收す。

丙、公設共用給水

- 一、一戸（五人以内）一ヶ月に付五十錢、人員一人を増す毎に一ヶ月に付五錢を加ふ。
- 二、浴槽一個毎に一ヶ月に付十五錢。
- 三、牛馬一頭毎に一ヶ月に付二十錢。

計量の方法に依らざる公設共用給水に依り營業用の給水を受くるときは、前項使用料の外、尙前項第一號により算出したる使用料の五割を徴收す。

府外に對する給水は府協議會に諮問し決定す。但し府の事業又は官公署若くは學校の爲め給水するものは、府尹直に之を決定し、其の給水使用料は府内に於ける使用料に其の五割を加算したるものとす。

(5) 牛皮乾燥場使用料 (大正六年三月十五日公布施行、大正七年一月八日改正、同八年一月一日改正、同九年四月二十日改正現行)

使用料は左の範圍内に於て毎年度豫算を以て定む。

牛 皮

生皮重量百斤に付

金 四 圓

(6) 公會堂使用料 (大正九年四月一日公布施行)

一、營利を目的とせざる會合、一回、五圓以内。

二、營利を目的とする會合、一回、八圓以内。

三、宴會又は之に類似の會合、一回、十圓以内。

但し左の各號の一に該當する場合にありては府尹は使用料を減免することを得。

イ、官公署、學校其の他公私團體の舉式。

ロ、學術研究、講演等専ら公益を目的とする會合。

ハ、救恤、慈善に關する事業及會合。

ニ、前各號の外府尹に於て必要と認めたるとき。

(7) 隔離病舎使用料 (大正十四年二月十五日條例公布施行)

府住民一人一日に付

金 一 圓

府住民に非ざる者一人一日に付

金 二 圓

(8) 共同荷揚場使用料 (昭和三年十月一

使用料 金

區 分

第一日分、一坪ニ付

上屋内 六錢
屋 外 無料

區 分

第五日分、一坪ニ付

上屋内 三〇錢
屋 外 三六錢

第二日分、同
第三日分、同
第四日分、同

九 一三 二〇
二 四 八

第六日分、同
第七日分、同

四 五 六八
三 二 六四

共同荷揚場は同一物件に付ては七日を超へ繼續使用を許さず、尙左の各號の一に該當するもの、使用に對しては其の使用料を減免することを得。

イ、公務を帯べる軍人軍屬及警察官吏

ロ、囚人並に其の護送者

ハ、官公署、公共團體

ニ、府尹に於て特別の事情ありと認むるもの

(9) 渡船使用料 (昭和三年四月一日公布施行)

イ、乗 客

十四歳以上、一人に付一回の渡船料

金 十 錢

十四歳未満、同 上

金 五 錢

ロ、其の他物件各種に細別して料金を定む

最 高 一回に付

金 五 十 錢

最 低 同 上

金 四 錢

但し左の各號の一に該當する者及物件に對しては渡船使用料を徴收せず。

- イ、軍隊及其の携帶する物件
 - ロ、演習中の軍人軍屬及演習用の物件
 - ハ、召集令狀若くは召集傳達書を所持し、應召の爲め通行する軍人又は召集令狀配達人
 - ニ、簡閱點呼令狀若くは簡閱點呼傳達書を所持し、簡閱點呼に參會する爲め通行する軍人又は簡閱點呼令狀配達人
 - ホ、徴發に關する令狀配達人
 - ヘ、徴發物件及其の運搬人
 - ト、郵便、電信集配人及遞送人並に其の目的の爲め携帶する物件
 - チ、勤務中の憲兵又は警察官吏並に其の勤務の爲め携帶する必要物件
 - リ、護送中の囚人又は被告人其の護送人並に其の携帶物件
 - ヌ、水火災警防の爲め又は其の演習の爲め通行する消防従事員並に其の目的の爲め携帶する必要物件
 - ル、公務の爲に往復する府の職員、傭人及名譽職員
 - ヲ、學校及幼稚園に往復する生徒及兒童
- 尙教育上又は特別の事情に依り、若くは非常緊急の場合に於て其の必要ありと認めたる者に對し、渡船賃を減免することを得

(三) 府 債

府債に就ては、既に其の概略を述べたる如く、府の施設する諸事業の擴張増大につれて、其の資源は或は府税並に雜收入の科目の増設又は更改、或は冗費の節減等に依り、其の捻出に努めたるも、時の府財政と府民の經濟狀態に照して、一

時に過重の負擔を求むるは大に考慮を要すべき問題にして、若し強ひて一時負擔の増額を以て新規或は特種事業の資源に充てむか、府民の經濟狀態は、忽ちにして破壊せられ、且つは府財政の永久性を失ふ結果となり、折角府の發展を目標として爲されたる各種施設も、却て府經濟の攪亂を來すこととなるべく、從來諸多の施設は、此の點に於て常に行惱みを重ねたりしが、時世の潮流は苟も路阻停滯するを許さず、其の應急策は、常に已むなく財源を起債に依て求むるの方途に出でたるを以て、府債は木浦府新設當初に於て居留民團債を繼承し早くも尠からざる金額を負擔せざるべからざりしなり。繼承當時の負債は既に述べたる通り、起債濟總額二十萬四千圓、未償還額十九萬二千二百六十七圓四十七錢三厘（共に元金のみ）にして、其の後二十五萬六千五百圓を數回に亙りて起債し、或は水道事業に、病院増改築に、或は舊債償還に充てたり。而して之が償還は、爾來常に財政窮乏を告げたるに拘らず、中一、二の延納を除きては殆ど順調に償還を終了し、又は償還しつゝあるは、計畫其の宜しきを得たる所以なりと謂ふべく、又事後に於ける償還財源の増加安定に對する努力並に之れが經理運用の妥當なりしに歸因すと爲すべし。

負債及償還狀況表（昭和五年十二月末現在）

起債認可年月日	起債認可額	費 途	利 率	借 入 先	借入又は公債發行年月日	借入金額	償還濟額	償還未濟額
明治四十一年十二月三十日	三〇,〇〇〇・〇〇	水道施設費	無利子	朝鮮總督府貸付金		三〇,〇〇〇・〇〇	—	三〇,〇〇〇・〇〇
大正二年十二月十七日	一七,五〇〇・〇〇	水道設備及擴張工事費	七歩五厘	東洋拓殖株式會社	同 同 同	一七,五〇〇・〇〇	一〇,四四・一九	一,〇七五・八一〇
同 六年一月三十一日	三,七〇〇・〇〇	舊債償還資金	七 歩	上	同 同 同	三,七〇〇・〇〇	二九,四七三・五〇	三,五二六・四九〇
同 九年八月二十八日	三三,〇〇〇・〇〇	囑託病院増築及設備改善費	八 歩	株式會社殖産銀行	同 同 同	三三,〇〇〇・〇〇	一九,八六・四三〇	三,一七三・五六〇

年度	大正六年度	同 七年度	同 八年度	同 九年度	同 十年度	同 十一年度	同 十二年度	同 十三年度	同 十四年度	昭和元年度	同 二年度	同 三年度	同 四年度
歳入	三三、三六〇	三〇、〇七〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇	三三、三六〇
府	二五、二九〇	二二、二七〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇	二五、二九〇
税	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇	八、〇七〇
歳出	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇	二六、六六〇
府	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六	一九、九六六
税	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四	六、六九四
雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

木浦府の昭和五年度歳入出豫算を掲ぐれば左の如し。

○經常部

金八萬八千六百四十四圓

- 金六萬七千二百十五圓
- 金六千四百四十九圓
- 金三千八百四十圓
- 金二千二百四十五圓
- 金二千二百六十八圓
- 金五千六百五十四圓

○臨時部

- 金一萬五千圓
- 金七萬一千七百三十二圓
- 金二千八百圓
- 金三百五十五圓
- 金一千圓
- 金一萬五千七百二十圓

臨時部計 十二萬六千六百七圓

歳入合計金二十九萬五千一百四十二圓

歳出

第一編 政治 第二章 官公署 第一節 府政

- 使用料及手数料
- 收入證紙收入
- 給水設備料
- 交附金
- 財産ヨリ生ズル收入
- 雑収入

- 繰越金
- 補助金
- 寄附金
- 過年度收入
- 財産賣却代
- 府債

○經常部

金二萬八千五百四十九圓
 金一萬二千二百三圓
 金五百八十二圓
 金二千八十圓
 金六千二十圓
 金一萬三千五百二十五圓
 金二千四百八十九圓
 金一千二百四十七圓
 金二萬二千五百六十三圓
 金三百四十九圓
 金三百四十一圓
 金七百六十九圓
 金四百圓
 金一百十圓
 金七千九百七十圓
 金一千一百八十四圓

事務費
 土木費
 傳染病豫防費
 隔離病舍費
 囑託病院費
 汚物掃除費
 屠獸場費
 牛皮乾燥場費
 水道費
 墓地及火葬場費
 公會堂費
 公園費
 勸業費
 救助費
 警備費
 財產管理費

金五百圓

金三百七十圓

金一千五百二十四圓

金二千四百六十八圓

金四千九百三十二圓

金一千四百八十四圓

金三百十圓

金四千五百八十七圓

金三千圓

經常部計 十一萬八千五百五十九圓

○臨時部

金百五十圓

金一千五百三十九圓

金二千八百圓

金七千八百圓

金八百圓

金一千二百圓

第一編 政治 第二章 官公署 第一節 府政

地方教化費
 社會事業費
 圖書館費
 市場費
 渡船費
 共同荷揚場費
 運動場費
 雜支出
 豫備費

事務費
 國勢調查及現住戶口調查費
 土木費
 水道費
 警備費
 公園費

金二千一百圓	海水浴場費
金三千六百圓	運動場費
金六千六百三十圓	財産造成費
金百九十五圓	積立金穀
金一千六百五十圓	寄附及補助
金九百圓	市場費
金三千六十四圓	府史編纂費
金三百圓	渡船費
金一千一百九十六圓	公益質屋經費繰入
金三萬六千九百三十九圓	府債費
金十萬五千七百二十圓	下水工事費本年度支出額
臨時部計 十七萬六千五百八十三圓	

歳出合計金二十九萬五千一百四十二圓

特別會計公益質屋歳入出豫算

歳入

○經常部

金二千五百八十二圓

質業收入

金一千一百九十六圓
 金百三十五圓
 金一千五百一十一圓
 歳入合計金五千四百二十四圓

繰入金
 繰越金
 補助金

○經常部

金二千五百八十五圓
 金二千六百八十九圓
 金百五十圓

事業費
 借入金
 償還費
 豫備費

歳出合計金五千四百二十四圓

附 說

木浦學校組合及學校費は法規上各別個の機關にして、財政上府と相關聯するところ無しと雖も、財政運用の根柢に於て密接不可分の關係あるものとす。何となれば二者何れも其の財源は、一樣に府民之を負擔するところなる以上、府民の負擔能力は、直ちに兩者及府の財政問題に觸れざるを得ず、茲に三者の不即不離的微妙なる運用を要とする所以なり。

國稅及地方稅の賦課徵收事務は、既記の如く府制施行以來府の併掌するところにして（府面に委任せられたる事務は府の職員、官廳直掌の事務は官吏各主宰すべきも、實際は官吏及府職員相提携して賦課徵收の事務を處理しつゝあり）爾來府稅及國稅、地方稅の賦課徵收は稅則の改正、稅目の設廢、稅率の變更乃至人口の増加、商工業の發達等に依て事務愈々

繁劇と爲り、一方府民の負擔増と一般經濟界の不振とは、府の財政上に尠からざる影響を及ぼして、其の徵收次第に困難を加へ、就中前記三者に在ては其の逼迫状態特に著しきものあり、自然徵收成績も最下位を脱する能はず、久しく不安危懼の境地を彷徨せり。其の後國稅及地方稅の改廢、新設と共に、其の附加稅に依りて鞏固なる新財源を求め、公正普遍なる賦課、嚴重なる説得的督勵、覺醒的なる滯納處分等と相俟て、漸次窮境より逸脱するの道を講ぜしがため現今稍々安固なる基盤を作るに至れり。

3、關聯する財政 國稅、地方稅と學校費、學校組合が府財政に密接なる關係を有すること既に屢々説けるが如く、府財政に關する理解を深くせむとすれば勢ひ其の大意に通ぜざる可からず。依て次の順序に従ひ其の既略を説明せむとす。

- (一) 木浦學校組合
- (二) 木浦府學校費
- (三) 國稅及地方稅
- (一) 木浦學校組合

木浦學校組合は大正三年四月一日學校組合令施行に依り、舊木浦居留民團の事業及財産中内地人の教育に關する事業及之に附帶する財産を繼承して今日に到れるものにして、府財政の困窮と同様、組合財政も組合區域内内地人の負擔のみにては歳入を充たすこと常に困難なりしかば、補助金及起債等に依りて補填しつゝ、小學校及高等女學校を經營し、逐次其の校舎の改善増築と共に内外の諸設備を整へ來れり。昭和二年中小學校講堂狹隘の爲め之が改築の議起るや、先づ其の卒業者等に依り熾に熱叫され、寄附金を本體として建築せむと劃策奔走中なりしが、府民の反響亦良好にして、遂に實際運動

に入り、總建築費四萬九千七百五十圓、其の財源收入には寄附金（一般）金二萬四千圓、地方費補助金一萬圓、建築積立金三千圓、寄附金一萬九百五十圓、財産賣却代一千八百圓を得、以て昭和三年八月二十五日起工、昭和四年五月十九日竣工式を行へり。

○學校組合の財産

イ、大正三年四月一日舊居留民團より繼承したる分

區分	價格	摘要
土地	四一、六七八・〇二二	
建物	八二、一二〇・七六二	
備品	……	小學校備付の分一切
借入金	……	民團役所備付の分一切
現金	八四三・九三〇	木浦府大和町二丁目木浦府廳敷地内宅地三五九坪五四〇
有價證券	八〇・〇〇〇	官有財産有償借地貸地料年六五圓三四錢 通常基本財産現在高現金

ロ、現在組合財産（昭和五年十二月末現在）

區分	數量	價格	摘要
土地	一七二、五二〇・〇〇〇坪	一八六、九四八・〇六〇	
建物	一、一〇八・一四〇	一四四、四二〇・〇〇〇	
現金	……	三、八五三・六五〇	
有價證券、勸業債券	……	四〇・〇〇〇	

○公課

第一編 政治 第二章 官公署 第一節 府政

大正三年四月十一日木浦學校組合規約を制定公布して組合費及授業料の賦課徴収を規定したる以來、組合賦課金は戸別割を以て組合区域内に居住し獨立の生計を營む内地人に對し其の資産所得及生計の程度を査察して負擔の等差を定め、經常收入に充てたり。其の後數次の改正を経て現在に至れるが、其の賦課率及等級は毎年組合會の議決を以て定む。昭和三年度の決定に依れば、戸別割等級一等より四十一等に互り、其の最高は一等三千七百三十八圓、最低は四十一等一圓三十三錢(共に年額)なり。

○學校組合費累年比較表

組合費の累年比較並に徴收狀況及組合費負擔狀態等を示せば左表の如し。

一、學校組合歳入出累年表 (決算に依る、昭和五年度分は豫算)

年 度 分	入		出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
大正三年度	三三、六七〇・三五〇	—	一四、三九二・一〇〇	八、四六二・六九〇
同 四年度	三三、九五九・九七〇	—	一三、三七〇・六七〇	八、〇〇七・五六〇
同 五年度	二六、一六三・八一〇	—	一三、四九五・八八〇	一〇、八八二・五八〇
同 六年度	三二、四四〇・〇三〇	—	一五、八〇九・七八〇	一三、一五五・九六〇
同 七年度	四六、九六二・五〇〇	—	二五、六五五・六九〇	一四、七五七・〇四〇
同 八年度	六三、七五六・一一〇	—	二〇、三〇〇・一四〇	二六、四二二・二四〇
同 九年度	八四、八五六・八六〇	—	四一、五六二・一九〇	三三、六三九・〇四〇
同 十年度	一〇九、四四〇・一六〇	—	五三、八三六・五〇〇	二九、七六六・九七〇
同 十一年度	二六三、八八八・九〇〇	—	六二、七四九・五〇〇	一八八、一四四・八七〇

同 十二年度	八〇、八七一・五〇〇	—	五三、四九九・四〇〇	一九、〇〇三・六〇〇	七二、七六三・〇一〇
同 十三年度	九二、八九四・七〇〇	—	五六、五〇二・四九〇	二八、〇〇七・八五〇	八四、五〇一・三四〇
同 十四年度	七九、三六六・四〇〇	—	五七、八九九・七六〇	一六、五九八・五〇〇	七四、四九八・二六〇
同 十五年度	一一三、六四四・一六〇	—	六三、八四四・三五〇	四三、二五三・一〇〇	一〇七、〇九七・四五〇
昭和元年	一四〇、二二三・五〇〇	—	六二、八三三・八〇〇	七二、六四三・三七〇	一三三、四五九・〇〇〇
同 二年度	一三九、五九六・五〇〇	—	六五、二〇〇・四〇〇	七〇、〇八七・八〇〇	一三三、二八八・三〇〇
同 三年度	一一五、八四〇・三〇〇	—	七一、〇六九・六〇〇	三六、四七七・七〇〇	一〇九、四七七・三〇〇
同 四年度	一〇三、五七二・〇〇〇	—	七九、三六八・〇〇〇	三三、二四二・〇〇〇	一〇一、一三二・〇〇〇

二、學校組合費賦課累年表 (賦課額は出納閉鎖期末現在測定額)

年 度 分	賦 課 額	納 入 人 員	一人當平均負擔額	備 考
大正三年度	一七、八一八・八五〇	一、二二二人	一四・五八一	
同 四年度	八、八五〇・六二〇	一、二〇〇人	七・三七五	
同 五年度	八、八二五・三六〇	一、二二〇人	七・二三三	
同 六年度	九、九八七・五五〇	一、二三〇人	八・一一九	
同 七年度	一三、八〇三・四三〇	一、二一七人	一一・三四二	
同 八年度	一三、九九四・七四〇	一、二五八人	一一・一二四	
同 九年度	二五、八五三・六六〇	一、二六〇人	二〇・五一七	
同 十年度	二八、八三四・五三〇	一、二八〇人	二二・五二六	
同 十一年度	二六、八〇二・九五〇	一、三〇〇人	二〇・六一七	
同 十二年度	三四、六二四・五九〇	一、三八〇人	二五・〇九〇	

大正十三年度	三八、三六一・八八〇	一、四五〇	二六、四五六
同十四年度	四〇、八八七・七四〇	一、五六〇	二六、二一〇
昭和十五年度	四九、〇七六・一六〇	一、五〇八	三二、五四三
同十六年度	四九、二二一・三八〇	一、五五一	三一、七三五
同十七年度	五一、〇四〇・〇〇〇	一、六〇〇	三一、九〇〇
同十八年度	五三、七七四・三五〇	一、六九七	三一、六八七

三、學校組合費負擔額表

(總賦課額は出納閉鎖期末現在、總戸口数は十二月末現在)

年度	總賦課額	總戸數	總人口	平均負擔額	備考
大正三年度	一七、八一八・八五〇	一、三七七	五、一四八	一二・九四〇	三・四六一
同四年度	八、八五〇・六二〇	一、四二七	五、七五八	六・二〇三	一・五八六
同五年度	八、八二五・三六〇	一、四三六	五、八五二	六・一四五	一・四七三
同六年度	九、九八七・五五〇	一、四二九	五、九八九	六・九八九	一・六六七
同七年度	一三、八〇三・四三〇	一、二二二	四、九四三	一一・三八九	二・七九二
同八年度	一三、九九四・七四〇	一、二四一	五、一二五	一一・二七六	二・七三〇
同九年度	二五、八五二・六六〇	一、二七三	五、五五八	二〇・三〇八	四・六五一
同十年度	二八、八三四・六三〇	一、三〇五	五、九七〇	二二・〇九五	四・八二九
同十一年度	二六、八〇二・九五〇	一、三八七	六、八〇一	一九・三二四	三・九四一
同十二年度	三四、六二四・五九〇	一、四五九	七、三四一	二二・七三一	四・七一六
同十三年度	三八、三六一・八八〇	一、五二四	七、七二二	二五・一七一	四・九六七
同十四年度	四〇、八八七・七四〇	一、三二四	七、〇五四	三〇・八八一	五・七九六
昭和十五年度	四九、〇七六・一六〇	一、五一一	七、六二八	三二・四八一	六・四三四

同	二年度	四九、二二一・三八〇	一、六二九	八、一五七	三〇・二一五	六・〇三四
同	三年度	五一、七九八・九〇〇	一、六七七	八、三〇七	三〇・八八〇	六・二三〇
同	四年度	五三、七七四・三五〇	一、六九七	八、三五八	三一・六八七	七・四三三

四、學校組合費戶別割徴收狀況表(昭和二年度分出納閉鎖期末現在)

科別	調定額	收入額	不納缺損額	未収入額	收入歩合
戶別割	四九、二二一・三八〇	四八、八四五・九三〇	五八、四〇〇	三一七・〇五〇	九九二
授業料	一三、一六二・六五〇	一三、〇八九・六五〇	一、八〇〇	七一・二〇〇	九九四

昭和五年度木浦學校組合歳入出豫算を掲ぐれば左の如し。

歳入

金五萬四千百十四圓	組合費
金一萬八千六百八十圓	使用料及手数料
金七百五十圓	財産より生ずる收入
金四千八百九十九圓	繰越金
金二萬二千六百四十圓	補助金
金八百九十圓	寄附金
金九十圓	過年度收入
金五百九圓	雑收入

歳入合計金十萬二千五百七十二圓

歲出

○經常部

金四千一百八圓	事務費
金百八十二圓	會議費
金二萬九千一百五十九圓	高等女學校費
金四萬二千二百三十四圓	小學校費
金二百四十五圓	基本財産造成費
金一千二百五十六圓	財産管理費
金三百十七圓	國庫納金
金九百六十七圓	雜支
金九百圓	豫備費

小計七萬九千三百六十八圓

○臨時部

金一千七百七十圓	高等女學校費
金四千圓	小學校費
金四百圓	建物買收費
金一百四十二圓	積立金穀

寄附及補助
組合債費

金五百圓
金一萬六千三百九十二圓
小計金二萬三千二百四圓

歲出合計金十萬二千五百七十二圓

○學校組合の負債

イ、舊木浦居留民團より繼承せる負債

起債認可年月日	費途	借入年月日	借入先	利率	借入金額	償還濟額	償還未濟額
明治四十五年六月一日	敷地整理及校舎新築費	大正元年十月一日	東洋拓殖株式會社	七步五厘	三五、〇〇〇・〇〇〇	四、八三一・五七〇	三〇、一六八・四三〇
ロ、現在組合債（昭和五年十二月末現在）							

起債認可年月日	費途	借入年月日	借入先	利率	借入金額	償還濟額	償還未濟額
大正二十九年七月二十九日	公立商業專修學校々舎新築費	大正十一年一月十一日	株式會社殖産銀行	八步	一一、〇〇〇・〇〇〇	一〇、〇六一・一四〇	九九三・八六〇
同 十五年五月二十九日	高等女學校及小學校々舎増築費	同 十五年九月十五日	同上	七步七厘	五、三五〇・〇〇〇	八一四・九七〇	四、五三四・〇七〇
同 同	同上	昭和二年三月十五日	同上	六步五厘	四、七五〇・〇〇〇	一、七八三・八〇〇	二、九六六・二〇〇
昭和二年十一月一日	整理公債	同 二年十一月一日	公募	七步五厘	四七、五〇〇・〇〇〇	二一、〇五〇・〇〇〇	二六、〇〇〇・〇〇〇

大正十二年一月九日組合公用地買收及高等女學校建築費充當の爲め殖産銀行に起債せる金七萬八千圓は、昭和二年十一

月一日現在既償還額二萬七千二百八十七圓十錢、償還未済額五萬七百十二圓九十錢なりしを、借替に依り一時繰上げて償還を爲し、之に換ふるに整理公債四萬七千五百圓（利率年七歩五厘）を發行せり。

(二) 學校費

明治四十年四月一日朝鮮教育令發布あり、朝鮮人子弟教育の爲め公立木浦普通學校創立せらる。其の初め僅かに三十六名（男子のみ）の兒童を收容し、補助金及寄附金等を以て經費の大部分に充て、別に負擔金を課せずして其の收支を償ひつゝ、人口の増加に伴ふ校舎の増改築等、兎も角も進歩改革の一路を辿りしが、大正九年七月朝鮮學校費令の公布あり、茲に公立普通學校經營の基礎確立するに至れり。本令は普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲め、府郡島に設けられたるものにして、木浦學校費は同年度以降木浦公立普通學校維持に關する一切の事項を擔當處理することとなり、學校費の徴收に就ては、特に地方費に次ぐの優位を附與せられあり。先づ其の經費は學校費特別賦課金として市街地稅附加金（昭和二年度より廢止）家屋稅附加金及戶別割（戶別割は府内に住所を有する朝鮮人にして獨立の生計を營み年額三百圓以上の所得ありと認むる者に對し其の資産、所得及生計の程度に依り等差を設けて賦課す、但し納稅義務者平均一人に付五圓）大正十三年改正して八圓に改め現在に及ぶを越ゆることを得ずとせり。其の等級及等差標準は毎年學校評議會に諮問したる上府尹之を定むるものにして、昭和三年度決定の分は一等より四十一等に及び、最高一等年額二千三百九十四圓、最低四十一等年額八十五錢なり）を以て之に充てられしが、一般朝鮮人の生計狀態は、概して依然疲弊の域を脱せず、況んや開港地木浦に於ける住民の如きは、殆ど漂泊者に均しき無資産多く、或は細やかなる商賈となり、又は其の日の勞働に従事して辛く糊口の代を得る者其の大部分を占むと謂ふべき狀態なるが故、之に對し學校費等負擔の累層敢て輕しとせざる理由あり。毎年の豫算額は僅少なりしとするも、徴收難は却つて他に倍するものあり、當局者の常に苦

心を存せしところなりとす。此の故に補助金を仰ぎて負擔の輕減を圖り、以て個人經濟振興の時を俟つの狀にありしが、偶々昭和二年十二月五日女子普通學校燒失の厄に遭ひ、再び其の財政は行詰り現下學校費の實力を以てしては到底新校舎の造築絶望の有様なりしも、事は子弟教育の問題に關し其の造築は焦眉の急にして一般經常部財政の不如意を理由として遷延するを許さず、乃ち豫て蓄積せる普通學校建築費積立金二萬四千七百九十四圓、學校費所有土地（咸平郡鶴橋面、務安所在の校有地及女子普通學校舊敷地）を賣却したる代金二萬一千三百五十四圓四十六錢、燒殘舊校舎賣却代金二千八百四十圓、地方費補助五千圓、其の他寄附金若干等を建築費資金に充當し、男女兩校併合の前程の下に、昭和三年八月十三日男子普通學校在來校舎を取り除き、其の跡へ總建築費金五萬二千八百七十九圓九十一錢を以て建築に着手し昭和三年十二月二十二日竣工せり。土地賣却に當り、土地の區劃上賣却高豫算を超過し、若干の剩餘金を生ぜしかば、設備の充實に充てたり。

校舎及設備は爲めに大に改善せられしと雖も、學校費の財政に至りては其の所有財産の幾何を減じ、他方學校費負擔の増嵩を來し、負擔過重を原因として有力者中或は府外へ轉出する者あり、勢ひ中産階級以下に對する負擔増を避け難く、今後の豫算編成に就ては、尠からざる困難を見むとしつゝあり。

區分	數量	價格	備考
土地	二七八、六五七・〇〇〇 ^坪	七七、〇九二・六五〇	
建物	六四五・七五〇	八四、二二九・五〇〇	
現金	—	七、九〇六・六五〇	
有價證券	—	—	

學校費財產（昭和四年十二月末日現在）

學校費の歳入出、同負擔額、同賦課金の累年比較を示せば左の如し。

一、學校費歳入出累年比較表 (決算に依る但し昭和四年度は豫算額)

年 度 區 分	歳 入		歳 出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
大正四年度	一、六九〇・二六五	八、五二一・九九九	四、〇九三・〇六〇	六、〇九四・〇四〇
大正五年度	二、三八五・八五八	三、〇五〇・八〇四	四、三九四・八三〇	六、三四七・七三〇
同 六年度	一、三六一・六四二	五、九五四・一二二	五、一〇〇・〇五〇	一、九九九・二四〇
同 七年度	一、二八五・〇三〇	四、一四二・五六四	五、〇三八・九五〇	一、九八九・二四〇
同 八年度	二、一〇八・七〇〇	五、四四一・〇三四	五、三二一・四〇〇	一、六四九・六七〇
同 九年度	一、九一五・七三〇	六、一七六・六五四	五、七二五・三九〇	一、七三四・〇九〇
同 一〇年度	四、四六六・九〇〇	八、五六〇・九〇四	六、六六二・二〇〇	四、七三三・八五〇
同 一一年度	五、三〇一・六九〇	一三、〇三三・九四四	八、二九三・三七〇	五、四四〇・四四〇
同 一二年度	三、四四四・四七〇	二四、〇九七・七四四	一七、〇八〇・五七〇	九、二五五・一〇〇
同 一三年度	四〇、七五八・九九四	四〇、七五八・九九四	一九、六〇四・三〇〇	一四、七四八・三七〇
同 一四年度	三九、六三三・五九四	三九、六三三・五九四	二五、七七二・七〇〇	一四、五五九・六〇〇
同 一五年度	五〇、七六六・四三四	五〇、七六六・四三四	三〇、七八〇・七六〇	一三、六七五・〇五〇
同 一六年度	四九、八〇七・七〇四	四九、八〇七・七〇四	二八、九八五・五二〇	一〇、〇五三・二六〇
同 一七年度	五五、五〇〇・九四四	五五、五〇〇・九四四	四一、一九九・五五〇	一三、三八八・四三〇
同 一八年度	五三、〇三三・六四四	五三、〇三三・六四四	三五、四八九・六四〇	一五、二九六・〇八〇
同 一九年度	五九、五六八・七四四	五九、五六八・七四四	五七、二四四・八四〇	一四、九九九・九〇〇
同 二〇年度	九一、五五〇・〇〇〇	九一、五五〇・〇〇〇	三四、〇〇五・〇〇〇	五七、五二〇・〇〇〇
同 二一年度	四三、〇七五・三三四	四三、〇七五・三三四	三三、九八三・五七〇	八、一五七・八〇〇

二、學校費賦課金累年比較表 (出納閉鎖期末現在調定額)

年 度 區 分	市街地稅附加稅		家屋稅附加稅		戶 別 割		合 計	
	人員	稅 額	人員	稅 額	人員	稅 額	人員	稅 額
大正九年度	五五八	三、七三〇	八四八	八、六一五・八〇〇	一、三六四	一、〇八八・八九〇	一、三六四	一、〇八八・八九〇
同 一〇年度	五三三	三、四六〇	九三六	八、九一七・〇	一、四七六	一、一三三・八三〇	一、四七六	一、一三三・八三〇
同 一一年度	五四〇	二、九六〇	一、〇八二	二、〇六三・三六〇	九二七	四、六六一・五三〇	一、〇八二	六、九七七・五七〇
同 一二年度	五四一	三、〇〇〇	一、一〇一	二、一八八・二四〇	一、〇四九	五、三三九・一五〇	一、一〇一	七、七二七・三三〇
同 一三年度	五四四	二、九七〇	一、二二二	二、三三三・八三〇	一、四五〇	一、一五五・五三〇	一、二二二	一、四一四・三六〇
同 一四年度	五九九	三、四〇三・六	一、二五五	二、三九九・三三〇	一、五六一	一、二六七・五七〇	一、二五五	一、五三六・一五〇
同 一五年度	六九	三、六三〇	一、二五七	二、七九七・二三〇	一、八二五	一、四〇九・六四〇	一、二五七	一、七二七・〇八〇
昭和元年	—	—	一、三六四	三、一五三・六四〇	一、五八三	二、四二六・二二〇	一、三六四	一、五五七・八六〇
同 二年度	—	—	一、七九四	二、八六三・六〇〇	一、七五〇	一、一八四・七一六〇	一、七九四	一、四七〇・七六〇
同 三年度	—	—	一、七六六	二、八〇一・二三〇	一、九二二	一、二、五九九・〇四〇	一、七六六	一、五、四四九・一六〇

市街地稅附加稅は昭和二年度より廢止さる。

三、學校費負擔額趨勢 (大正八年度迄は賦課金を課せず)

(總賦課額は出納閉鎖期末現在調定額、總戸口數は十二月末現在)

年 度 區 分	總 賦 課 額		總 戸 數		總 人 口		平均負擔額	
	人員	稅 額	戸 數	人 口	人員	稅 額	人員	稅 額
大正九年度	—	一、〇八八・八九〇	—	二、四六六	—	一、一、二七〇	—	〇・九六
同 一〇年度	—	一、一二二・八三〇	—	二、五三六	—	一、二、〇九六	—	〇・九二
同 一一年度	—	六、九七七・五七〇	—	二、六五八	—	一、三、三五一	—	二・六二五
同 一二年度	—	七、七七七・七三〇	—	二、八三八	—	一、五、〇三六	—	二・七一九
同 一三年度	—	一四、一四三・〇九〇	—	三、一〇六	—	一六、二七五	—	四・五五三
同 一四年度	—	一五、三八一・二七〇	—	三、七四三	—	一八、八一五	—	四・一〇九

大正十五年	昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年
一七、二一七・〇八〇	一五、五七八・七五〇	一四、七一一・七六〇	一五、四四九・一六〇	四、〇一九
四、〇一九	四、三六八	四、五三三	四、五五一	一九、九九三
二一、一七八	二一、七〇七	二一、七五八	二一、七五八	四、二八三
三、五六六	三、二四五	三、三九四	三、三九四	三、五六六
八六一	七三五	六九六	七一〇	八六一

四、學校費賦課金及授業料徴収状況表 (昭和四年度出納閉鎖期末現在)

科 目	調定 濟 額		收 入 濟 額		不納 欠 損 額	未 收 入 額	收 入 歩 合
	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年			
家屋 稅 附 加 金	二、八八〇・一二〇	二、七三三・〇二〇	二、七三三・〇二〇	二、七三三・〇二〇	五五・八七〇	九二・二三〇	九四八
戶 別 割	一、二、五六九・〇四〇	一、〇、九七四・一九〇	一、〇、九七四・一九〇	一、〇、九七四・一九〇	一一三・八二〇	一、三八一・〇三〇	八七三
授 業 料	一四、〇四一・二五〇	一三、六〇七・六五〇	一三、六〇七・六五〇	一三、六〇七・六五〇	二九三・七〇〇	一三九・九〇〇	九六三
學 校 費 昭 和 五 年 度 歲 入 出 豫 算 を 掲 記 す れ ば 左 の 如 し。							

歲 入	賦 課 金	金一萬五千四百一圓	金一萬四千一百七十一圓	金二千二百八十八圓	金一百四十二圓	金八百一圓	金三千三百二十七圓	金一千二百十圓	金六十圓
歲 出	使用料及手數料	金一萬五千四百一圓	金一萬四千一百七十一圓	金二千二百八十八圓	金一百四十二圓	金八百一圓	金三千三百二十七圓	金一千二百十圓	金六十圓
	財產收入								
	雜 收 入								
	繰 越 金								
	補 助 金								
	寄 附 金								
	過 年 度 收 入								

歲入合計金三萬七千四百圓

歲 出

○經常部	評 議 會 費	金二百七十二圓	選 舉 費	金五十圓
	普 通 學 校 費	金二萬八千五百七十四圓	基 本 財 產 造 成 費	金五百二十八圓
	積 立 金	金一千五百九十圓	財 產 管 理 費	金八百七十圓
	國 庫 納 金	金一百五十八圓	學 校 費 取 扱 費	金二千五百七十四圓
	學 校 設 備 費	金九百三十五圓	雜 支 出	金一千圓
	豫 備 費	金一千圓		
○臨時部				
	學 校 設 備 費	金八百四十九圓		

經常部計金三萬六千五百五十一圓

臨時部計金八百四十九圓

臨時部計金八百四十九圓

歳出合計金三萬七千四百圓

(三) 國稅及地方費

國稅及地方稅の賦課徴收は、府尹及其の補助機關たる府屬或は道書記に依りて處理せらるべしと雖も、現制度は同一府尹をして國家直接の行政事務と、府制に依り公共團體に移屬せられたる府の事務とを兼掌せしむるが故に、或は國家の官廳として直屬事務の處辨又は公共團體の監督に任じ、或は公法人たる府固有の事務又は別に委任せられたる國家事務の處理に當る等、其の組織必ずしも單純ならず 従つて國稅、地方稅徴收の如き、常に府制に基くところの事務と密接なる關係を保ち、特に府稅は國稅及地方稅を基幹として附加せらるゝものなれば、之に準據して賦課の要項、課率等を決定し、其の徴收も亦國稅及地方稅と相俟つて、實效を期し得らるゝものにして、府の財務事務、就中歳入成績發揚上、誠に至密の關係を有せり。

現今府に於ける國稅及地方稅の種目を擧ぐれば左の如し。

一、國稅

市街地稅、酒稅、所得稅、營業稅

二、地方稅

市街地稅附加稅、家屋稅、漁業稅、車輛稅、屠畜稅及屠場稅、不動產取得稅

最近に於ける國稅及地方稅の徴收狀況を示せば左の如し。

一、國稅徴收狀況表 (昭和四年度出納閉鎖期末現在)

稅目	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	收入歩合
地稅	一三、八九二・八一〇	一三、八九二・八一〇	—	—	一〇〇〇
所業稅	一五、六三一・八九〇	一五、六三一・八九〇	—	—	一〇〇〇
酒稅	三四、七七八・八〇〇	三四、七七五・二〇〇	三・六〇〇	—	九九九
營業稅	六一、一二四・一九〇	六一、一二四・一九〇	—	—	一〇〇〇

二、地方稅徴收狀況表 (昭和四年度出納閉鎖期末現在)

科目	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	收入歩合
地稅附加稅	八、三二八・三三〇	八、三二八・三三〇	—	—	一〇〇〇
所得稅附加稅	二、四八五・六四〇	二、四八五・六四〇	—	—	一〇〇〇
家屋稅	九、四六四・一八〇	九、三七九・四八〇	三七・八八〇	四六・八二〇	九九〇
屠畜稅	三、三七五・〇〇〇	三、三七五・〇〇〇	—	—	一〇〇〇
漁業稅	六、七二〇・〇〇〇	六、二〇〇・〇〇〇	五二〇・〇〇〇	—	九二二
車輛稅	三、五八七・五〇〇	三、四九六・五〇〇	七四・〇〇〇	一七・〇〇〇	九七四
不動產取得稅	五、七五八・〇一〇	五、七三二・七二〇	九・八五〇	一五・四四〇	九九五

三、國稅負擔額表 (直接稅のみ) (總賦課額は出納閉鎖期末現在調定額、總戶口數は十二月末現在)

年	總賦課額	總戶數	總人口	平均負擔額	備考
大正	一一、一五四・三一〇	三、三八九	一一、〇一八	三・二九〇	—
三年度	一三、六九三・〇三〇	三、五〇八	一二、七八二	三・九〇〇	—
四年度	一三、七八八・五七〇	三、五七五	一四、七〇六	三・八五〇	—
五年度	一三、五八四・七六〇	三、五四二	一四、八九三	三・八三〇	—
六年度	一三、七五七・二六〇	三、四四五	一四、七〇四	三・九九〇	—
七年度	一二、四六三・六一〇	三、五六四	一五、八一三	三・四九〇	—
八年度	—	—	—	—	—

年	度	總賦課額	總戶數	總人口	平均負擔額	備考
大正	九年	二〇、三二六・一二〇	三、六九九	一六、七〇六	五・四九〇	二五〇
同	十年	一三、八七一・一一〇	三、八二一	一七、九四五	三・六三〇	一・二一〇
同	十一年	二二、七二二・一八〇	四、〇四五	二〇、〇二八	五・六四〇	・七七〇
同	十二年	四五、一五〇・四〇〇	四、二六九	二二、二二三	一〇・五七〇	一・一三〇
同	十三年	三九、四三七・三一〇	四、六〇四	二三、八五四	八・五六〇	二・〇三〇
同	十四年	五三、〇二四・九四〇	五、〇四九	二五、七六二	一〇・五〇〇	一・六五〇
同	十五年	二五、九四二・七七〇	五、五一四	二七、五二一	四・七〇四	二・〇五〇
昭和	元年	六一、九〇八・一七〇	五、九八八	二九、二四二	一〇・三三八	・九四二
同	二年	六四、一四九・六三〇	六、一九八	二九、八九四	一〇・三五〇	二・一一七
同	三年	六四、三〇三・五〇〇	六、二三五	二九、九八五	一〇・三三〇	二・一四七
同	四年					二・二四〇

四、地方税賦擔額表

(總賦課額は出納閉鎖期末現在調定額、總戶口數は十二月末現在)

年	度	總賦課額	總戶數	總人口	平均負擔額	備考
大正	三年	二、五〇二・七八〇	三、三八九	一一、〇一八	四・七三〇	・二〇〇
同	四年	二、九四八・七二〇	三、五〇八	一二、七八二	八・四〇〇	・二三〇
同	五年	二、七三七・一三〇	三、五七五	一四、七〇六	七・六〇〇	・一八〇
同	六年	二、六二〇・六〇〇	三、五四二	一四、八九三	七・三〇〇	・一七〇
同	七年	三、〇七三・五一〇	三、四四五	一四、七〇四	八・九〇〇	・二〇〇
同	八年	八、六一六・三九〇	三、五六四	一五、八一三	二・四一〇	・五六〇
同	九年	一四、一二七・五二〇	三、六九九	一六、七〇六	三・八一〇	・八四〇
同	十年	一六、三一八・六四〇	三、八二一	一七、九四五	四・二七〇	・九〇〇
同	十一年	一七、七四二・〇四〇	四、〇二五	二〇、〇二八	四・四〇八	・八八〇
同	十二年	二一、六五三・一一〇	四、二六九	二二、二二三	五・〇七〇	・八八〇
同	十三年	二一、〇五二・六五〇	四、六〇四	二三、八五四	四・五七〇	・九七〇

第二節 警察

第一 總說

1、日清戰爭前の警察

韓國に於ける警察は其の司法並に監獄と共に地方行政官の久しく兼併せし所にして、最近世に至るまで殆ど獨立の官制なく、李朝二十六世高宗の三十一年即ち明治二十七年日清開戦、朝鮮の獨立を中外に宣明して大に紀綱を張り内閣制を採りて庶政を更新したるに當り肇めて左右捕監廳を廢し、警務廳を設け、内務衙門に屬せしめしを所謂警察の權輿とせむ。然れども當時、尙ほ各觀察府(現在の各道に比敵す)に僅々總巡(警部)二名を配置せしに止まり、殆ど云ふに足らざりしなり(後次第に擴増せり)。但し開港場は特例として取扱を異にし、警務官(警視)一名、總巡(警部)一名、巡檢(巡查)若干名を置き、以て居留地警察との權衡を保つに努めしが我が木浦の開港は實に此の變革に先つ一年なりしなり。

2、領事館時代の警察

朝鮮政府に警務廳の設けらるゝ前年即ち明治三十年十月二十六日在木浦日本帝國領事館の開廳せらるゝや、同時に附屬警察署として開設せられしもの、實に木浦に近世警察機關あるの初めとす。時に各國居留地は地域内居住各國人の生命財

産保護の必要上、警察署設置の権能を有せしも便宜上特に之を設けずして、其の警察権の全部を日本領事館附屬警察署に委任したれば、領事館警察署は居留地内に於て日本警察権と各國居留地警察権とを兼ね、兩者に涉りて其の職務を執行するに至れり。

領事館附屬の警察署は初め領事館廳舎の一部を使用したりしが、明治三十三年十二月領事館本廳舎（現府廳舎）新築成るに及び分離して現在の地域に移轉せり。（第一編、第一章沿革参照）此の時代の警察官は凡て其の籍を外務省に置き、警部を以て署長となし、署長は警察事務の外、領事裁判所の檢事事務及領事館附屬監獄署の監獄事務を併せ掌り、管轄區域亦領事館の區域と同一にして全羅北道及忠清南道の一部に互りしものなり。職員は署長たる警部一名、巡查十名内外を定員とせり。而して前記の區域は警察署設置後二年ならずして、明治三十二年五月群山開港と共に同地に領事分館の設置せられしより、全羅北道及忠清南道の一部を割きて同分館附屬の警察署管下に入らしめられたり。此の時代に於て當局者は地方に於ける日本人の定住者を特に保護するの必要ありと爲し、光州には奥村女史等の事業保護のため、島嶼部には漁業者取締のため、屢々巡查を派したるの外更、明治三十六年四月二十日濟州島域内に、三十八年二月十三日榮山浦に、同年六月六日光州に、何れも巡查駐留所を創設したり。

居留地外に於ける朝鮮政府の務安警察署は、既に前述せるが如く開港の翌年たる明治三十一年新内閣制の下に創設せられたるものにして、署長として警務官（警視相當）を置き以下總巡、巡檢あり、巡檢の數は年代に依り一定せずと雖も、凡そ數十名を配屬せしめたり。廳舎は最初木浦臺の頂上、大榭（惜哉大正十五年の烈風に倒さる）の南方に在りし鮮人家屋を充用したるが、後南橋洞に新築移轉したり。

3、理事廳時代の警察

明治三十九年韓國保護條約締結せられ、同年二月一日統監府の設置あるや從來の帝國領事館は撤廢せられて一齊に理事廳と爲り、領事館附警察署亦理事廳警察署と改稱したり。但し其の組織、權限に至りては前日と異らず。

四十年二月日韓警察共助の協定あり、兩者提携幫助の途開かる。此の年五月署長に警視を置き、現在の廳舎（郵政局の舊建物）に移轉したり。共助協定の後凡そ半歳、同年十月更に日韓警察の合同協約成立するや、十一月理事廳警察署及務安警察署を合體して木浦警察署と爲し、務安警察署の跡に分署を置けり。時に本、分署を併せて署長以下總員十八名と爲る。

斯かること凡そ二年有半。明治四十三年六月時運は韓國警察權を舉げて日本帝國に委託するの協定を成立せしめしかば茲に半島全域に互り日本帝國の警察權行使せらるゝに至れり。

4、併合以後の警察

明治四十三年八月二十八日日韓併合條約締結せらるゝや、韓國は朝鮮と改稱せられて日本の一地方と成り此の事情に應ずるため乃ち從來の統監府に代へて朝鮮總督府設置せられたり。警察機關は同年九月勅令第三五八號を以て特色ある制度を定められ京城に警務總監部を設け各道に警務部を置き、警務總長は朝鮮駐劄憲兵司令官たる陸軍將官を以て之に充て警務部長は各道に憲兵隊長たる陸軍佐官を以て之に當つることとし、警察、憲兵の兩機關相互に扶持して支障を來すこと無く有事の際に能く秩序保全の美果を收むることを得たり。警察官は、一方憲兵隊に憲兵の外鮮人の憲兵補助員ありしが如く、警視、警部、巡查の外に又鮮人の巡查補を採用したり。

爾來九年を経て鮮内の狀勢大に進歩し當局亦民心の趨向を察する所あり、大正八年八月二十日勅令第三八六號を以て警察官署官制の改革を執行し、總督府に警務局の一局を新設し、又同日勅令第三九一號を以て地方官々制を改正し各道に第

三部（後大正十年二月勅令第二三號を以て警察部と改む）を置き、各警察署を統轄指揮するに至れり。此の際併合以後相提携して一般警察行政を分擔せし憲兵隊は撤廢せられ、現模を縮小し本來の軍事警察機關として殘存す。悉く純然單一なる警察體系を形成し、巡查補の稱を廢し警部補の階級を設け補任に内鮮人を區別せざることゝ爲れり。

第二 總督政治以後の警察

一、警察

明治四十三年十月總督政治開始、警察制度亦一變せること前述の如く、當時木浦署の管轄區域及駐在所配置の狀態は、木浦府、一圓（東海岸（榮町）に派出所を、（竹洞、望雲、智島、智島郡、一圓、（本郡は後廢せらる）

務安郡、市外、望雲、多慶、珍下山、海際の各面

其の後屢々區域の變動行はれ一定せざりしも、大正八年十月二十七日總督府令第一七一號警察官署官制の改正に伴ひ、木浦署は木浦府並に務安郡一府一郡を管轄するに至れり。次いで翌大正九年六月全羅南道告示第五十四號公布せらるゝや、管下一面一駐在所に基き漸次充實の歩を進め、左記の通り十年二月完備せり。

府内 港町、榮町、驛前の三派出所
府外 各面一、計二十一駐在所

又其の後の變化は、

大正十年六月一日

府内南橋洞派出所新設

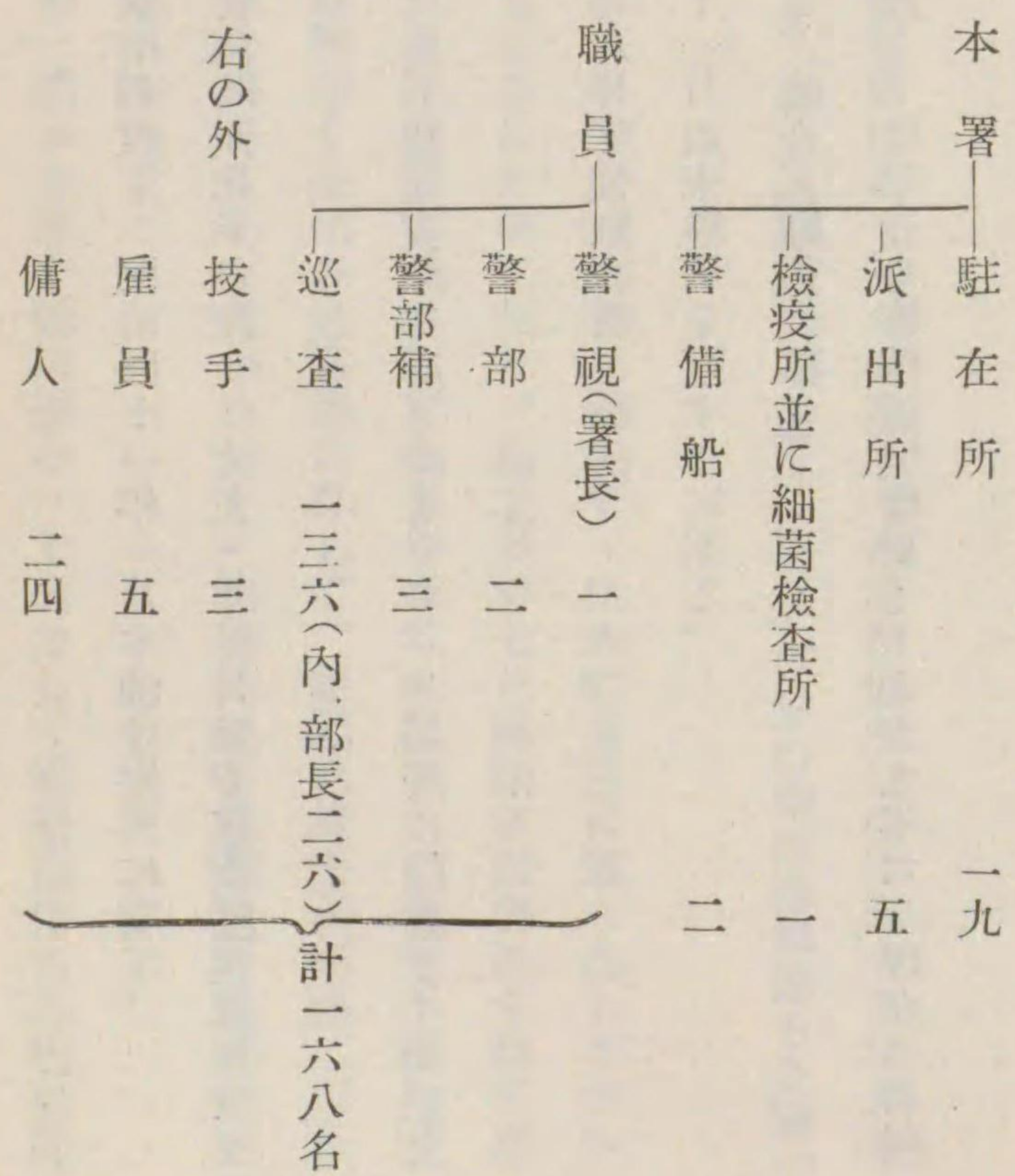
大正十四年三月二十七日 石津駐在所廢止

都草駐在所廢止

昭和二年四月

府内溫錦洞派出所新設

這是主として、府郡面洞里區劃の變更及警察區管の異動に因るものにして現在の編成左の如し。



木浦警察署



今序を以て各駐在所及派出所の異動經過を略述せむ。

智島駐在所 明治三十九年十二月智島郡内邑内里に警務分遣所創設：…明治四十一年一月木浦警察署に屬す。
外邑駐在所 明治四十二年五月榮山浦憲兵分隊咸平分遣所務安臨時派出所創設：…大正三年三月務安巡查駐在所と改まりて、木浦署に隸屬：…大正八年外邑駐在所と改稱。

一老駐在所 明治四十二年三郷憲公分遣所設置：…大正三年三月三郷巡查駐在所と改まりて、木浦署に隸屬：…大正九年六月一日一老駐在所と改稱。

安佐駐在所 明治四十四年六月箕佐島駐在所設置：…大正九年六月安佐駐在所と改稱。

港町派出所 大正元年十二月南海岸派出所新設：…大正四年十一月以來港町を冠するに至る。

停車場派出所 大正二年九月従來の南橋洞の務安駐在所を廢し、廳舎を驛前に移す。

二老駐在所 大正三年二月二老面龍塘里に龍塘巡查駐在所創設：…同年五月管轄區域變更：…大正九年六月現在の名稱に改む。

荷衣駐在所

大正三年四月二十一日、荷衣島外二島に於ける農事經營保護のため、大阪市右近某の請願に依り請願巡查駐在所設置：…大正六年三月廢止：…同年九月總督府告示第二一七號に基き巡查駐在所設置。

長山駐在所 大正九年十月荷衣駐在所の管轄中長山面を割きて分立す。

飛禽駐在所（附、都草、黒山）

大正五年二月一日箕佐島駐在所の管轄を分ちて都草島巡查駐在所新設：…大正八年十月

二月飛禽島に移る：…大正九年六月飛禽駐在所と改稱。（同時に舊管内を三分し、都草、黒山の二駐在所新設せらる）
都草駐在所 大正九年六月飛禽駐在所新設の時分立：…大正十四年三月廢せられて再び飛禽に包括さる。

黒山駐在所 大正九年六月飛禽駐在所新設の時分立。

其の他の駐在所 夢灘、荏子は 大正九年八月新設：…慈恩、押海は同年十月新設：…海際、清溪、朴谷、岩泰、玄慶は十年二月新設。

石津駐在所 大正十四年三月廢止、朴谷に包括さる。

溫錦洞派出所 昭和二年四月新設。

因に駐在所と面の管轄區域は一、二の特例を除き各一致するを原則とす。

二、警備船

警備船は元、木浦警備所に配し、警備所廢せられて以來木浦警察署に屬せしものなり。木浦警備所は明治四十三年九月麗水警備所と共に設置せられ、一見今日の水上警察署の如く然るも、其の範圍極めて廣汎にして朝鮮の南西海岸即ち全羅、忠清、慶尙の三道に跨る多島海一面の警戒に當りしものなり。

是より先き明治四十年高宗皇帝（後の李大王熙）讓位のことあるや、當時大勢に通ぜず、民族的感情に驅られし不平政客の諸團は流言蜚語して蒙民を惑はし、物情甚だ穩かならざるものあるを示したり。加之同年七月韓國軍隊解散されて職を離れし多數兵員の一時に四散するや暴動益々悪化激烈を加へ、良民の慘害尠からざるものあるに至れり。是等不穩の情勢は其の後暫らくにして概ね軍隊警察の鎮定する所となりしも餘勢遠く全南多島海邊に存して、隱顯出沒急速掃蕩に困難なる事情ありしのみならず、偶々支那密貿易船乃至密漁船の取締を要すること多かりしと、海難船舶の救援及諸島嶼住民の開發上茲に海上警備の特設機關を必要とし、前記の施設ありしものとす。

最初石油發動機の補助装置ある漁船型帆船十隻（鵠丸と稱し第一號より第十號に至る）を二分して兩警備所に五隻宛配

屬せしめありしが四十四年七月麗水警備所廢せらるゝと共に配置の變更あり、木浦は第一、第三、第四、第九の四隻、他の六隻は龍岩浦、仁川、夢金浦、牙山、群山及蔚山の各地に一隻宛配屬せらるゝことゝなれり。

然れども是等警備船は小形にして風浪に堪へず、少しく困難なる任務に就くは絶對的に不可能なりしが故に、警備母艦として四十四年一月五日第一新高丸（一六五噸六五、平均十一節）を、同年九月一日第二扇海丸（三三二噸六、平均十節）及第二浦賀丸（一五〇噸、平均十節）を何れも陸軍省より借り入れ木浦警備所に屬せしめられたり。

右所屬船中第一新高丸、第二浦賀丸は大正三年歐洲大戰勃發と同時に運輸部引揚を命ぜられ第四、第九の二隻も轉屬を見しかば、爾後暫らくは扇海丸及第一、第三の三隻を留むるのみとなれり。加之大正七年第三號又更に莞島警察署に配屬となり、十一年二月扇海丸出動中風浪に遭ひて沈没せしかば此の時僅かに第一號鵲丸を剩すのみとなり、乃ち同年四月急遽現使用中の金剛丸を得て當面の缺を補ふに至りしが、同船は長崎市松尾鐵工場の製作に係り、大正十二年二月二十六日進水、噸數三〇七噸八二、船質鋼、最大速度一三節二、近海航路船にして無線電信機及麻式機銃の裝備あり。乗組員船長以下二十一名なり。第一鵲丸は噸數一一噸一七、搭乗せしめ得る人員の限度七名、平水航路船にして、乗組員船長以下四名とす。

警備所は初め東海岸通三丁目の民家を借り上げ一時充用したるが、四十四年六月一日元財務署にして後金融組合事務所たりし建物の保管轉換を受けて移轉したり。大正三年十二月三十一日廢止せられ、一切の事務は木浦警察署の管轄に歸せり。開設當時、所長として警部の任命ありしが、間もなく翌四十四年四月以降木浦警察署長の兼任となり、其の他幹部級亦概ね署員をして兼ねしめられ、以て大正三年警備所撤廢の時に及べり。

三、兵事々務

兵事々務は從來府郡に於ける管掌事項に屬せしも、大正十五年七月該事務の取扱を警察署長に移屬せしめらるゝことゝなりたる結果、昭和二年一月一日警察署に於て當該事務の開始を見るに至れり。

昭和二年三月兵役法發布せられ、更に同年十一月兵役法施行令、同施行規則並に陸軍召集規則等關係諸法規の改正あり事務取扱上に就て一大改革を見たり。木浦は海上生活者多き關係上、在郷軍人の異動頻繁にして兵事々務の整理に付き幾多困難の伴ふあるを免れざるも、常在郷軍人分會と協調し事務の完璧を期せられつゝあり。

在郷軍人數調（昭和三年十一月末）

兵種	官		兵卒		計
	將校	下士	兵卒	計	
憲兵	一	三	一九九	二〇四	三
步兵	一	一四	八	一四	一六
戰車兵	一	一	一	一	二
騎兵	一	一	一	一	二
砲兵	一	一	一	一	二
野砲兵	一	一	一	一	二
山砲兵	一	一	一	一	二
野戰重砲兵	一	一	一	一	二
騎重砲兵	一	一	一	一	二
重砲兵	一	一	一	一	二
高射砲兵	一	一	一	一	二
工兵	一	一	一	一	二
合計	一	一四	一九九	二〇四	二一八

鐵道兵	電信兵	航空兵	飛行兵	氣球兵	輜重兵	經理部	衛生部	獸醫部	軍醫部	計重輸卒
一	一	一	一	一	一	二	四	一	一	一
二	二	二	三	七	九	二	一	一	一	一
三	三	二	三	七	九	一	一	一	一	一
四	三	二	三	七	九	一	一	一	一	一
五	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一
六	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一
七	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一
八	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一
九	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一
一〇	二	二	三	七	九	一	一	一	一	一

第三 軍事警察

一、序 論

我國の憲兵は明治十四年一月十四日陸軍部内に憲兵科を置かれたるを端緒とし、同年三月十一日初めて憲兵條例制定、五月九日を以て創設せられたり。其の職掌に關する要旨に曰く、憲兵は陸軍兵科の一部に位し巡按檢察の事を掌り、軍人の非違を視察し行政及司法警察の事を兼ね、内務、司法、陸軍の三省に兼隸して國內の安寧を掌る。其の戰時及非常の際に於ける服務の方法は別に之を定む云々。後改正ありて専ら軍事警察を掌ることとなり。

朝鮮に憲兵の派遣せられたるは日清戰役中の野戰部隊に配屬せられたるものを除き、戰後明治二十九年一月二十五日臨時憲兵隊を編成して京城、釜山電信保護の任に當てたるを最初とし其の兵力は隊長以下百三十三名なり。三十六年十二月

一日韓國駐劄憲兵隊と改稱し、韓國駐劄軍司令官の指揮下に直屬し、軍用電線保護以外始めて韓國に於て我が警察權を執行せり。三十七年二月、日露國交斷絶するや樞要地に憲兵を配置して軍事警察權を執行し、戰後更に兵力を増加したり。四十年十月韓國駐劄憲兵に關する勅令發布あり。主として治安維持に關する警察を掌ることとなり、翌四十一年一月各兵科の豫後備役下士、兵卒の志願者を轉科せしむるの勅令發布せられて多數の憲兵を韓國に配置せり。四十三年六月韓國駐劄憲兵隊司令部設置せられ、全然内地憲兵より分離獨立し、司令官以下將校下士を統監府警務部長、警視及警部に兼任し、各道に憲兵隊本部を置き、全鮮を通じて七十七箇所の分隊を開設し、管下に分遣所、駐在所を布置して總員四千二百名、一般行政警察官と共に治安維持及各般の警察勤務に服せしめられたり。同年八月日韓併合行はる、や九月直ちに朝鮮駐劄憲兵隊司令部と改稱し、朝鮮總督府の警務行政を擔任し其の功績甚大なるもの有り。大正七年五月朝鮮憲兵隊と改稱し、大正八年三月所謂騷擾事件を経て八月編成改正の結果、従前の兵員八千名を一千名に減じ、全く内地同様軍事警察本來の任務を掌るに至り、尙其の後大正十四年二月朝鮮憲兵隊司令官は憲兵司令官に隸することとなり。

二、木浦管區時代

日露戰後韓國の治安を維持する必要上、滿洲と共に各一隊の憲兵を駐在せしめしこと前記の如し。而して明治四十年十月韓國駐劄憲兵に關する勅令の發布ありて京城に其の本部を置かるや、本道内榮山浦に分隊(初代隊長大尉大原壽四郎)を設け、全羅南道一圓及全羅北道の一部を管轄したり。

時に分隊管内の靜謐を保つに便せむがため、更に木浦地方を分割して木浦管區と稱し、府内大和町に其の屯所を置き、管區長少尉阿武新太郎麾下約三十名を率ゐて在任したり。時に管區内を分つて咸平、靈光に分遣所を、桂川、古幕院、務安に派遣所を置けり。韓國駐劄憲兵に關する勅令の發布は前記の如く明治四十年十月の事なるも、木浦に實際の施設あり

しは翌四十一年春にして、爾來約二年有餘の間理事廳警察と並び存して國策遂行に資する處ありたり。然るに統監政治從來の實績は今や一段の積極的施設を要とするものあるに至りしかば、茲に憲兵機關の完備を期し、明治四十三年七月二十五日京城に韓國駐劄憲兵司令部を開設し、各道は各其の憲兵隊本部管下の主要地に分隊或は分遣所等を置き警察網の分布平均且つ細密を加へたる結果我が木浦管區は乃ち廢せられたり。當時本道には光州憲兵隊本部の下に榮山浦、長興、順天、和順、長城の五分隊及咸平、筏橋、求禮、光陽、同福、潭陽等の六分遣所あり以て全道の警備に任じたるが、此の制度は初め併合事業の遂行に參與し、其の後大正七年五月朝鮮憲兵隊と改稱して總督府の警務行政と分離し、翌八年八月十日改制して、純然たる軍事警察機關に還元したる迄八、九年の長期間存続したるものとす。

因に此の間光州本部に於ける歴代隊長は少佐笠貞次郎、同浦野丈三、大佐鹽澤義夫、同藤田耕一の四氏なり。

三、木浦憲兵分駐所

大邱憲兵隊本部大田分隊に隸し、昭和二年九月一日群山分駐所と同時に開設せらる。初め南橋洞一〇五番地に事務を開始し、月餘にして同洞一三五番地に移りしが、昭和三年五月一日又更に昌平町十六番地現在の處に移轉したり。朝鮮憲兵隊司令部管下五個の憲兵隊本部に所屬する分駐所の數目下八あり。陸接國境方面を除きては海岸地方に仁川、群山及木浦の三を數ふるのみ。惟ふに主要海港に於ける物資の集散、民心の趨向如何は軍事上常に注目し値するものありて存するが爲なるべし。

當港は從來軍艦及軍用水上飛行艇の來訪頻繁なりしのみならず、陸上に於ける軍事設備も逐次加へられむとするの形勢あるに鑑み、木浦憲兵分駐所の將來は益々多事なりと推せらる。

歴代所長一覽

軍曹	大西勝彦	自昭和二年九月一日
同	藤井益美	自同三年四月一日
同	宮坂十助	自同三年十二月十日
同	佐藤實	自同五年十二月四日

第三節 通信並海事

第一總說

朝鮮郵政の沿革を討ぬるに新羅、高麗何れも書史に顯れたるもの無く、李朝の國初に於ては其の名號、品秩多く前代の制度を襲用したるが、三世太宗の元年(紀元二、六〇一)新に官制を定め、四世、世宗の十二年(紀元二、〇九〇)之を改正し、九世成宗の十六年(紀元二、一四五)大典を頒布して茲に百官有司甫めて定名あるに至れるも尙未だ郵政の機關備はりしを見ざるなり。

二十六世高宗の二十一年即ち明治十七年時の朝鮮政府新たに郵征總局を設立したれど、其の開局の祝宴に當り所謂甲申の變事勃發し一大頓挫を來したるは世の熟知するところ、其の後明治二十八年農商工部所管の下に郵便司を置き、翌年日本人を招聘し日本の制度に倣ひて郵便事業の遂行を期せり。之れ朝鮮に近世通信制度の有る初めなり。爾後幾多の政變に伴ふ事業の消長を免れざりしが、明治三十一年佛國人を顧問に聘し、同三十三年一月には萬國郵便聯盟にも加入せり。此の年三月同じく農商工部所管の下に通信院官制を發布し、從來の郵便司は悉く同院の管轄下に統一し郵便、電信、船舶、海員に關する一切の事務を掌理せしめたり。

電信は明治十八年清國が政治上の目的を以て京城・義州間及京城・仁川間に架設したるに初まり、比較的早き歴史を有

するも小包、爲替、貯金等の便法は遂に施行せられざりしものとす。斯くの如く朝鮮の郵便事業は木浦開港以前既に多少の發達を見たりしと雖も、本事業の經營に就ては政府は多大の出費を要し、到底其の負擔に堪へざるを以て爾後の發展亦期すべからざるの觀ありたり。

此の時半島に於ける日本の通信施設如何を見るに明治九年釜山に郵便局を開始したるを創めとし、次で十三年元山に、十六年仁川に、二十一年京城に各開局し、別に明治十六年長崎・釜山間に海底電線を沈設して清國の陸上施設に先つこと一年、明治十七年より電信を開通せり。爾來、日清、日露の兩役を経、在留日本人の發展に伴ひ、半島内の諸都邑概ね我通信機關の設置を見ざるなきに至れり。茲に半島の開發、公衆の利便、軍事經濟上の見地より兩國の通信機關を合同して共通の一組織とするは極めて適切且つ急務なるを痛感し、明治三十八年四月一日遂に韓國通信機關の委託に關する取極書を調印交換したり。依て帝國政府は同年七月一日同機關の引繼を了し後、之が中央機關として統監府通信管理局を設くるに至れり。

此の間木浦に於ては開港に後るゝこと一ヶ月半、即ち明治三十年十一月十五日領事館内に日本郵便局設けられ、直ちに在留民其の他の需要に應じたりしが、明治三十二年八月借上家屋の新築落成（今の木浦警察署建物の一部）と同時に領事館より分離し、明治三十九年六月現在の建物に移れり。

日本郵便局の開局に遅るゝこと四十日即ち明治三十年十二月二十五日韓國政府は居留地外萬福洞（今の竹洞郵便局官舎）に務安郵便司を開き、翌三十一年二月七日務安電報司を併設したり。是等韓國側の郵便設備は對外的に體面維持上の理由少からざりしが如く、當時人民間に未だ之を利用する丈の知識と必要とを缺きたる上、當該官署の執務振り亦理想的なりと云ふを得ず自然多くを期待し難かりしも、獨り電信に就きて、務安電報司は地方通信界唯一の利器にして、明治三十八

年五月木浦郵便局に於ける取扱開始まで、何人も之に依頼するの外あらざりしものとす。

第二 郵便

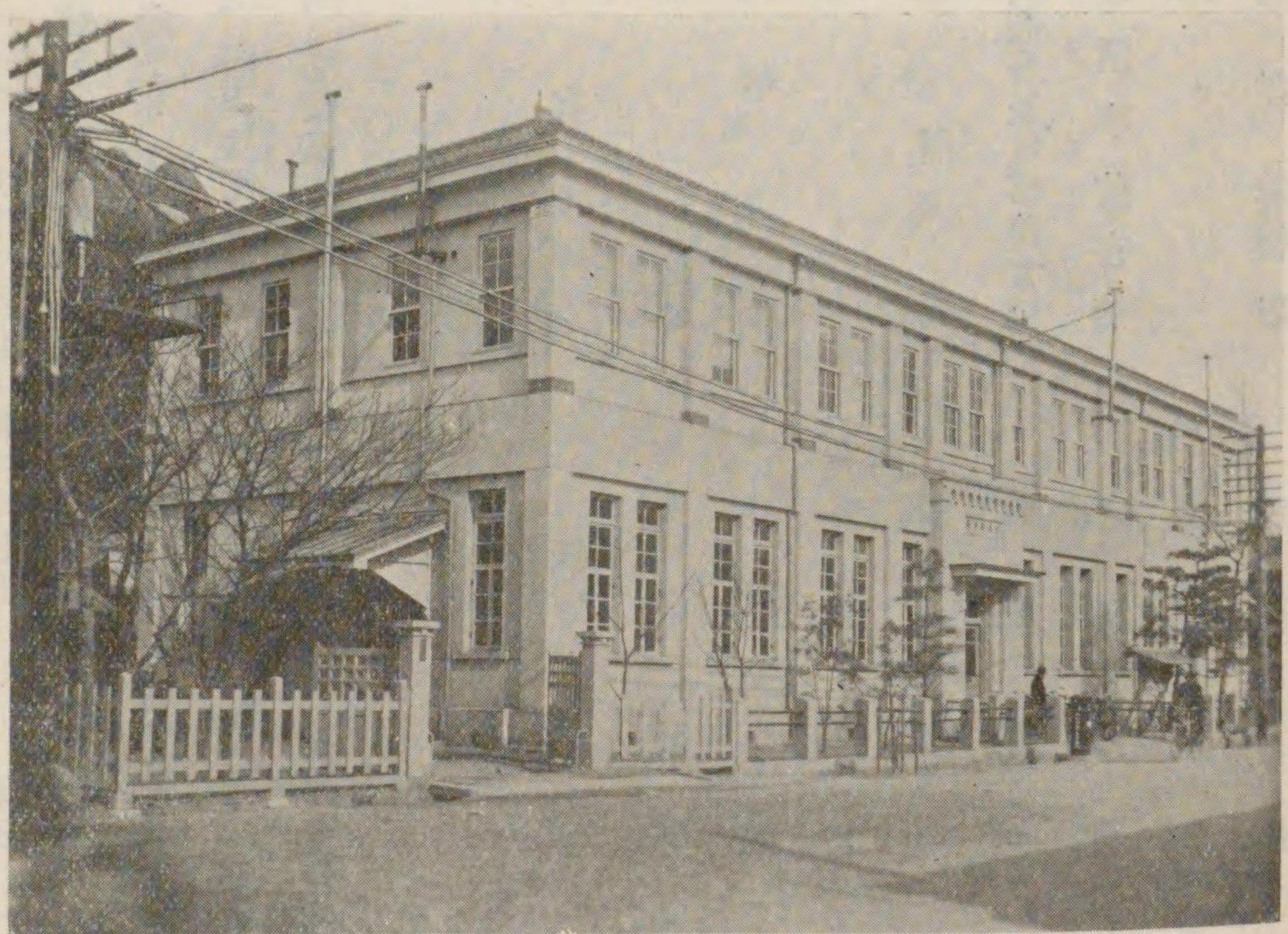
一、木浦郵便局

府内大和町二丁目にあり。明治三十年十一月十五日領事館内に開局、初めは單に通常郵便のみを取扱ふに過ぎざりしが、三十一年七月一日爲替、貯金事務を、三十三年三月切手貯金の取扱を、同年五月一日小包郵便事務を各漸次開始し、配達區域は務安、羅州、南平、光州等に及びたり。三十二年群山開港せらるゝや十一月同地に出張所を設け、三十六年には榮山浦に受取所を置きたる外濟州島に郵便船の運航を始む。

明治三十八年四月日韓兩國の通信機關合併せられ乃ち務安郵便司及同電報司の事務を繼承す。全羅南道一圓を管轄區域と爲し、光州其の他各要地に新設せられたる郵便局所を監督し俄然事務の膨脹を見たり。

三十九年一月統監府設置と同時に遞信省の所管を離れて統監府通信管理局に屬し、四十三年總督府の所管に遷れり。四

木浦郵便局



十二年十二月振替貯金拂込取扱を、四十三年六月爲替居宅拂を、四十四年九月集金郵便を順次各開始したり。爾來二十餘年間通信事業の發達は、民衆利用の激増と相俟つて、明治三十九年建築當時の舊廳舎を以てしては執務上堪へ得べからざるに至り、乃ち昭和四年工費一萬八千八百圓を投じて之れが改築に着手し、九月三十日竣工、十月三日新館に引き移れり。新館は平家建舊館百十六坪二五を、總二階建に改めたるものにして、階下は元の如く煉瓦造、階上は木造なるも一樣に人造石を以て外装し、面目一新したり。二階は電信室、宿直室、食堂、局長室等に充て、一階は郵便現業室、電報受付室、庶務會計室、應接室、公衆溜室等に使用せらる。

歴代局長一覽表

在職期間	職名	官	氏名
自明治三十一年十一月十五日	局長	領事	久水三郎
至同三十四年六月七日	局長代理	通信書記	渡邊彌太郎
自同三十四年六月七日	局長	通信書記	天野文五郎
自同三十六年七月二十二日	局長	通信屬	氏永信一
自同三十九年一月九日	局長	統監府通信事務官補	岡本眞一
自同三十九年四月十四日	局長	通信事務官補	岩城竹治
自同三十九年五月十五日	局長	通信書記	齋藤小一郎
自同三十九年五月二十八日	局長	通信書記	三原一郎
自同三十九年九月十九日	局長	通信書記	

自	至	局	長	遞信副事務官	氏名
自同十三年十二月九日	自同十三年十二月九日	局長	保阪久松	遞信	
自同十三年十二月二十三日	自同十三年十二月二十三日	局長	浦田仙三	同	
自同十三年十二月二十三日	自同十三年十二月二十三日	局長	伊場金藏	同	
自同十三年十二月二十四日	自同十三年十二月二十四日	局長	吉田虎長	同	
自同十三年十二月二十四日	自同十三年十二月二十四日	局長	淺野文亮	遞信書記	

一、通常郵便取扱數表 (凡そ毎五年)

年次	引受	配達
明治三十年度	一六、一一〇	一二、六四八
同三十五年度	二〇五、六四八	二四三、六六三
同四十年度	三五七、一八三	五一四、九二五
同四十五年度	一、二三四、七七九	一、五九九、一一二
同五十年度	一、五三二、五二四	一、四九八、〇七六
同五十五年度	一、九八〇、一二三	二、〇四二、九五四
同六十年度	二、二八五、三三〇	二、二九五、三五五
同六十五年	二、二八二、二九九	二、四六八、五五七
同七十年度	二、六五二、六九六	二、九〇二、〇六四
同七十五年度	二、五三一、七〇五	二、七四八、二二七

二、小包郵便取扱數表 (凡そ每五年)

年次	引受	配達
明治三十三年	一三九	四八四
同三十四年	二一四	七七三
同三十五年	三七二	七三三
同三十六年	八、八六四	一四、八八四
同三十七年	八、九二〇	一三、六五三
同三十八年	一三、六〇六	二二、七一四
同三十九年	一八、一五四	二二、五九一
同四十年	一六、二〇二	三一、九一五
同四十一年	一六、四七五	二二、三五二
同四十二年	一六、九一九	二七、七一六

三、爲替取扱高表 (凡そ每五年)

年次	振出	拂渡
明治三十一年	二二、六三八・六九六	三、三四四・六三四
同三十二年	五〇、三五七・九二一	三八、九六三・六四八
同三十三年	二〇九、七三一・一七二	一〇一、七一二・四一一
同三十四年	四一七、五六二・五六四	四八六、二〇一・六一五
同三十五年	四五五、一〇八・五六〇	六五三、六九二・八二〇
同三十六年	一、〇七七、一一七・七七〇	一、〇五五、〇二七・〇一〇
同三十七年	一、二六六、七七一・〇〇〇	一、三二五、一六九・七六〇
同三十八年	一、四六三、三一九・九〇〇	一、三四五、五一七・四一〇

同三十九年	一、一七四、四五二・二三〇	一、三八七、九二〇・七〇〇
同四十年	一、二〇八、四六一・一一〇	一、四五六、七四一・七二〇

四、貯金取扱高表 (凡そ每五年)

年次	預入	拂戻
明治三十一年	二、七二二・五一五	二、六七二・一八三
同三十二年	三、一五四・四二一	三、一三〇・四四〇
同三十三年	一七、五五一・三〇六	一四、四一一・一〇三
同三十四年	六五、七七八・四六七	五八、八六七・二七五
同三十五年	九一、七五一・九三九	八〇、四九〇・五二五
同三十六年	二一三、〇四三・二六〇	一九六、〇〇三・三九二
同三十七年	二六九、三一二・八八〇	三〇〇、四七〇・二四〇
同三十八年	三一八、九一九・三九〇	二九五、五二〇・九六四
同三十九年	三四六、九二四・八三〇	三三〇、八四九・五四〇
同四十年	三三九、六六二・三〇〇	三二一、七四二・八九九

五、振替貯金取扱高表 (凡そ每五年)

年次	拂込	拂出
明治三十九年	二、一九九・三〇〇	一二八・四四七
同四十年	九、一一三・一七五	四八四・六四〇
同四十一年	一一七、三三四・四八四	二四、三六四・四八五
同四十二年	三八九、七四一・九六六	一〇九、〇七四・七六九
同四十三年	六三二、五二七・〇二〇	六五六、七〇四・〇八一

第一編 政治 第二章 官公署 第三節 通信並海事

大正	七六四、二二六・五二〇	一、三〇一、二五一・一四〇
昭和	八八四、三一七・六六〇	一、二二二、〇〇九・七一〇
同	九四四、八五九・七四〇	七一一、七六二・二二〇
同	一、〇六七、〇七二・六五〇	八四三、五四七・九一〇

歳入出の状況を見るに開局以來明治四十二年迄歳出常に歳入を超へたりしが四十三年併合の年次以來俄然として歳出を凌ぐの歳入を得極めて有利なる官營事業と爲れり。今昭和二年度の歳入を検するに歳出の七倍を突破して尙綽々の餘裕あり、明治三十一年の歳入に比すれば約四二〇倍に達し而かも比年急遽なる収入増加の勢を示しつゝあり。

六、歳入 歳出表 (凡そ毎五年)

年次	歳入	歳出
明治三十年度	四、〇六三	五八五・一八一
同三十五年度	四、二三八・五九七	五、七六二・〇二二
同四十年度	三六、四四二・八九八	五六、〇三一・五七〇
同四十五年度	八四、四〇九・四一八	二七、〇四六・三二〇
大正元年度	一一三、九三五・二九〇	二八、九六八・六八〇
同五年度	二八八、九八二・七四三	七四、一一五・八二〇
同十年度	六二三、〇七三・七〇五	九〇、五四八・〇〇〇
昭和元年度	六七〇、四七六・七五五	九三、二九六・八一〇
同二年度	六七八、六三三・九一〇	九六、八二二・六五〇
同三年度	六九一、五四一・九九五	一〇二、六二六・〇七〇
同四年度		

二、郵便所

1. 木浦巡邏船内郵便所 全羅南道水産會(大正十二年四月迄は朝鮮水産組合全羅南道支部、其の以前は朝鮮海水産組合木浦支部と稱せり)に屬す。全羅多島海に於ける漁業者の爲め、通信機關の不備を以て深く遺憾としたる朝鮮海水産組合木浦支部長石森敬治の明治三十七年八月二日附請願に依り、同年十月十日附郵便受取所を設置せられ、郵便爲替貯金事務を開始したるものなり。

後三年を経て明治四十年四月一日名稱組織を改めて郵便所と成る。巡邏船(今は斯る名稱の船なし)は巡航の都度定められたる区域内に於ける郵便物の集配を爲すべく、其の区域は屢々増減を見たるも明治四十二年全羅南道智島、莞島、珍島各郡及忠清南道鰲川郡内の島嶼部と定められてより以降著しき異動無し。

歴代主任者

受取人	所長
石森敬治	同
同人	富樫恆
井上弘	久野義三郎
關平馬	和久田半藏
山田林平	同
下村省三	同

- 2、昌平町郵便所（舊稱、南橋洞郵便所） 明治四十五年三月十六日造田規の請願に依り南橋洞一七二番地に開設せられたるものなるが、大正十一年十二月十日隣接地昌平町十番地に移轉し、現名稱を冠するに至る。
- 3、南橋洞郵便所 昭和三年三月三十一日原田長太郎の請願に基き同洞五番地に開設せられたるものなり。

第三 電信、電話

一、電信

明治三十八年五月日韓通信機關合併時に至るまで電信は木浦の日本郵便局に於て取り扱ふこと無かりしを以て、其の前在留の内外國人は何れも三十一年二月七日竹洞務安郵便司内に開廳したる務安電報司に依りて、電報に依る通信の用務を果す外手段あらざりしこと、既に總説の項に叙したる所の如し。然れども此の電報司なるものが、黎明期に於ける始業匆勿の際、能く充分の機能を發揮せむことは固より庶幾し難く、當時在留民間に不利不便を訴ふるの聲實に喧しきものありたり。今参考のため左に主なる二・三の難點を録記し置かむ。

- (1) 仁川、釜山等の日本郵便局は、當時既に外國電報を取扱ひしに拘らず、韓國電報司との間に聯絡無きが故、木浦より内地に直通せず。
- (2) 爲に木浦、大阪間の電報は一旦釜山に特設したる仲次人に打電し、夫れより更に改めて大阪其の他へ發信するを要したり。
- (3) 韓國電報は諺文、支那符號及歐文の外受け付けざりしかば、仲次人は毎回相互翻譯の煩を免れず。
- (4) 歐文に慣れず諺文の誤達に苦しみたる當時の在留日本人は、通例支那符號を以て漢文を使用したり。
- (5) 符號電報の一例

3368 (朝) 9007 (鮮) 1027 (木) 4837 (浦)

(6) 前記符號電報を用ふるに當つては發信者、受信者共に其の符號冊子を所持せざるべからず。

電報に關する此の不便は明治三十年日、韓、清三國間に聯合電信の協定成立せる以來、羅馬字及羅馬數字は相互間直通となりて大に緩和せられたりと雖も不通、遲着、誤報等は不相變免るゝ能はざりしなり。

當時に於ける電報料金左の如し。

日韓兩地相互間

羅馬字に限る 一語に付 日本貨 四十錢

一語は英文十五字以下、羅馬綴り十字以下とす。

尙外に首尾料即ち發信者、受信者の住所、氏名に對する料金を要し其の計算は本文同様とす。

韓國内各地相互間

英文又は羅馬綴 一語に付 韓貨 十錢

諺文 一字に付 同 二錢

漢字符號 一語に付 同 五錢

韓貨は白銅貨にても華錢にても差異なし、首尾料を要すること同じ。

斯くて其の後尙數年間如上の苦痛を除く能はざりしが、明治三十八年四月韓國の通信機關、全然日本政府に委任せられてより茲に初めて其の不便を脱出し得たり。即ち右委任後に於て在來電線は根本より改造せられ、通信確實と爲り、又始めて和文電報を發信し得るに至れるのみならず、同年八月木浦釜山間に直通線の架設を見、公衆の利便頓に進展したり。

電信成績表 (凡そ毎五年)

年次	發信	着信
明治三十八年度	九、七九四	九、七七三
明治三十九年度	三五、四五九	三二、六三五
大正元年度	六一、二一四	五三、二六七
大正二元年度	四九、三七一	五一、〇八四
大正三元年度	八三、二四七	八七、九六六
昭和元年度	一二四、四〇二	一一一、三六一
昭和二元年度	一一三、二七四	一一三、二七八
昭和三元年度	一二二、三二一	一一九、七〇〇
昭和四年度	一二四、〇九五	一二三、二九六

二、電話

明治三十九年末工事着手、四十年春竣成、四月六日より通話開始、次で光州榮山浦等の諸地方相互間に市外電話を交換し得るに至れり。其の後警備上の必要より各地の守備隊、憲兵隊、警察署及各其の分駐所等相互間を聯絡するため警備電話の架設あり。明治四十二年六月以來便宜之を公衆の利用に供與するの途を開けり。電話網の擴充に伴ひ上記警備電話の利用は、日に月に減少の趨勢を示しつゝある一方、市内及長距離の利用範圍年々増大し來り今や加入者數七〇〇臺を呼び一部島嶼を除く全南一圓及全北、忠南の主要地乃至京城、仁川、釜山間に涉り相互の通話可能と爲れり。

電話成績表 (凡そ毎五年)

年次	加入者數	通話度數
明治四十年年度	一四〇	四五八、六六〇

年次	加入者數	通話度數
大正元年度	二五一	一、一三八、四一七
大正二元年度	二三六	九六一、一七三
大正三元年度	三四七	一、一四七、七九八
昭和元年度	五八一	二、四七九、〇八二
昭和二元年度	六一二	二、五四七、一一九
昭和三元年度	六三八	二、七六六、二五五
昭和四年度	六六六	三、一七四、一四一

第四 無線電信

一、總説

夙に發達すべくして而して久しく振はざりしものは朝鮮に於ける無線電信電話の設備なりとす。近代日本の領有に歸せし我が諸版圖中、遅れて到りし朝鮮地方が、各種文化的施設に於て、常に爾餘の外地の後塵を拜する傾ありしは亦已むを得ざりしなるべしと雖も、ラジオの普及今日の如きを見るに當り感今更痛切なるものあり。以下沿革の概要を述べむとす。

日露戰役後、鮮内三箇所の燈臺に無線電信の設備を見たが、元來航路標識管理所に屬する所謂燈臺無線と稱せられたる小規模のものにして、其の目的たる僅かに各燈臺間の通信、海軍艦船との中繼、近海航路船舶に對する警報及海難救助等特殊或は緊急の場合に限られ、後之に加へて船舶通過報並に氣象觀測通報の用を便せしに止まれり。

大正十二年四月總督府が、朝鮮内に施設せられたる陸軍所管無線電信の一部移管を受くるや、初めて京城府龍山に京城無線電信局を、次で木浦、濟州、釜山及鎮南浦にも各無線電信局を設置し、茲に公衆通信の取扱を開始せり。尙近く清津にも設置せられむとす。京城無線局は其の規模過小にして中央都市の需要を滿たすに足らざりしかば間もなく是を擴張し

て従来の局舎を送信所に専用し、別に清涼里に受信所を設け、京城中央通信所（京城郵便局三階）に於て總括送受する装置と爲し、大變更を加へたる結果漸く對内地及國際無線としての陣容整ひ、内容亦稍々伴ふものあるに至れり。

又朝鮮に船籍を有する船舶無線電信の状況如何と云ふに、是亦殆ど語るに足るものなく、嘗て遞信局所屬光濟丸ありしも今や既に廢せられ、其の後大正十四年木浦警備船金剛丸に、昭和四年釜山の漁業監視船朝風丸に、夫々設置せしと雖も元、之れ官廳用無電にして一般公衆の用を辨すべからず、昭和四年五月全羅南道水産會所屬南鵬丸（木浦定繫）に無線電信取扱所を開き、以て僅かに一部公衆用無線電信を取扱ふこととなれり。南鵬丸の無線電信取扱所は實に公衆電報取扱船舶局の鼻祖にして又私設無電取扱所許可の嚆矢なり。然れども船舶無線電信施設既に實施せられ、最近關東廳又は臺灣總督府管下の私設許可數二十乃至三十餘隻を算するに對比して、僅かに如上三隻を有するに過ぎざる我が朝鮮無電界は顧みて不振なりと謂ふべし。

無線電話は大正十二年釜山福岡間に通話の計畫を爲したることありしも、實驗の結果成績思はしからずして中止のまゝ、今に實現を見ざるは遺憾なり。放送無線電話は大正十五年十一月社団法人京城放送局の設立を許可せられ翌昭和二年二月十六日放送を開始す。内地に遅ること二年なり。昭和三年三月末に於ける聽取者は内地人一、四八一人、朝鮮人三六六人、外國人一二人、合計一、八二九人にして勉めて勧誘の結果、同年末に於て約九千人の加入者を得たるも内地各放送局の盛況に比すれば甚だ逕庭ありと爲す。殊に最近内地各放送局が一樣にキロ電力使用の域に進みたるに拘らず、未だ國庫の補助を仰がざれば現状の持續すら憂慮さるゝが如き貧弱状態に在る我が朝鮮放送事業の將來は尙暫らく多難なるべし。

朝鮮總督府管内無線電信電話一覽

局名	呼田符號	開始年月日	備考
京城無線電信局	J B A	大正十二年四月一日	海岸局及固定局
第一裝置	J B A		
第二裝置	J B B		
第三裝置	J B C		
第四裝置	J B D		
木浦無線電信局	J B H	大正十四年五月一日	同
濟州無線電信局	J B I	同	同
釜山無線電信局	J B T	昭和二年六月二十一日	同
鎮南浦無線電信局	J B L	昭和三年二月十一日	同
小青島燈臺無線所	J K S	明治四十四年一月一日	同
港門島燈臺無線所	J K M	明治四十四年十二月七日	同
朝風丸託送發受所	J M A A	昭和三年十月二十八日	釜山、官廳用
金剛丸託送發受所	J M B A	大正十四年十一月一日	木浦、官廳用
南鵬丸無線電信取扱所	J M C A	昭和四年五月二十六日	木浦、私設
京城放送局		昭和二年二月十六日	放送電話

二、木浦無線電信所（自明治四十三年十一月二十一日至大正十四年四月三十日）

木浦無線電信所は朝鮮に於ける無線電信最初の施設にして明治四十三年八月二十五日起工、同年十二月二十一日完成、同日より通信を開始せり。木浦府港町二番地俗に稅關山と稱する丘上に建設す。稅關山は海岸に接して南北に延び中央窪まりて南北の二丘となる。北丘は南丘より稍々高く兩丘間は嘗て木製釣橋を架せしも今は廢し、四尺幅の埋立道路を以て